

環境確保条例に基づく総量削減義務と排出量取引制度 トップレベル事業所等認定に関する説明会

令和7年6月
東京都環境局

目次

- 1 優良特定地球温暖化対策事業所（トップレベル事業所）の全体概要
- 2 優良特定地球温暖化対策事業所の認定基準
- 3 優良特定地球温暖化対策事業所の認定に係る手続
- 4 地球温暖化対策推進状況評価書等の概要
- 5 評価書等の作成方法
- 6 認定基準、認定ガイドライン、検証ガイドラインの主な改正内容

目次

- 1 優良特定地球温暖化対策事業所（トップレベル事業所）の全体概要**
- 2 優良特定地球温暖化対策事業所の認定基準
- 3 優良特定地球温暖化対策事業所の認定に係る手続
- 4 地球温暖化対策推進状況評価書等の概要
- 5 評価書等の作成方法
- 6 認定基準、認定ガイドライン、検証ガイドラインの主な改正内容

1-1 トップレベル事業所の概要、要件

- 東京都キャップ&トレード制度の特定地球温暖化対策事業所のうち、知事が定めた認定基準に適合する地球温暖化対策の推進の程度が優れた事業所
- 次の3種類の認定区分（レベル）があり、それぞれの認定水準は以下のとおり

認定区分		トップレベル事業所 Silver	トップレベル事業所 Gold	トップレベル事業所 Diamond
定義		地球温暖化の対策の推進の程度が 優れた事業所	地球温暖化の対策の推進の程度が 特に優れた事業所	地球温暖化の対策の推進の程度が 極めて優れた事業所
認定事業所のイメージ		一定水準の省エネ対策・ 再エネ利用を実施	トップレベル事業所Silverよりも 更に省エネ対策や再エネ利用の 取組を実施	ゼロエミッション化に向けた省エネ・ 再エネに加え、更に進んだ 環境配慮等を推進
認定水準	得点	総合得点70点以上	総合得点80点以上	総合得点90点以上
	不合格要件数	評価項目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲで2以内、 Ⅳ・Ⅴで2以内（竣工年により、 不合格要件の数は緩和）	評価項目Ⅳ・Ⅴで2以内	0

1-2 トップレベル事業所認定のメリット

制度内のメリット

- 超過削減量の発行上限撤廃
(経過措置：削減義務率の減少措置)

制度外のメリット

- 東京都のグリーン調達における推奨事項への追加
- 金融機関等からの認知・評価の向上
- 東京都による広報（拡充予定）、セミナー等登壇
- 認定証・楯、認定ロゴを使用したPR活動

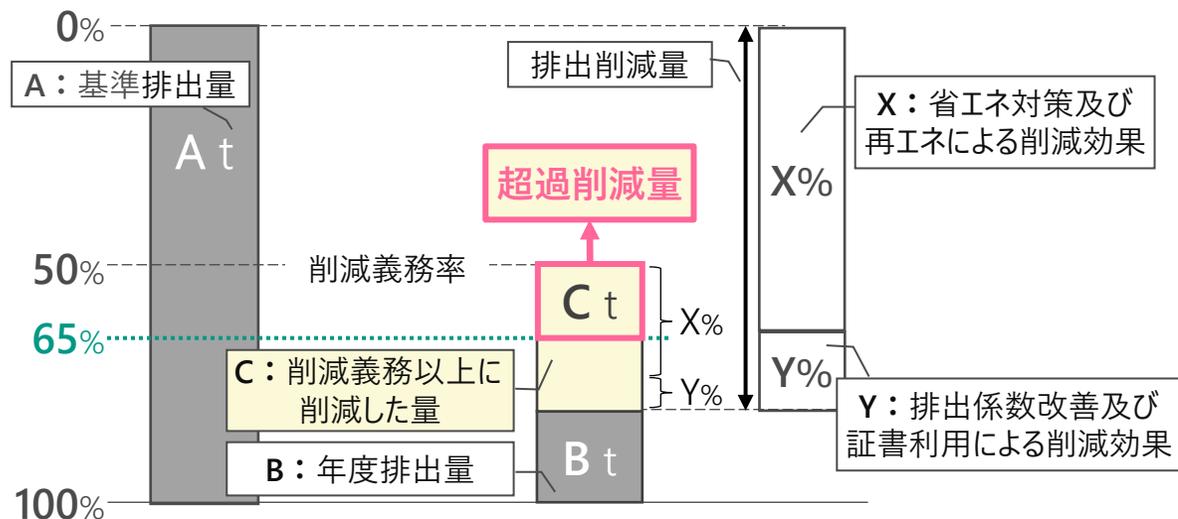


1-3 認定のメリット | 超過削減量の発行上限撤廃

▶ 第四計画期間の超過削減量の発行方法 (キャップ&トレード制度における原則)

削減義務率50%、トップレベル事業所でない例

基準排出量から年度排出量を減じて得た量のうち、削減義務以上に削減した量に占める省エネ対策及び再エネ(オンサイト・オフサイト)相当量(基準排出量の65%を上限)を合計した量をクレジットとして発行



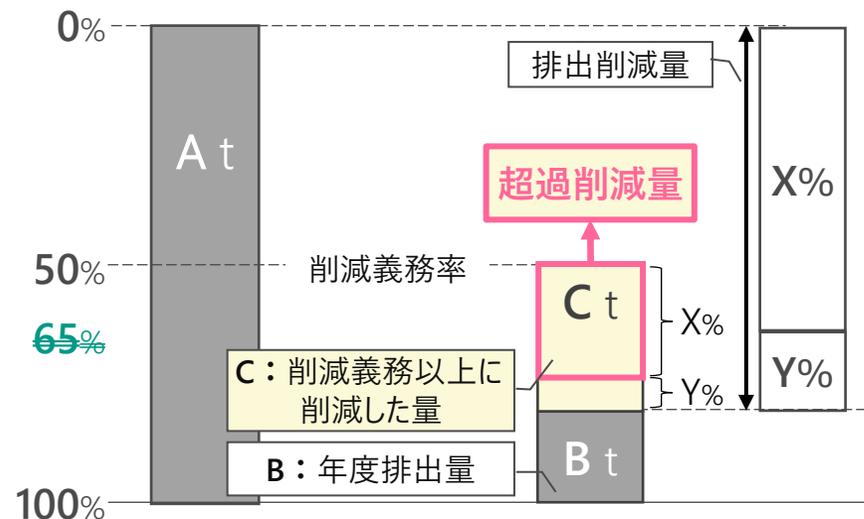
$C_{[t]} \times X/(X+Y)$ [%] を超過削減量として創出
(基準排出量 \times (65%-削減義務率) [t] が上限量)

▶ トップレベル事業所に認定された場合

削減義務率50%、トップレベル事業所の例

超過削減量の発行上限は撤廃*
(発行上限率: 65% \Rightarrow 100%)

*削減義務率の減少を受ける場合は撤廃されない



$C_{[t]} \times X/(X+Y)$ [%] を超過削減量として創出
(基準排出量 \times (65%-削減義務率) [t] が上限量)

1-4 認定のメリット | 削減義務率の減少 (経過措置)

一定条件のもと、申請により、超過削減量の発行上限撤廃に代えて、削減義務率の減少を受けることが可能

区 分		削減義務率 (第四計画期間)		
		本則	トップレベル事業所	
			GOLD	SILVER
I-1	オフィスビル等と地域冷暖房施設 (「区分I-2」に該当するものを除く。)	50%	30%	40%
I-2	オフィスビル等のうち、他人から供給された熱に係るエネルギーを多く利用している事業所	48%	28.8%	38.4%
II	区分I-1、区分I-2以外の事業所 (工場等)	48%	28.8%	38.4%
削減義務率の減少割合			3/5	4/5

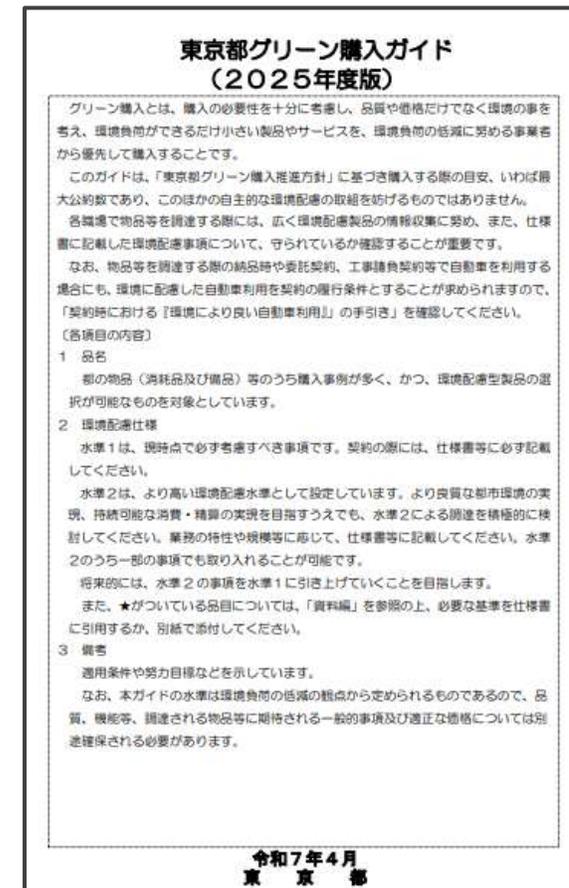
※地球温暖化対策の推進の程度が極めて優れた事業所 (トップレベル事業所Diamond) は、認定時点で削減義務率を達成しているものと想定されることから、削減義務率の減少措置は無い

1-5 認定のメリット | 東京都のグリーン調達における推奨事項

都が「東京都グリーン購入推進方針」に基づき
物品等を調達する際の日安となる「**東京都グリーン購入ガイド**」に
おいて、借上契約の対象となる建築物が**トップレベル認定事業所**で
あることを推奨事項に位置付け

26. 建築物の借上げ	
品名	環境配慮仕様
都保有以外の建築物の借上げ 【役務】	<p>【水準1】 なし</p> <p>【水準2】 ①借上契約の対象となる建築物(都が定めるエネルギー・ベンチマーク^{※1}の対象となる建築物のうち「新築建築物」(供用開始日以後の最初の3月31日を越えていない建築物)を除く。)の前年度の延床面積当たりのエネルギー使用量が、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく「地球温暖化対策報告書」によるエネルギー・ベンチマークのテナントビルの業種区分^{※2}のA又はレンジA+に該当すること。 ②既設の業務用空調設備がある借上契約の対象となる建築物の当該設備が、オゾン層を破壊する物質が未使用であり、可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されているものであること。また、冷媒として用いられるフロン類の漏えい防止のための適切な措置が講じられていること。 ③借上契約の対象となる建築物がトップレベル事業所の認定を受けていること。</p>

東京都グリーン購入ガイド 2025年度版(本文) p34 (抜粋)



東京都グリーン購入ガイド

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/policy_others/tokyo_green/tokyo_green

1-6 認定のメリット | 金融機関等からの認知・評価の向上①

CDP※の「環境情報開示」について

- CDPの質問書に対する企業および自治体の回答は開示され、CDPが分析・スコア付与
- CDPの環境データは、**金融市場、サプライチェーンエンゲージメント、政策イニシアチブ等に活用されている**
- CDP質問書のスコアリング基準は公開されている

気候変動分野の政策立案者との協働に関する質問への回答における留意点

トップレベル事業所認定制度の取組

- ✓ 優良特定地球温暖化対策事業所認定制度は、都の2050年までのゼロエミッション東京の実現に向けた取組の一環
- ✓ 認定事業所は、ゼロエミッションの目標達成に向けて都が推奨する省エネ・再エネに係る優良な取組を実施し、都と共にそのノウハウ共有等を通じて他の事業所の省エネ・再エネ対策を牽引するもの

事業者の取組

- ✓ 事業者は、パリ協定の目標と整合するエンゲージメント活動を行うコミットメント等を公開していること
- ✓ 事業者は、認定による都との協働が、上記コミットメント等と整合していることを明確にしていること

1-7 認定のメリット | 金融機関等からの認知・評価の向上②

GRESB※¹リアルエステイト認証での評価※²

- 「GRESBリアルエステイト評価」とは、不動産に投資する会社やファンド等に対するESGの評価指標
- ESG全般にまたがる7分野（8は任意）、約60の設問で評価

1. マネジメント
2. ポリシーと開示
3. リスクと機会
4. モニタリングと環境管理システム
5. パフォーマンス指標
6. **グリーンビル認証** → トップレベル事業所も評価対象
7. ステークホルダー
8. 新規開発と大規模改修（任意）

グリーンビル認証の分野において、トップレベル事業所の認証が有効な認証として認められている。

DBJ※³ Green Building認証での評価

- 「DBJ Green Building認証」とは、環境・社会への配慮がなされた不動産に関する認証制度
- 不動産のサステナビリティをESGに基づく5つの視点から通常設問74問、**イノベーション設問13問**の計87問で評価

- | | | |
|-------------------|-----|----------------|
| 1. 建物の環境性能 | ——— | 特筆する取組を評価する |
| 2. テナント利用者の快適性 | | イノベーション設問において、 |
| 3. 危機に対する対応力 | | トップレベル事業所も評価 |
| 4. 多様性・周辺環境への配慮 | | 対象 |
| 5. ステークホルダーとの協働 | | |

建物の環境性能の「環境ラベリングの取得」において、トップレベル事業所の認証が特筆する取組として認められている。

※1：欧州の年金基金等により2009年に創設。投資先の選定や投資先との対話に用いるため、不動産セクターの会社・ファンド単位での環境・社会・ESG配慮を測る。

※2：平成30年度東京都トップレベル事業所フォーラム CSRデザイン環境投資顧問株式会社 堀江氏資料より作成

※3：株式会社日本政策投資銀行

1-8 認定のメリット | 東京都による広報、セミナー等登壇

認定事業所の社会的・経済的評価の向上に資するよう、令和6年度以降、認定事業所の皆様の御協力も得ながら、ウェブサイト、SNSをはじめ様々な広報を更に拡充予定

東京都ウェブサイト等への掲載

認定事業所の事業所名や取組等を掲載し、脱炭素化の取組が優れた事業所として都のウェブサイト、SNS等により広く社会へ発信

東京都デジタルツイン実現プロジェクトにおける事業所の紹介

「東京都デジタルツイン実現プロジェクト」において、地図上でトップレベル認定事業所情報を確認できるようオープンデータ化

東京都のセミナー等への登壇

都が開催するセミナーやイベント等に登壇いただき、地球温暖化対策が進んだ優良な事業所として事業者の取組等を発信



1-9 認定のメリット | 認定証・楯、認定ロゴを使用したPR活動

- トップレベルを取得した事業所には認定証と多摩産材を用いた記念楯を贈呈
- 認定事業所のみが使用できる「トップレベル事業所認定ロゴマーク」を企業のパンフレット、HP、広報誌、名刺等で使用可能



トップレベル事業所認定証及び記念楯



ロゴ



使用例

トップレベル事業所認定ロゴマーク

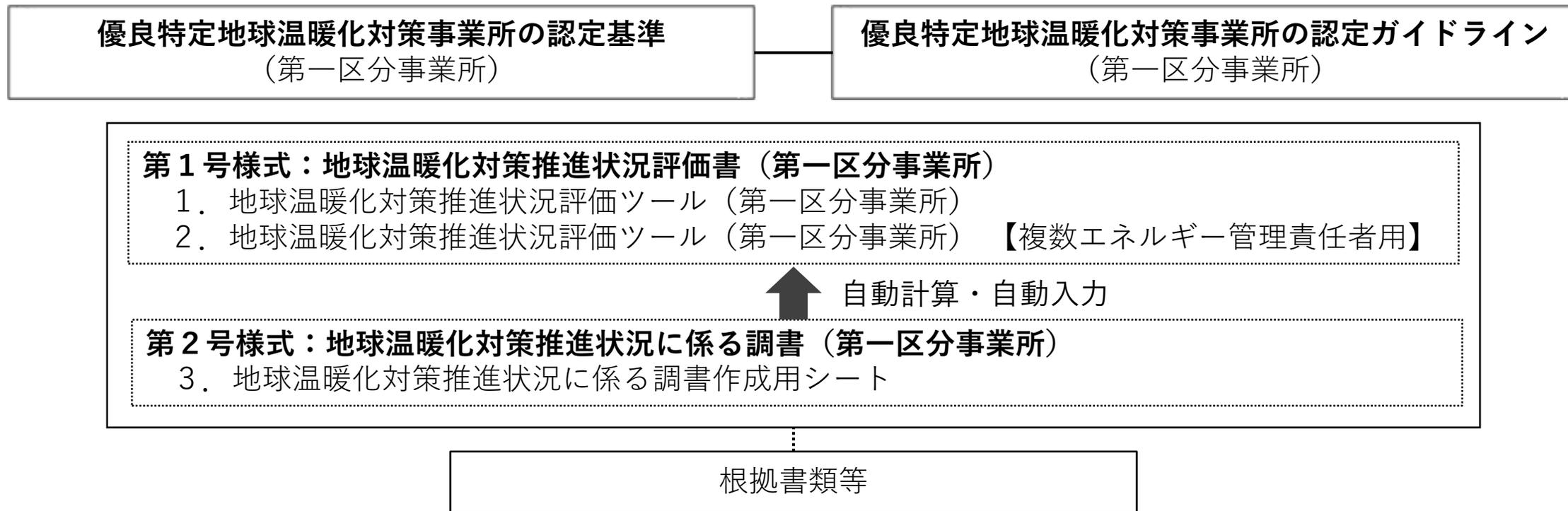
1-10 トップレベル事業所認定の適用期間

- トップレベル認定の事業所が、認定が継続する期間は、原則として認定された年度が属する計画期間終了年度まで
- 第三計画期間に認定を受けた事業所は、当初申請年度から5年度目まで適用(計画期間をまたいで認定)

期間		第3計画期間					第4計画期間				
年度		2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
例①	3期認定		認定	第3期計画期間の認定が5年継続					認定継続の場合は、認定の再取得が必要		
例②	4期認定									計画期間終了まで認定が継続 認定	
例③	4期認定 4期にレベル変更						認定レベル等の変更の場合は、当初認定後5年間、認定継続				
							認定(Silver)	Silver	Silver	認定(Gold)	Gold
例④	3期認定 継続中4期に認定			第4計画期間に認定を再取得する場合は、当初認定年度に関係なく4期終了まで有効							
			認定	準トップ	準トップ	準トップ	認定(Gold)	Gold	Gold	Gold	
例⑤	認定基準不適合後の特例措置			基準に適合しなくなった場合は、取消通知のあった年度まで*							
			認定				取消通知	再認定			

※ 基準に適合しなくなった場合は、いずれの例も、取消通知のあった年度まで

1 - 11 トップレベル事業所に係る基準等の全体像



認定ガイドライン

- 認定基準における各評価項目の取組状況の把握方法に関する指針
- 認定に係る手続き、評価書の作成方法について、事業者側の視点から、認定申請の手順、登録検証機関の検証ポイントを記載
- 取組状況の程度の選択及び評価点の算定に用いる数量の把握について、詳細な方法と検証の考え方を記載したもの

目次

- 1 優良特定地球温暖化対策事業所（トップレベル事業所）の全体概要
- 2 優良特定地球温暖化対策事業所の認定基準**
- 3 優良特定地球温暖化対策事業所の認定に係る手続
- 4 地球温暖化対策推進状況評価書等の概要
- 5 評価書等の作成方法
- 6 認定基準、認定ガイドライン、検証ガイドラインの主な改正内容

2-1 トップレベル事業所の認定

認定基準 P1,2

認定申請事業所が次の事項をすべて満足するとき、トップレベル事業所に認定する。

- ア. 登録検証機関による検証の結果が「適合」で、検証方法が適正であること、
又は、検証の結果が「都と要協議」であるが、協議の結果、「適合」に相当するものと認められること。
- イ. 優良特定地球温暖化対策事業所の認定制度に係る検討会（トップレベル検討会）において、
各委員からの意見に基づき知事が適正と判断できること。
- ウ. 総合得点が、認定基準の認定水準を満足していること。
- エ. 省エネ法の「工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」の
規定により管理標準を設定し、それに基づきエネルギーの使用の合理化に係る調整、計測・記録、
保守・点検等を適切に行っていること。

2-2 評価項目 (第一区分)

認定基準 P10~18 別表第1

評価項目

評価項目の区分	事務所			熱供給施設		
	必須項目	一般項目	加点項目	必須項目	一般項目	加点項目
I 一般管理事項	15	5	2	17	2	2
II 建物及び設備性能に関する事項	21	36	51	12	34	39
III 事業所及び設備の運用に関する事項	13	53	13	10	42	13
IV 事業所の再生可能エネルギーの利用に関する事項	1	3	6	0	2	8
V 事業所のゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項	2	6	3	2	5	4
小計	52	103	75	41	85	66
計 (必須+一般)	230 (155)			192 (126)		

評価分類

評価項目は、重要度や難易度等を考慮して以下に分類

- 必須項目・・・全ての認定申請事業所において評価の対象、トップレベル事業所等が必ず取り組むべきもの
- 一般項目・・・全ての認定申請事業所において評価の対象、トップレベル事業所等が優先的に取り組むべきもの
- 加点項目・・・認定申請事業所において、取組を行っているとき、評価の対象とするもの

2-3 トップレベル事業所等の必須要件 (第一区分)

認定基準 P3

「3a.1高効率熱源機器の導入」、「3c.1高効率照明器具の導入」、その他の不合格要件

- **3 a. 1 高効率熱源機器の導入**

設置年度が2000年度より前又は2012年度より後の熱源機器を1台でも使用している場合であって、全ての熱源機器の定格COP又はボイラー効率が、熱源機種に応じて別表第2の表3. 3又は表3. 4の水準の欄に掲げる数値未満であること

- **3 c. 1 高効率照明器具の導入**

評価点が0点であること又は対象となる主たる室用途ごとの最も消費電力の大きい主たるランプの種類の水準について、別表第2の表7. 1の係数の欄に掲げる数値が0. 9未満であること

- **その他の評価項目 (必須項目)**

評価項目の取組状況の程度が、最も低い取組状況であること

2-4 既築事業所、事業所用途等に関する緩和措置（第一区分）

既築事業所

最も新しい建物の竣工年度に応じた緩和措置を設定

- 評価項目「コミッションングの実施」や「外気冷房システムの導入」などについて、最も新しい建物の竣工年度が2012年度以前の場合は評価分類を「加点項目」に緩和

設備の設置年度に応じた緩和措置を設定

- 評価項目「高効率熱源機器の導入」は、設備の設置年度が2000年度から2012年度までの場合は評価分類を「必須項目」から「一般項目」に緩和
- 2013年度（変圧器については2008年度）以降に更新又は増設をした高効率設備が存在する場合であって、その設備の割合が50%未満のときは、評価分類を変更する。

事業所用途

テナントビル、宿泊施設、医療施設、熱供給施設、情報通信施設及び物流施設には評価分類や評価項目からの除外等の緩和措置を設定

2-5 総合得点の計算方法

認定基準 P4

総合得点

総合得点 = 基礎得点 + 加点項目の得点

- 基礎得点 = 必須項目の得点 + 一般項目の得点 = 100点
- 加点項目の合計点数は、25.0点を上限

配点

基礎得点100点の配点

- | | |
|---------------------------------|-----|
| I 一般管理事項： | 10点 |
| II 建物及び設備性能に関する事項： | 45点 |
| III 事業所及び設備の運用に関する事項： | 25点 |
| IV 事業所の再生可能エネルギーの利用に関する事項： | 10点 |
| V 事業所のゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項： | 10点 |

2-6 各評価項目の得点

認定基準 P4

評価点

- 各評価項目の評価点は、取組状況の程度に応じて別表第2の評価点の欄に掲げる点数又は同欄に掲げる方法により算定した数値とする。
- 取組状況の程度の選択及び評価点の算定に用いる数量の把握は、別表第2の備考に掲げる方法等及び認定ガイドラインに基づき行う。

各評価項目の得点

- 各評価項目は、取組状況に応じて1点から0点の間で評価点を付す
- 評価項目の得点 = 評価点 × 重み係数

2-7 重み係数

認定基準 P5

「重み係数」設定の考え方

- エネルギー使用量が多い設備の評価項目は得点が多い。
→ 設備のエネルギー消費量の大小に応じて得点
- 省エネ効果が多い評価項目は、得点が多い。
→ 対策の省エネルギー効果の程度に応じて得点
- 比較的省エネ率の小さい「事業所及び設備の運用に関する事項」の評価項目でも、総合得点への影響が大きい。
→ 「Ⅲ 設備及び事業所の運用に関する事項」を重視した配点

$$\text{重み係数} = K 1 \times K 2 \times K 3 \times K 4 \times K 5$$

- K 1** I 一般管理事項・Ⅳ 再エネに関する事項・Ⅴ ゼロエミ化に関する事項：要求事項の配分比率
 II 性能に関する事項・Ⅲ 運用に関する事項：エネルギー消費先比率
- K 2** I 一般管理事項・Ⅳ 再エネに関する事項・Ⅴ ゼロエミ化に関する事項：要求事項内の配分比率
 II 性能に関する事項・Ⅲ 運用に関する事項：省エネ率
- K 3** 用途補正係数（区分Ⅰのみ）
- K 4** （区分Ⅰ）、K 3（区分Ⅱ） 適用範囲補正係数
- K 5** （区分Ⅰ）、K 4（区分Ⅱ） 得点換算係数

2-8 建築物環境計画書の評価結果を用いて評価する場合の要件

認定基準 P7

- II 建物及び設備性能に関する事項の得点のみ建築物環境計画書の評価結果を用いて算定することができる。
- II 建物及び設備性能に関する事項の得点は、別表第11で定める方法により算定された各項評価目の区分ごとの得点を合計したものとし、II 建物及び設備性能に関する事項における不合格要件は適用しないものとする。
- 総合得点は、I、III、IV、Vの必須項目及び一般項目である評価項目の得点と建築物環境計画書の評価結果を用いて算定されたII 建物及び設備性能に関する事項の得点を合計して基礎得点とし、これにII 建物及び設備性能に関する事項以外の評価項目の区分に含まれる加点項目である評価項目の得点を加算した得点とする。なお、加点項目の合計点数は、25点を上限とする。

2-9 複数のエネルギー管理責任者が存在する場合の措置

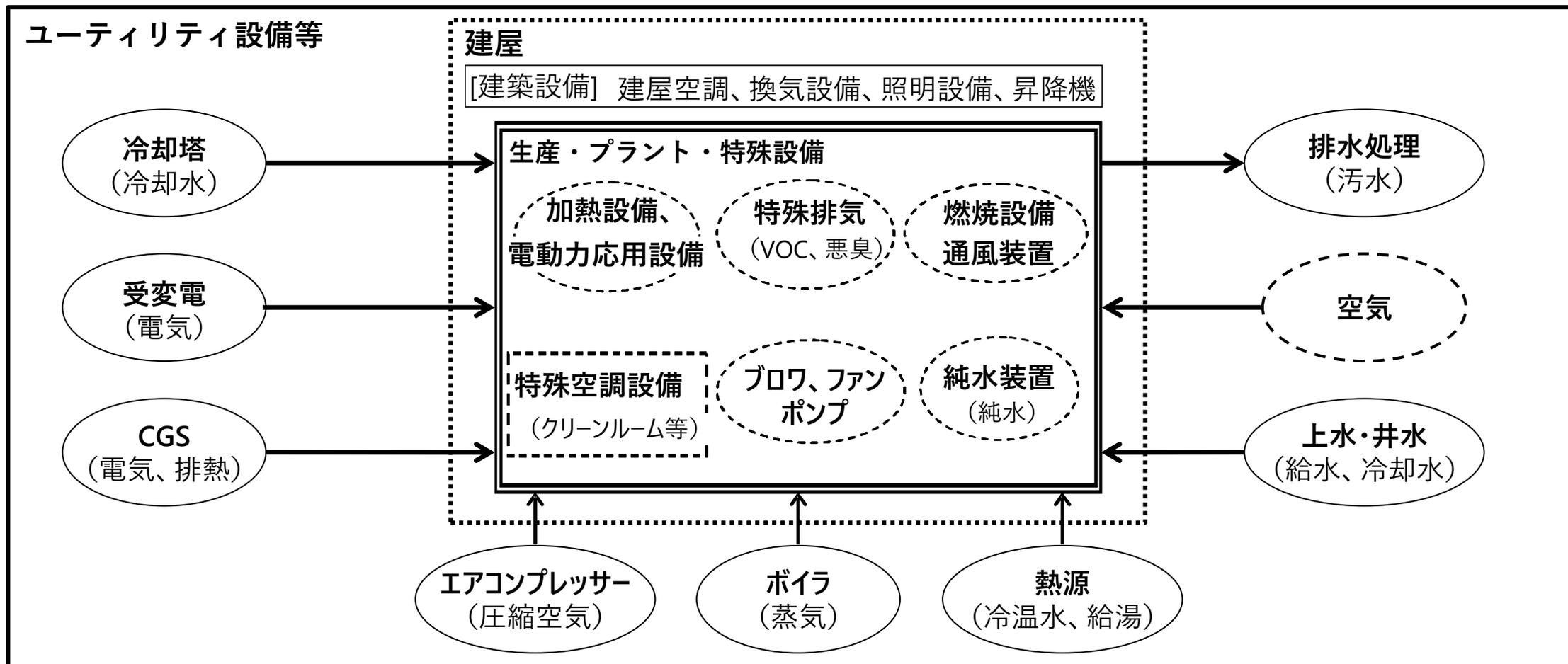
認定基準 P8(区分Ⅰ) P7(区分Ⅱ)

- 地球温暖化対策の推進の程度は、事業所全体を一括して把握する
- 以下のすべての条件を満たす場合、複数エネルギー管理責任者の総合得点の算定方法を適用できる
 - ① 複数のエネルギー管理責任者が存在する場合
 - ② 評価項目の取組状況の一括した把握が難しい場合
 - ③ エネルギー管理責任者ごとのエネルギー管理区分の範囲及びエネルギー管理区分ごとのエネルギー使用量が明確に区別できる場合
- 熱源・熱搬送設備又は給排水設備を共用しているときは、その部分に評価ツール（複数管理者用）を使用することはできない（認定ガイドラインP56）
- 建築物環境計画書の評価結果を用いて評価する場合は、この方法により総合得点を算定することはできない。

2-10 評価対象の設備 (第二区分)

例. 工場における評価対象の設備 (イメージ)

共通設備 (ユーティリティ設備、建築設備) と生産プロセスの工場全般が評価の対象



2-11 評価項目の区分 (第二区分)

📖 認定基準 P2 (区分II)

- 『II 設備及び建物の性能に関する事項』と『III 設備及び事業所の運用に関する事項』の評価項目は、「全事業所共通の評価項目」と「事業所用途ごとの評価項目」に分類

I 一般管理事項 IV 事業所の再生可能エネルギーの利用に関する事項 V 事業所のゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項	II 設備及び建物の性能に関する事項	III 設備及び事業所の運用に関する事項	
全事業所共通	ユーティリティ設備等に関する評価項目 (ユーティリティ設備、建築設備、建物、再生可能エネルギー・未利用エネルギー)		← 全事業所共通
	生産・プラント・特殊設備に関する評価項目		
	上水道施設に関する評価項目		←
	下水道施設に関する評価項目		←
	廃棄物処理施設に関する評価項目		←
			← 事業所用途により評価項目が選択される

2-12 評価項目の区分 (第二区分)

📖 認定基準 P9~21 別表第1 (区分II)

II 設備及び建物の性能に関する事項
1.ユーティリティ設備等の省エネルギー性能
a. 蒸気供給設備
b. 熱源・熱搬送設備、冷却設備
c. コージェネレーション設備
d. 受変電設備、配電設備
e. 圧縮空気供給設備
f. 給排水・給湯設備、排水処理設備
2.建築設備の省エネルギー性能
a. 空調・換気設備
b. 照明設備
c. 衛生設備
d. 昇降機設備
e. その他
3.建物の省エネルギー性能
a. 建物外皮
b. 自然エネルギーの利用
4.再生可能エネルギー・未利用エネルギー
III 設備及び事業所の運用に関する事項
1.ユーティリティ設備等の運用管理
2.ユーティリティ設備等の保守管理
3.建築設備の運用管理
4.建築設備の保守管理

II 設備及び建物の性能に関する事項
5.生産・プラント・特殊設備の省エネルギー性能
a. 燃料の燃焼
b. 加熱及び冷却並びに伝熱の性能
c. 排熱回収
d. 断熱・保温
e. 電動応用設備・電気加熱設備
f. 特殊空調設備
g. 特殊排気設備
h. 純水供給設備
i. 場内輸送設備
j. 追加評価事項
III 設備及び事業所の運用に関する事項
5.生産・プラント・特殊設備の運用管理
6.生産・プラント・特殊設備の保守管理

II 設備及び建物の性能に関する事項
5.上水道施設の省エネルギー性能
a. 共通
b. 取水・導水工程
c. 沈殿・ろ過工程
d. 高度浄水工程
e. 排水処理工程
III 設備及び事業所の運用に関する事項
5.上水道施設の運用管理
6.上水道施設の保守管理

II 設備及び建物の性能に関する事項
5.下水道施設の省エネルギー性能
a. 前処理工程
b. 水処理工程
c. 汚泥処理工程
d. 汚泥焼却工程
III 設備及び事業所の運用に関する事項
5.下水道施設の運用管理
6.下水道施設の保守管理

II 設備及び建物の性能に関する事項
5.廃棄物処理施設の省エネルギー性能
a. 前処理工程
b. 熱処理工程
c. 後処理工程
III 設備及び事業所の運用に関する事項
5.廃棄物処理施設の運用管理
6.廃棄物処理施設の保守管理

2-13 評価項目 (第二区分)

📖 認定基準 認定基準 P9~21 別表第1 (区分II)

評価項目

評価項目の区分	工場他			上水道施設			下水道施設			廃棄物処理施設		
	必須	一般	加点	必須	一般	加点	必須	一般	加点	必須	一般	加点
I 一般管理事項	17	4	2	17	4	2	17	4	2	17	4	2
II 建物及び設備性能に関する事項	13	49	130	12	25	92	16	38	93	14	30	103
III 事業所及び設備の運用に関する事項	32	49	54	22	40	36	22	39	39	23	33	36
IV 事業所の再生可能エネルギーの利用に関する事項	1	3	6	1	3	6	1	3	6	1	3	6
V 事業所のゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項	2	6	2	2	6	2	2	6	2	2	6	2
小計	65	111	194	54	78	138	58	90	142	57	76	149
計 (必須+一般)	370 (176)			270 (132)			290 (148)			282 (133)		

評価分類

評価項目は、重要度や難易度等を考慮して以下に分類

- 必須項目・・・全ての認定申請事業所において評価の対象、トップレベル事業所等が必ず取り組むべきもの
- 一般項目・・・全ての認定申請事業所において評価の対象、トップレベル事業所等が優先的に取り組むべきもの
- 加点項目・・・認定申請事業所において、取組を行っているとき、評価の対象とするもの

2-14 トップレベル事業所等の必須要件 (第二区分)

認定基準 P3 (区分II)

「1a.1高効率蒸気ボイラーの導入」、「1b.1高効率熱源機器の導入」、その他の不合格要件

- **1 a. 1 高効率蒸気ボイラーの導入**

設置年度が1995年度より前又は2012年度より後の蒸気ボイラーを1台でも使用している場合であって、全ての蒸気ボイラーのボイラー効率が、ボイラー機種に応じて別表第2の表1.3の水準の欄に掲げる数値未満であること

- **1 b. 1 高効率熱源機器の導入**

設置年度が1995年度より前又は2012年度より後の熱源機器を1台でも使用している場合であって、全ての熱源機器の定格COP又はボイラー効率が、熱源機種に応じて別表第2の表2.3又は表2.4の水準の欄に掲げる数値未満であること

- **その他の評価項目 (必須項目)**

評価項目の取組状況の程度が、最も低い取組状況であること

2-15 既存事業所に関する緩和措置 (第二区分)

 認定基準 P9~21 別表第1 (区分II)

設備の設置年度に応じた緩和措置を設定

以下の高効率機器の導入に関する評価項目は、使用年数等を考慮し、設備の設置年度によって評価分類を「必須項目」から「一般項目」に緩和

- II 1a.1 高効率蒸気ボイラーの導入
- II 1b.1 高効率熱源機器の導入
→ 事業所内の当該設備（蒸気ボイラー、熱源機器）において、すべての設置年が2000年度から2012年度までの場合は一般項目とする。
- II 1d.1 高効率変圧器の導入
→ 全ての変圧器の設置年度が1990年度以降で、かつ2008年度以降設置の設備の割合が50%未満の場合は一般項目とする。
- II 1e.1 高効率エアコンプレッサーの導入
→ 全てのエアコンプレッサーの設置年度が2000年度以降で、かつ2013年度以降設置の設備の割合が50%未満の場合は一般項目とする。

2-16 エネルギー消費先区分 (第二区分)

 認定基準 P67 別表第5 (区分II)

エネルギー消費先区分	
区分	細目
ユーティリティ設備等	蒸気供給
	熱源
	冷却塔
	熱搬送
	コージェネ
	受変電
	圧縮空気
	給排水
	給湯
	排水処理
	建築設備
一般空調機	
換気	
照明	
昇降機	
コンセント	
厨房	

エネルギー消費先区分	
区分	細目
生産・プラント・特殊設備	燃料燃焼
	熱利用
	電動力応用
	電気加熱
	特殊パッケージ空調
	特殊空調機
	冷凍・冷蔵
	特殊排気
	純水供給
	輸送

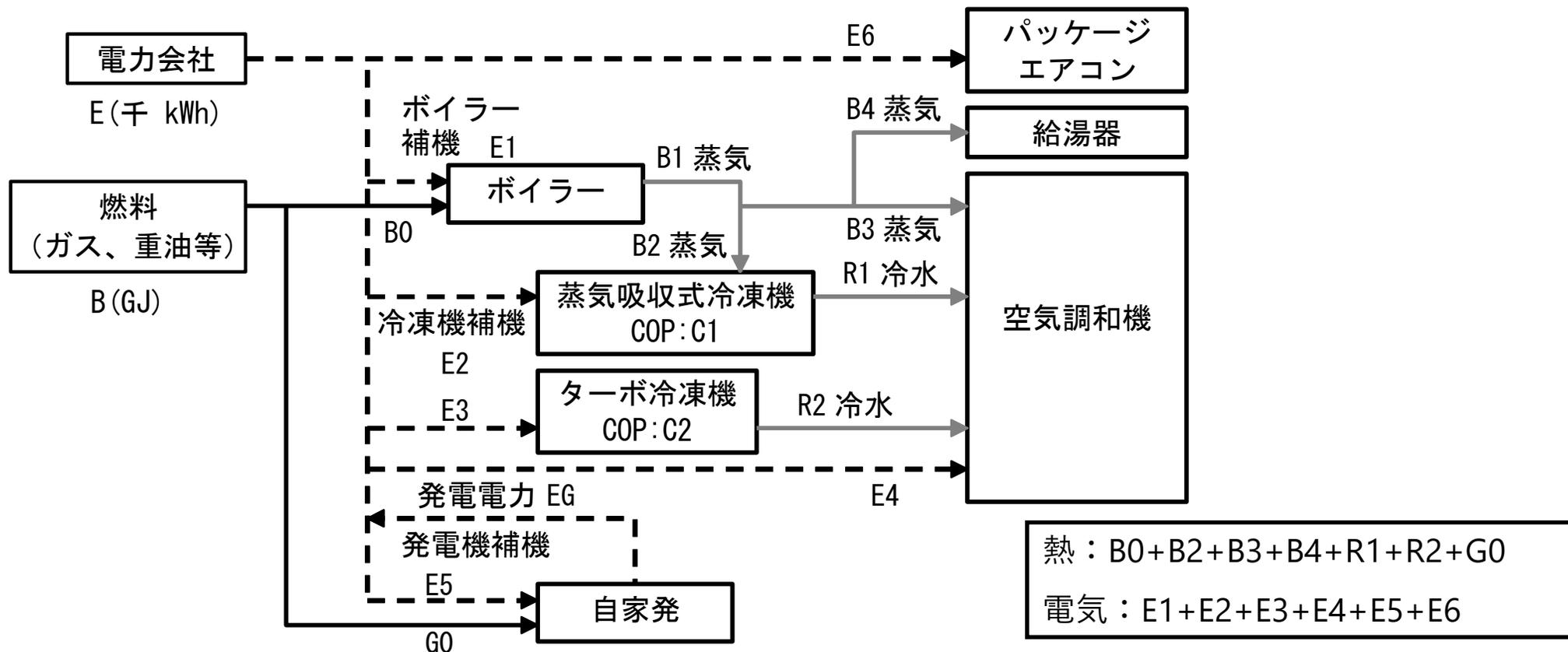
エネルギー消費先区分	
区分	細目
上水道施設	取水・導水
	沈殿
	ろ過
	高度浄水
	汚泥濃縮
	汚泥脱水
	送水・配水
	主ポンプ
下水道施設	沈殿池
	反応タンク
	高度処理
	汚泥濃縮
	汚泥消化
	汚泥脱水
	汚泥焼却

エネルギー消費先区分	
区分	細目
廃棄物処理施設	乾燥
	受入供給
	燃焼
	灰溶融
	ガス冷却
	通風
	排ガス処理
	灰出し

2-17 エネルギー使用量の考え方 (第二区分)

📖 認定ガイドライン (区分II) P61~64

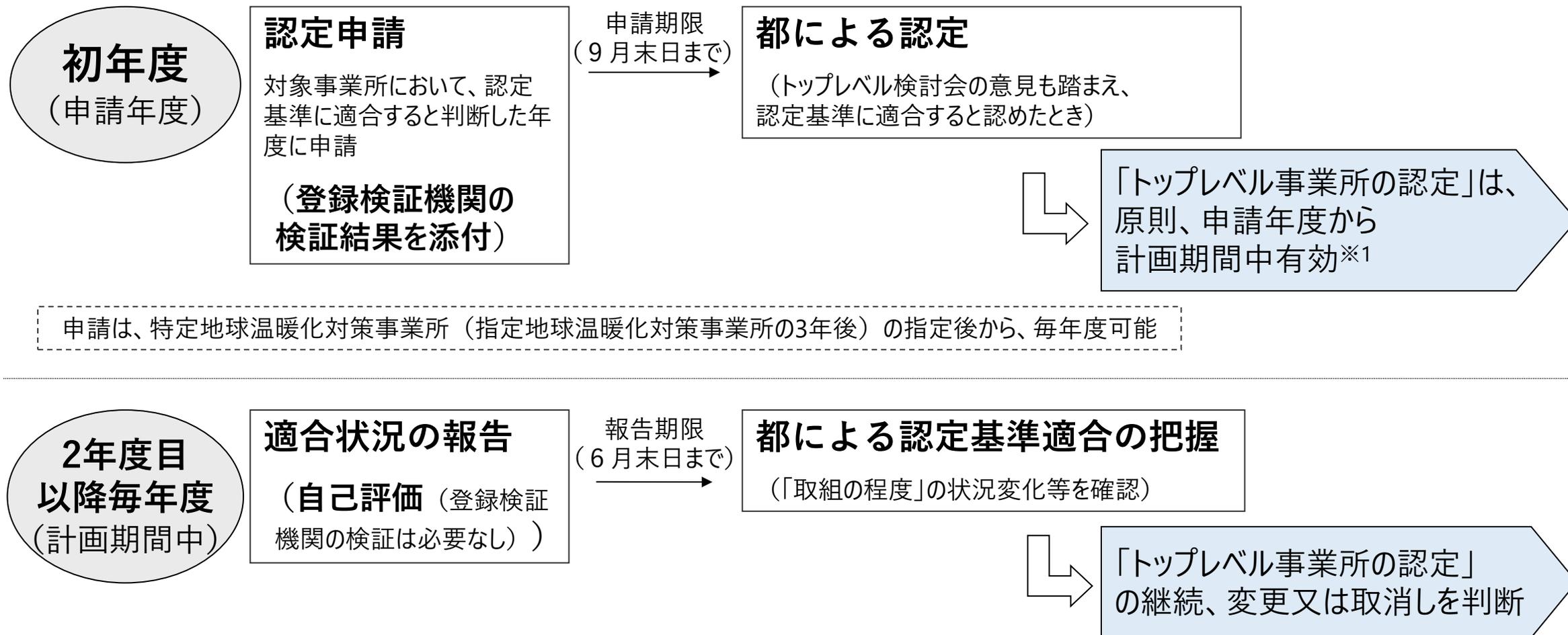
省エネ法のエネルギー管理指定工場の現地調査に用いられる総括表と同様に、事業所の全エネルギー使用量はグロス (個々の設備による使用量実績の積み上げ) で集計する。



目次

- 1 優良特定地球温暖化対策事業所（トップレベル事業所）の全体概要
- 2 優良特定地球温暖化対策事業所の認定基準
- 3 優良特定地球温暖化対策事業所の認定に係る手続**
- 4 地球温暖化対策推進状況評価書等の概要
- 5 評価書等の作成方法
- 6 認定基準、認定ガイドライン、検証ガイドラインの主な改正内容

3-1 トップレベル事業所等の認定の流れ（概要）



※1 第三計画期間中に認定された事業者は、申請年度から5年間有効
(2年度目以降の報告内容で「認定基準に不適合となったとき」等の場合はその年度まで。)

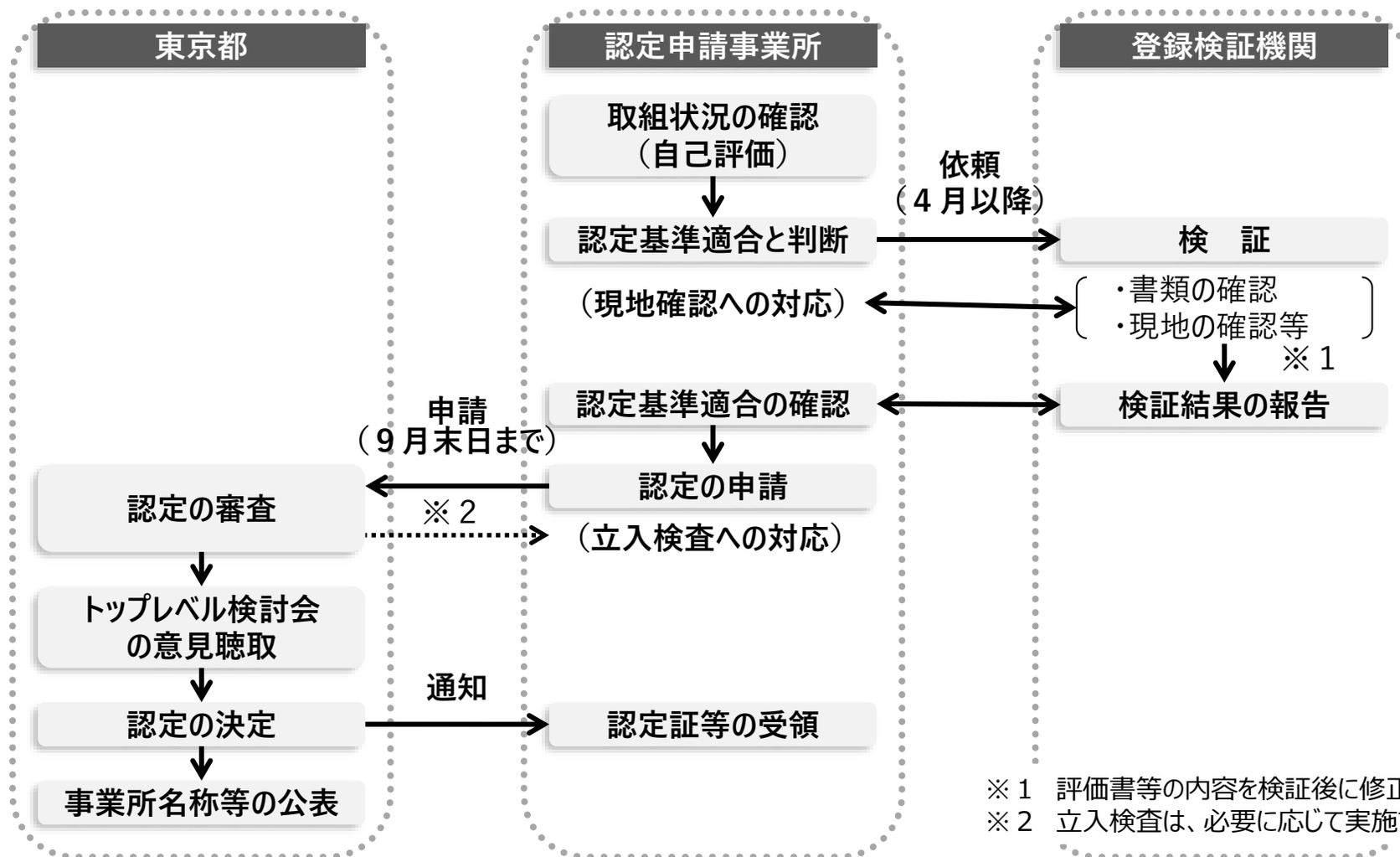
3-2 削減義務率の区分と適用する認定基準

認定ガイドライン P10

- 基準排出量決定通知書に削減義務率の区分として示される「第一区分事業所」又は「第二区分事業所」の区分ごとの認定基準を用いる。
- 削減義務期間の開始年度に認定申請を行う場合には、特定地球温暖化対策事業所の指定を受けた後、都に相談し、基準排出量決定通知書の交付前に削減義務率の区分を確認し、申請手続を開始する。

3-3 認定申請のフロー

📖 認定ガイドライン P11



3-4 自己評価

認定ガイドライン P12

自己評価

- 認定申請事業所は、認定基準に適合しているかどうか、自己評価を行う。
- 自己評価に当たっては、認定ガイドラインに則り、評価書等を作成する。
- 自己評価には、地球温暖化対策推進状況評価ツールを用いなければならない。

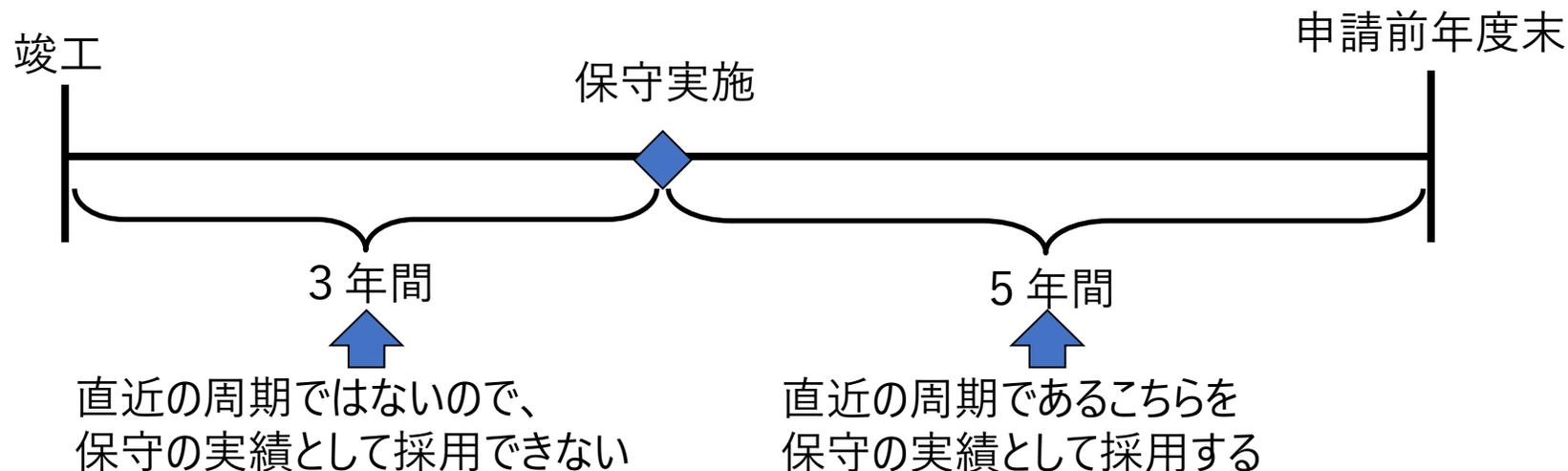
評価の対象

- I 一般管理事項のうち3.1～3.2、3.4～3.7 及び4.8 の評価項目（区分IIは3.5、3.7を除く）、II 建物及び設備性能に関する事項、IV 事業所の再生可能エネルギーの利用に関する事項のうち1.1～1.3 及び4.1～4.3 及びV 事業所のゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項のうち1.1～1.2、2.1～3.4 の評価項目に関しては申請の前年度末時点の状況で評価する。
- I 一般管理事項（3.1～3.2、3.4～3.7 及び4.8 の評価項目を除く。（区分IIは3.5、3.7を除く））、III 事業所及び設備の運用に関する事項（保守に係る部分を除く。）、IV 事業所の再生可能エネルギーの利用に関する事項のうち2.1～3.2 及びV 事業所のゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項のうち1.3～1.6 の評価項目については申請の前年度の年間を通じた継続的な実績で評価する。
- 保守に関する評価項目は、申請の前年度末日とそれに最も近い日との間隔と、申請前年度末時点において明文化されている実施予定の間隔のうち、長い方の間隔を取組状況とする。ただし、実施予定が明文化されていない場合、間隔は実施無しとして評価を行う。

3-5 保守に関する評価項目の取組状況の判断の例

📖 認定ガイドライン P54～55（区分Ⅰ） P54～55（区分Ⅱ）

①：保守の実績を確認する



②：申請前年度末時点での文書化された保守予定周期を確認する

4年間

③：①と②を比較して、取組状況の判断を行う

①は5年間、②は4年間。したがって、取組状況は5年間に1回となる。

3-6 登録検証機関による検証

認定ガイドライン P15

- **トップレベル事業所の認定申請を行いたいとき**
- **「トップレベル事業所Gold」から「トップレベル事業所Diamond」等、認定区分の変更を行いたいとき※1（認定ガイドライン P30～31）**
 - ※1 取組状況が変化した評価項目等だけではなく、全ての評価項目について検証が必要
認定の期限は、当初の認定から継続となる。
- **認定後に用途、規模、エネルギー供給等の状況の変更の程度が著しく、基準排出量の増加・削減義務率の区分の変更を伴うとき（認定ガイドライン P34）**
- **都から認定の変更又は取消しを受けた事業所が、再びトップレベル事業所の認定申請を行いたいとき※2（認定ガイドライン P33）**
 - ※2 ただし、認定の変更又は取消しの通知があった翌年度に取組の程度が認定時の取組の程度と変化がない状態に復元したときは、登録検証機関の検証を添えずに申請することができる。

3 - 7 登録検証機関への依頼

認定ガイドライン P15

- 認定申請事業所が行った地球温暖化の対策の推進の程度に係る評価結果は、公平性、網羅的、正確性等を確保することが求められる
- 認定申請事業所と著しい利害関係を有する登録検証機関には検証の依頼ができないことに留意した上で、登録検証機関の中から検証依頼先を選択しなければならない

※著しい利害関係を有する事業者の一例

- 検証機関の親株式会社
- 検証機関又は検証機関の親会社若しくは子会社が、事業者に対する次の業務を実施している、又は検証業務を実施する過去3カ年に次の業務を実施した事業者
(例) エネルギー利用に関するコンサルティング

3 - 8 検証の時期・検証の実施

 認定ガイドライン P15,18

検証の時期

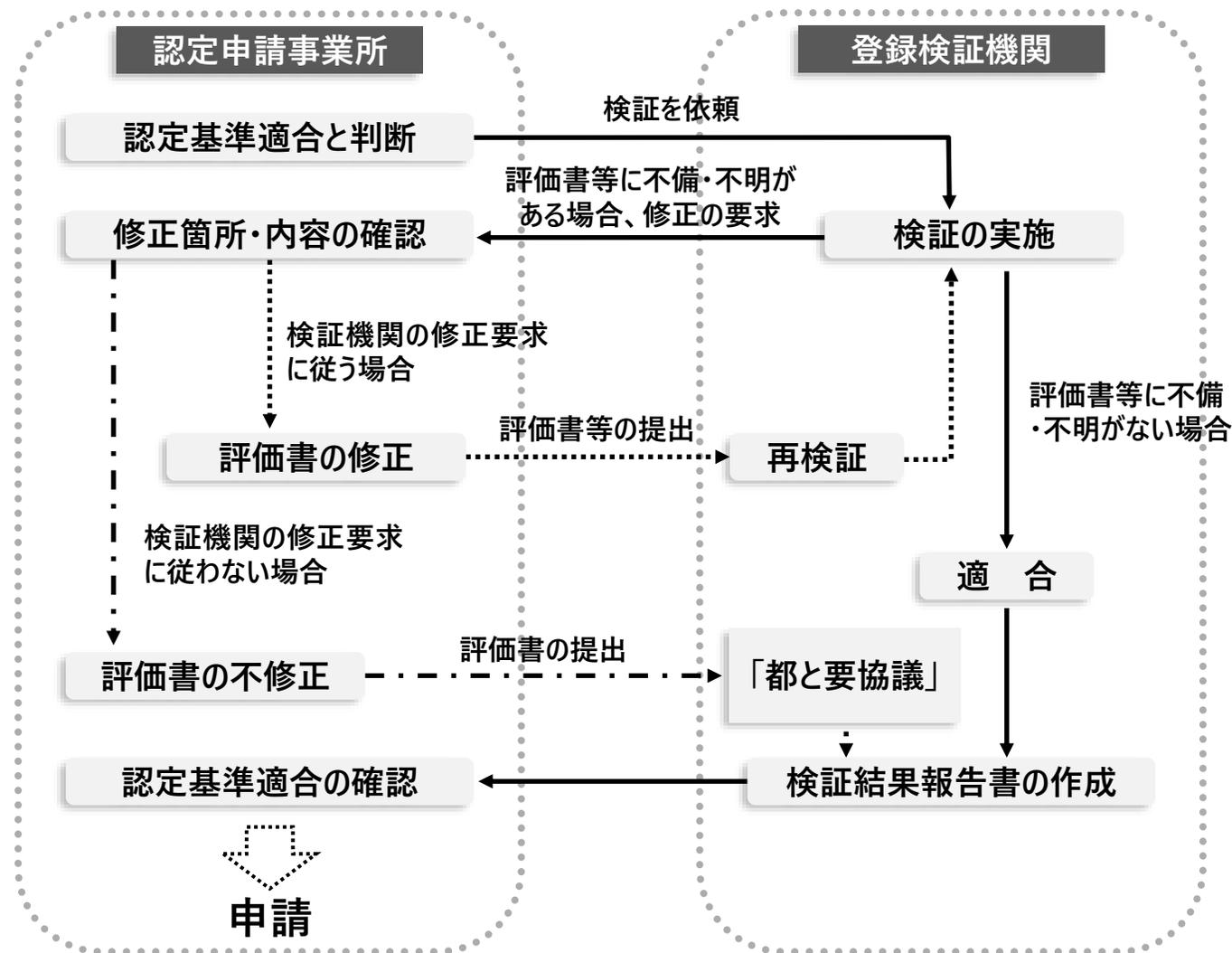
- 9月末日までの申請に間に合うように実施する。
- 規模、用途等によって検証に要する時間が異なるため、可能な限り早期に検証を受けることが望ましい。

検証の実施

- 検証は、次の点について、第三者の立場で確認する。
 - ① 自己評価が、認定基準及び認定ガイドラインに従っているか。
 - ② 建物概要、設備性能、エネルギー使用量等に関して、算定及び集計の結果が適切であるか。
- 検証は、証拠となる書類の確認、設備又は各室に関する現地での確認、関係者へのヒアリングなどによって行われる。
- 検証を円滑に執り行うため、事前に準備し、検証当日の登録検証機関からの要求には速やかに対応する。
- また、認定申請事業所は証拠となる書類を認定申請事業所における実地調査の前に検証機関へ提出することができる。

3-9 検証のフロー

📖 認定ガイドライン P19



-.-▶ : 評価書の不修正のフロー
▶ : 再検証のフロー

3-10 不備あり・不明の対応・再検証・評価書の不修正

 認定ガイドライン P20

不備あり・不明の対応

- 登録検証機関は、評価書等の内容と取組状況の程度が、整合していない場合又は整合していることが確認できない場合には、その誤りについて、認定申請事業所に対し、評価書等を修正するよう求める。

再検証

- 修正の要求に対して、評価書の内容と取組状況の程度の整合を確認するための証拠書類を作成した上で、評価書等を再提出する。
- 検証で修正を求められた箇所限定して修正し、他の箇所の修正は行わない。
- 再検証は1つの検証対象事項につき2回まで。（検証ガイドラインp27-28（7）再検証の実施）

評価書の不修正

- 修正の要求に応じなかった場合、登録検証機関の検証結果には「不備あり」又は「不明」が残り、「都との要協議事項」として報告される。
- 検証結果報告書の検証結果は「東京都と要協議」となり、「東京都と要協議」の内容を修正する前の総合得点及び不合格要件の数が記入される。（検証ガイドラインp36-37 2 検証結果報告書・検証結果詳細報告書の作成）

3-11 小売電気事業者のメニュー別排出係数を用いて排出量を算定している事業所の検証

認定ガイドライン P20

- 小売電気事業者のメニュー別排出係数及び再エネ率に関連する以下の①～⑤の検証が9月末の認定申請までに間に合わない場合は、**検証機関にその旨を伝え、12月末までに検証を受け、認定申請を行う。**
 - ① 第1号様式その2・その19の前年度CO₂排出量実績
 - ② 「IV3.1 再生可能エネルギー電気の購入」
 - ③ 「IV3.2 追加性等のある再生可能エネルギー電気の購入」
 - ④ 「V1.3 CO₂排出量の削減実績」
 - ⑤ 「V1.5 再生可能エネルギー電気の利用割合」
- ①～⑤の事項以外については、9月末の書類提出において、検証の現地調査までを実施する必要がある。

3-12 認定申請の時期・提出書類

認定ガイドライン P22

認定申請の時期

- 検証の結果、評価書の総合得点が認定水準を満足しているときは、9月末日※までに、優良特定地球温暖化対策事業所認定申請書に、評価書等を添えて申請を行う。
- 申請期間、申請方法等の詳細は、環境局のホームページに掲載する。

提出書類

- (1) 優良特定地球温暖化対策事業所認定申請書（規則第1号様式の15）
- (2) 地球温暖化対策推進状況評価書（第一区分事業所、第二区分事業所）（第1号様式）
- (3) 地球温暖化対策推進状況に係る調書（第一区分事業所、第二区分事業所）（第2号様式）
- (4) 検証結果報告書（登録検証機関が作成したもの）
- (5) 検証結果詳細報告書（登録検証機関が作成したもの）
- (6) 検証チェックリスト（登録検証機関が作成したもの）
- (7) 検証機関が実地検証時に用いた手書きの調書の原本（登録検証機関が作成したもの）
- (8) 認定申請事業所のCO2削減推進体制がわかる書類
（統括管理者、技術管理者及びエネルギー管理責任者の名前を明記する。）
- (9) その他都が必要と認める書類

※ 原則、電子データで提出する。

3-13 「東京都エネルギー環境計画書制度」の公表値を用いて排出量を算定する事業所

認定ガイドライン P22

「東京都エネルギー環境計画書制度」の公表値を用いて排出量を算定する事業所

- 「東京都エネルギー環境計画書制度」の公表値を用いて排出量を算定する事業所は、9月末までに都へ連絡するとともに、**検証の実地調査まで終了させた段階の（1）～（3）及び（6）～（9）を提出する。**なお、この時点で第1号様式その2・その19の前年度CO₂排出量実績、「IV3.1 再生可能エネルギー電気の購入」、「IV3.2 追加性等のある再生可能エネルギー電気の購入」、「V1.3 CO₂排出量の削減実績」及び「V1.5 再生可能エネルギー電気の利用割合」の評価項目はこの段階になくても良い。**改めて12月末までに検証を終了した全ての書類を提出する。**ただし、既に提出した書類に修正がない場合は再度同じ書類を提出する必要はない。

提出書類（再掲）

- （1）優良特定地球温暖化対策事業所認定申請書（規則第1号様式の15）
- （2）地球温暖化対策推進状況評価書（第一区分事業所、第二区分事業所）（第1号様式）
- （3）地球温暖化対策推進状況に係る調書（第一区分事業所、第二区分事業所）（第2号様式）
- （4）検証結果報告書（登録検証機関が作成したもの）
- （5）検証結果詳細報告書（登録検証機関が作成したもの）
- （6）検証チェックリスト（登録検証機関が作成したもの）
- （7）検証機関が実地検証時に用いた手書きの調書の原本（登録検証機関が作成したもの）
- （8）認定申請事業所のCO₂削減推進体制がわかる書類
（統括管理者、技術管理者及びエネルギー管理責任者の名前を明記する。）
- （9）その他都が必要と認める書類

※ 原則、電子データで提出する。

3-14 削減義務率減少申請（経過措置）

 認定ガイドライン P24

概要

- 一定の条件に合致する事業所については、削減義務率の減少措置に係る経過措置が設けられている。ただし、削減義務率の減少措置を受ける場合は、超過削減量の発行上限は撤廃されない。
- 第三計画期間中にトップレベル事業所の認定を受けた事業所の認定効果は、認定された年度から起算して5年度目までの期間

経過措置による第四計画期間における削減義務率の減少率（再掲）

- 地球温暖化対策の推進の程度が特に優れた事業所（トップレベル事業所Gold） →削減義務率を3/5 に減少
- 地球温暖化対策の推進の程度が優れた事業所（トップレベル事業所Silver） →削減義務率を4/5 に減少

※地球温暖化対策の推進の程度が極めて優れた事業所（トップレベル事業所Diamond）は、取得時点で削減義務率を達成しているものと想定されることから、削減義務率の減少措置は無い

3-15 削減義務率減少申請（経過措置）

 認定ガイドライン P24、27

削減義務率減少を申請することができる事業所

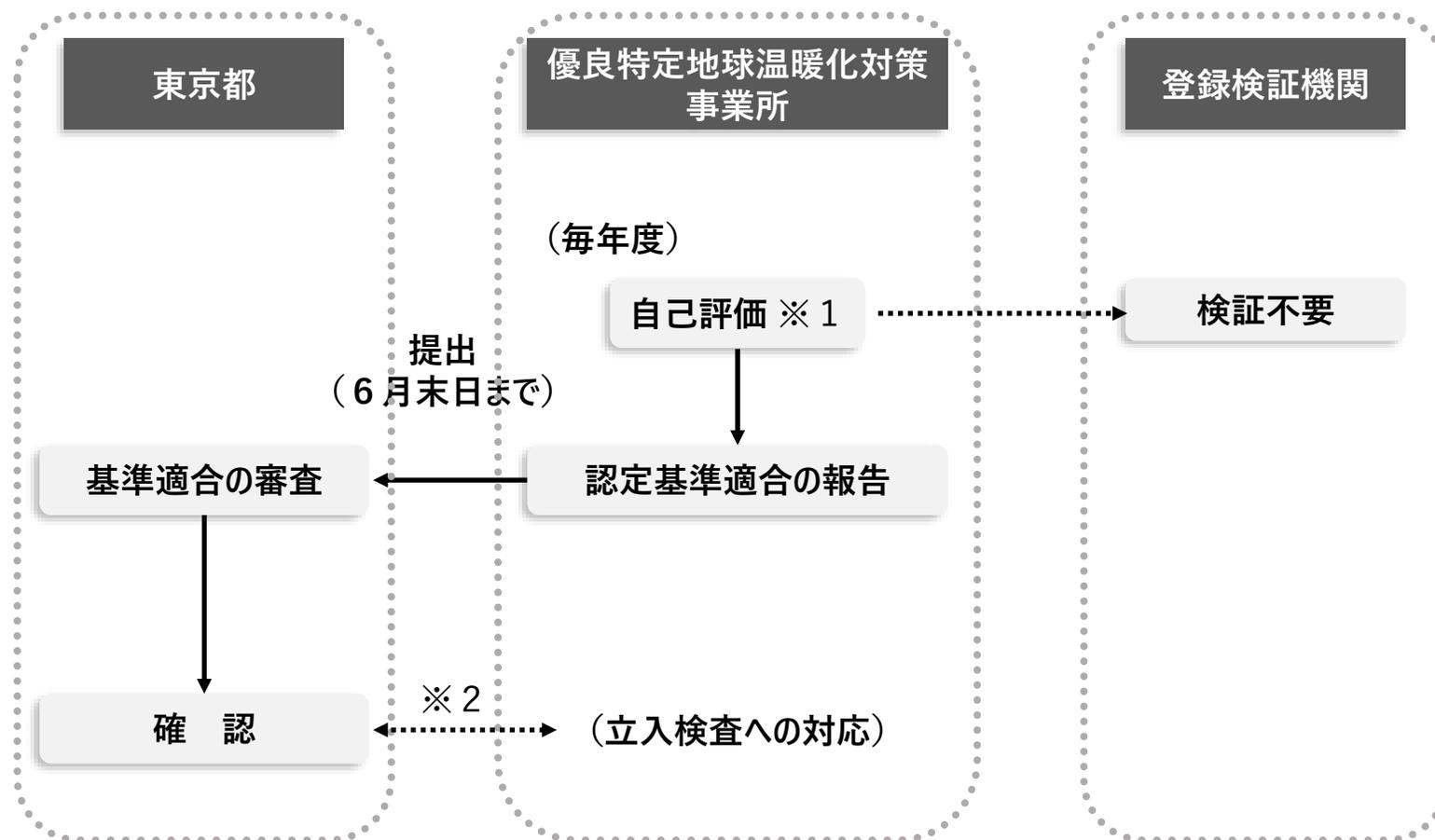
- ア 第三計画期間初年度にトップレベル事業所の認定を受け、第四計画期間に継続して認定を申請する事業所
- イ 第三計画期間の途中でトップレベル事業所の認定を受け、認定を受けた年度から起算して5年度目まで認定効果が継続する事業所、また、当該認定期間終了後に継続して認定申請を行う事業所
- ウ ア及びイを除く、第三計画期間までに特定地球温暖化対策事業所に指定されている事業所で、2022年（令和4年）12月末までに、第四計画期間でのトップレベル事業所の認定に向けた準備を進めていたことを示す書類を添えて認定を申請する事業所

提出書類

- ア 優良特定地球温暖化対策事業所削減義務率減少申請書（第4号様式）
- イ 知事が指定する書類
 - ① イの知事が指定する書類は、上記ウに該当する事業所が提出する
 - ② 2022年（令和4年）12月末までに、第四計画期間でのトップレベル事業所の認定取得を前提とした省エネルギー対策等を計画・実施していたことを確認できる書類として、省エネ法に基づく中長期計画書を提出する

3-16 認定後の報告のフロー

📖 認定ガイドライン P30



※1 「認定時の認定基準、ガイドライン及びツール」を適用（手続きに関しては最新のガイドラインを適用）

※2 立入検査は、必要に応じて実施する。

3-17 基準適合状況の報告・報告の内容・提出書類

 認定ガイドライン P27、29

基準適合状況の報告

- 認定申請の翌年度から認定効果が継続する期間の終了する年度まで、毎年度、基準への適合状況について6月末日までに報告する。

報告の内容

- 認定基準への適合状況について自己評価を行い、評価書を作成し、提出する。
- 登録検証機関による検証の結果を添付する必要はない。
- 前年度の評価書等の記載内容に変更がある場合は、変更部分の根拠書類を準備し、調書を作成した上で、評価書とともに都へ提出する。
- 報告をしない場合には、認定を取り消される。
- 認定申請年度の4月1日時点の認定基準及び本ガイドラインを適用し、自己評価等を行う。

3-18 基準適合状況の報告・報告の内容・提出書類

認定ガイドライン P29

提出書類

1. 優良特定地球温暖化対策事業所適合状況報告書（第3号様式）
2. 地球温暖化対策推進状況評価書（第一区分事業所、第二区分事業所）（第1号様式）
3. 地球温暖化対策推進状況に係る調書（第一区分事業所、第二区分事業所）（第2号様式）（変更部分のみ）
4. 認定申請事業所のCO2削減体制がわかる書類
5. その他都が必要と認める書類

※原則として電子データで提出するものとする

※建築物環境計画書の評価結果を用いて認定申請を行った事業所は、3を提出する必要はない。

トップレベル事業所の認定区分ごとの報告の内容

トップレベル事業所の認定区分により、以下のような内容で提出することができる。

トップレベル事業所Diamond

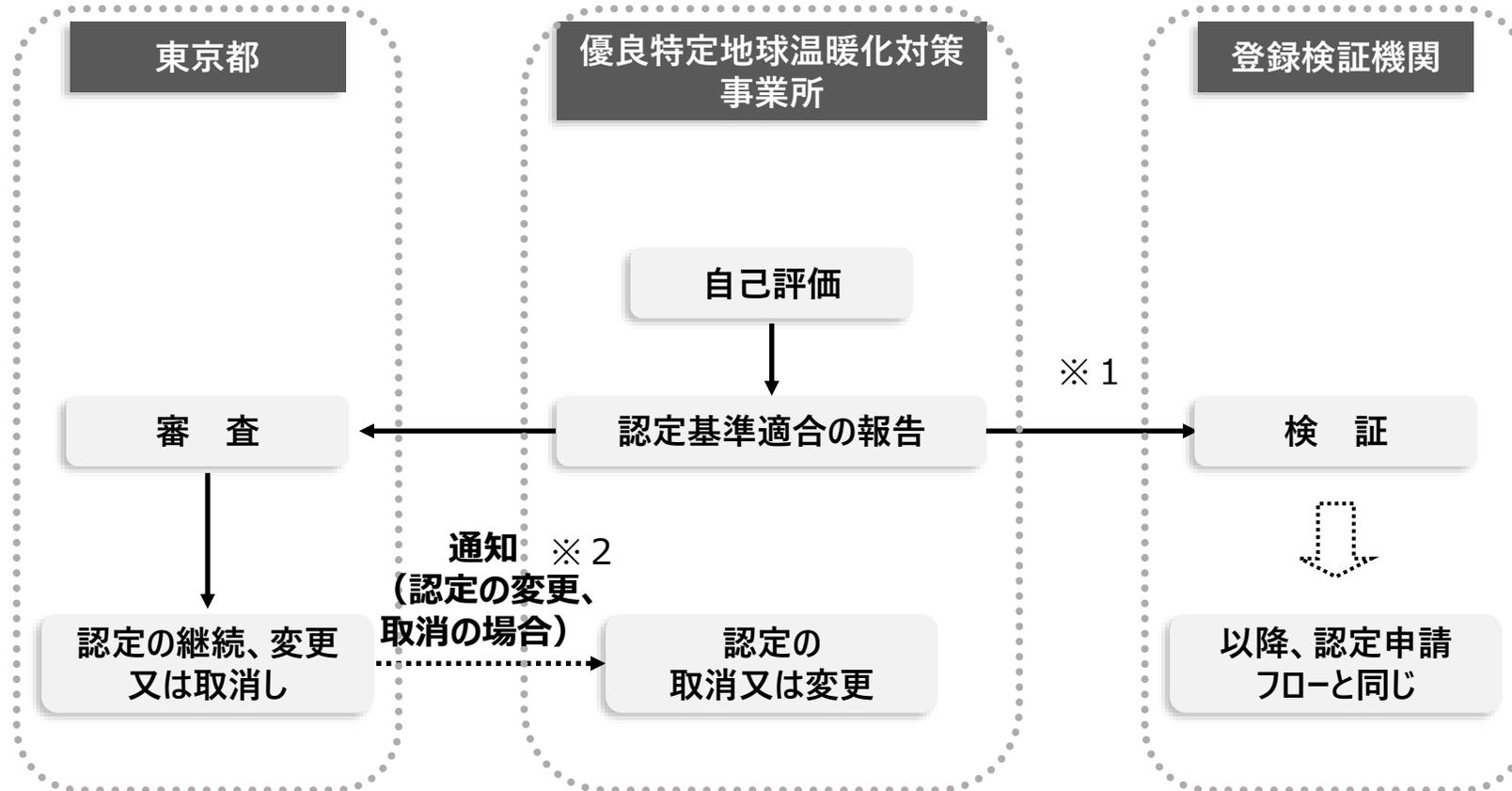
- 評価書におけるその2（メインシート）の用途別床面積・用途別エネルギー消費比率の欄及びエネルギー消費先比率の欄、I 一般管理事項、II 建物及び設備性能に関する事項、III 事業所及び設備の運用に関する事項の評価項目の取組状況及び調書について、認定申請時の記入内容と変更せずに提出することができる。

トップレベル事業所Gold、トップレベル事業所Silver

- 評価書におけるII 建物及び設備性能に関する事項の評価項目及び調書について、軽微な変更の場合は、認定申請時の記入内容と変更せずに提出することができる。

3-19 総合得点に変動がある場合のフロー

📖 認定ガイドライン P32



※1 トップレベル事業所Gold がトップレベル事業所Diamond の認定基準に適合した場合、又はトップレベル事業所Silver がトップレベル事業所Diamond もしくはトップレベル事業所Gold の認定基準に適合した場合

※2 取組状況の評価点の合計が認定時より下がり、かつ、総合得点が認定時の認定水準を満足しないとき

3-20 総合得点に変動がある場合の対応と認定の取扱い

認定ガイドライン P30,31

総合得点が上がリ、従前の認定結果を上回る場合

→ 認定区分の変更（Gold→Diamond, Silver→Gold, Diamond）を伴う認定申請が可能

- 登録検証機関による検証の結果を添えて、改めて9月末までに認定申請を行うことにより、認定を受けることができる。
- 6月末の報告は不要であるが、改めて認定申請を行う旨を届け出る。
- 既に認定されている事業所が改めてトップレベル事業所の認定申請をする場合、認定申請年度のガイドラインを適用する。

総合得点の下がり、従前の認定結果を下回る場合

→ 認定の変更又は取消を受ける

- 報告の内容に虚偽又は錯誤があった場合は、都が修正を行うことがある。
- 「Diamond」から「Gold」等へ認定の変更の場合、優良特定地球温暖化対策事業所認定（認定拒否）通知書（規則第1号様式の16）により、取消の場合は、優良特定地球温暖化対策事業所認定取消通知書（規則第1号様式の17）により、通知する。
- 認定の変更又は取消に当たっては、認定の変更又は取消後の特例措置（認定ガイドラインP33）が付され（報告書が提出されていなかった場合や報告書の内容に虚偽又は錯誤があった場合を除く）、認定の変更又は取消の通知があった翌年度に取組の程度が認定時の取組の程度と変化がない状態に復元したと都が認めるときは、再びトップレベル事業所等に認定される。なお、事業所の申請においては、登録検証機関による検証を受ける必要がない。

3-21 2年度目以降の報告と認定の継続、認定の変更、取消

総合得点 取組状況の 評価点の合計※	上がる	変化なし	下がる
	<ul style="list-style-type: none"> •Gold ⇒ 90.0点以上 •Silver ⇒ 80.0点以上 	<ul style="list-style-type: none"> •Diamond ⇒ 90.0点以上 •Gold ⇒ 80.0点以上 •Silver ⇒ 70.0点以上 	<ul style="list-style-type: none"> •Diamond ⇒ 90.0点未満 •Gold ⇒ 80.0点未満 •Silver ⇒ 70.0点未満
上がる	<ul style="list-style-type: none"> •認定の継続 	<ul style="list-style-type: none"> •認定の継続 	<ul style="list-style-type: none"> •認定の継続
変化なし	<ul style="list-style-type: none"> •認定区分の変更申請も可能 (改めて登録検証機関による検証が必要) 		
下がる	<ul style="list-style-type: none"> •認定の変更、 又は認定の取消 		

※ 評価項目における取組状況の評価点の合計値について、2年度目以降の報告と認定された年度の4月1日時点における当該合計値と比べたときをいう。

3-22 総合得点が下がり、従前の認定結果を下回る場合

認定ガイドライン P31

認定基準	報告事項	事業所の取組状況の報告 (自己検証)	都による認定基準適合の確認 (認定基準不適合の有無を審査)
I	一般管理事項	報告対象	審査対象
II	建物及び設備性能に関する事項	報告対象	建物・設備の大きな変更等を伴う場合はこの項目も審査対象※
III	事業所及び設備の運用に関する事項	報告対象	審査対象
IV	事業所の再生可能エネルギーの利用に関する事項	報告対象	審査対象
V	事業所のゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項	報告対象	審査対象

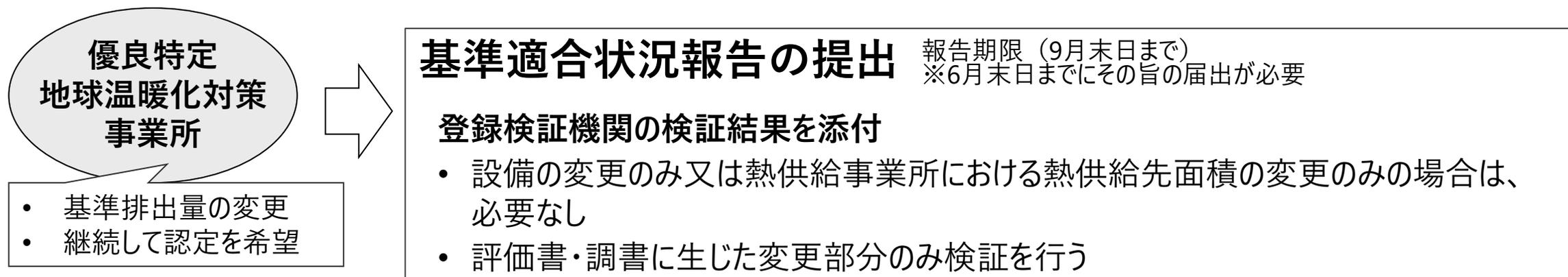
※ 制御機器が有効に機能しているか、設備改修に伴う設備性能の変更等は審査対象

- 都は報告内容を確認し、運用対策の取組状況などを中心に認定基準に適合していないと認めるときは、認定を取り消す。

3-23 基準排出量の増加の変更がある場合の対応と取扱い

📖 認定ガイドライン P34、35

認定申請継続の手続



評価の対象期間に変更があった場合の対応

- 評価の対象年度の途中（当該変更部分の竣工日が7月1日以降）に変更があったときは、変更部分を評価に含めずに基準適合状況報告を行い、その翌年度の基準適合状況報告において評価の対象とすることが可能
- 変更部分を評価に含めない場合、変更内容をまとめた書類の提出が必要

適用する認定基準

- 原則として、認定申請年度の4月1日時点の認定基準及び認定ガイドラインを適用

3-24 基準排出量の変更後の報告

認定ガイドライン P34

提出書類

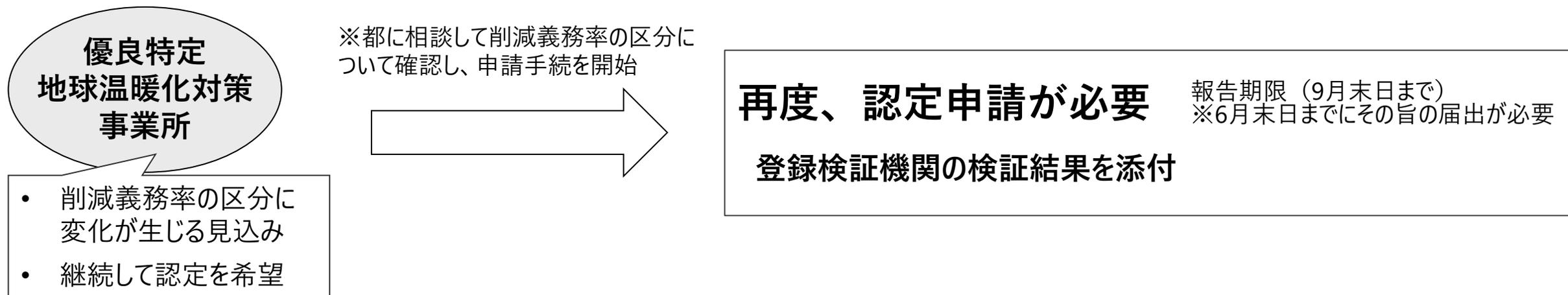
- (ア) 優良特定地球温暖化対策事業所適合状況報告書（第3号様式）
- (イ) 地球温暖化対策推進状況評価書（第一区分事業所、第二区分事業所）（第1号様式）
- (ウ) 地球温暖化対策推進状況に係る調書（第一区分事業所、第二区分事業所）
（第2号様式）（変更部分のみ）
- (エ) 検証結果報告書（登録検証機関が作成したもの）
- (オ) 検証結果詳細報告書（登録検証機関が作成したもの）
- (カ) 検証チェックリスト（登録検証機関が作成したもの）
- (キ) 検証機関が実地検証時に用いた調書の原本（登録検証機関が作成したもの）
- (ク) 認定申請事業所のCO₂削減体制がわかる書類
（統括管理者、技術管理者及びエネルギー管理責任者の名前を明記する。）
- (ケ) その他都が必要と認める書類

※原則、電子データで提出する。なお、（イ）及び（ウ）の電子データは検証を終了した最終の電子データとする。

3-25 削減義務率の区分の変更がある場合の対応と取扱い

📖 認定ガイドライン P35

認定申請継続の手続



評価の対象期間に変更があった場合の対応

- 評価の対象年度の途中（当該変更部分の竣工日が7月1日以降）に変更があったときは、変更部分を評価に含めずに基準適合状況報告を行い、その翌年度の基準適合状況報告において評価の対象とすることが可能
- 変更部分を評価に含めない場合、変更内容をまとめた書類の提出が必要

適用する認定基準

- 原則として、認定申請年度の4月1日時点の認定基準及び認定ガイドラインを適用

3-26 削減義務率の区分の変更後の認定申請

 認定ガイドライン P35、36

提出書類

- (ア) 優良特定地球温暖化対策事業所認定申請書
- (イ) 地球温暖化対策推進状況評価書（第一区分事業所、第二区分事業所）（第1号様式）
- (ウ) 地球温暖化対策推進状況に係る調書（第一区分事業所、第二区分事業所）（第2号様式）
- (エ) 検証結果報告書（登録検証機関が作成したもの）
- (オ) 検証結果詳細報告書（登録検証機関が作成したもの）
- (カ) 検証チェックリスト（登録検証機関が作成したもの）
- (キ) 検証機関が実地検証時に用いた手書きの調書の原本（登録検証機関が作成したもの）
- (ク) 認定申請事業所のCO2削減推進体制がわかる書類
（統括管理者、技術管理者及びエネルギー管理責任者の名前を明記する。）
- (ケ) その他知事が必要と認める書類

※ 原則、電子データで提出するものとする。ただし、（イ）及び（ウ）の電子データは検証を終了した最終の電子データとする。

3-27 トップレベル事業所等の認定と認定の取消（例）

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
事業所の地球温暖化対策の取組状況	4～3月：良好	4～3月：大きく低下 (総合得点が当該認定水準以下及び取組状況低下)	4～3月：良好 (認定申請時の取組状況に回復)	
認定までの流れ		9月末まで 判断 (検証結果添付) 認定基準適合の 認定	6月末まで 報告(自己検証) 認定取消 7～3月	6月末まで 報告(自己評価) 再認定 7～3月
認定の状況		認定	翌年度4月から認定取消を受けた年度まで認定 1年で認定申請時の取組状況に回復すれば認定が継続する	取組が回復した年度から認定

目次

- 1 優良特定地球温暖化対策事業所（トップレベル事業所）の全体概要
- 2 優良特定地球温暖化対策事業所の認定基準
- 3 優良特定地球温暖化対策事業所の認定に係る手続
- 4 地球温暖化対策推進状況評価書等の概要**
- 5 評価書等の作成方法
- 6 認定基準、認定ガイドライン、検証ガイドラインの主な改正内容

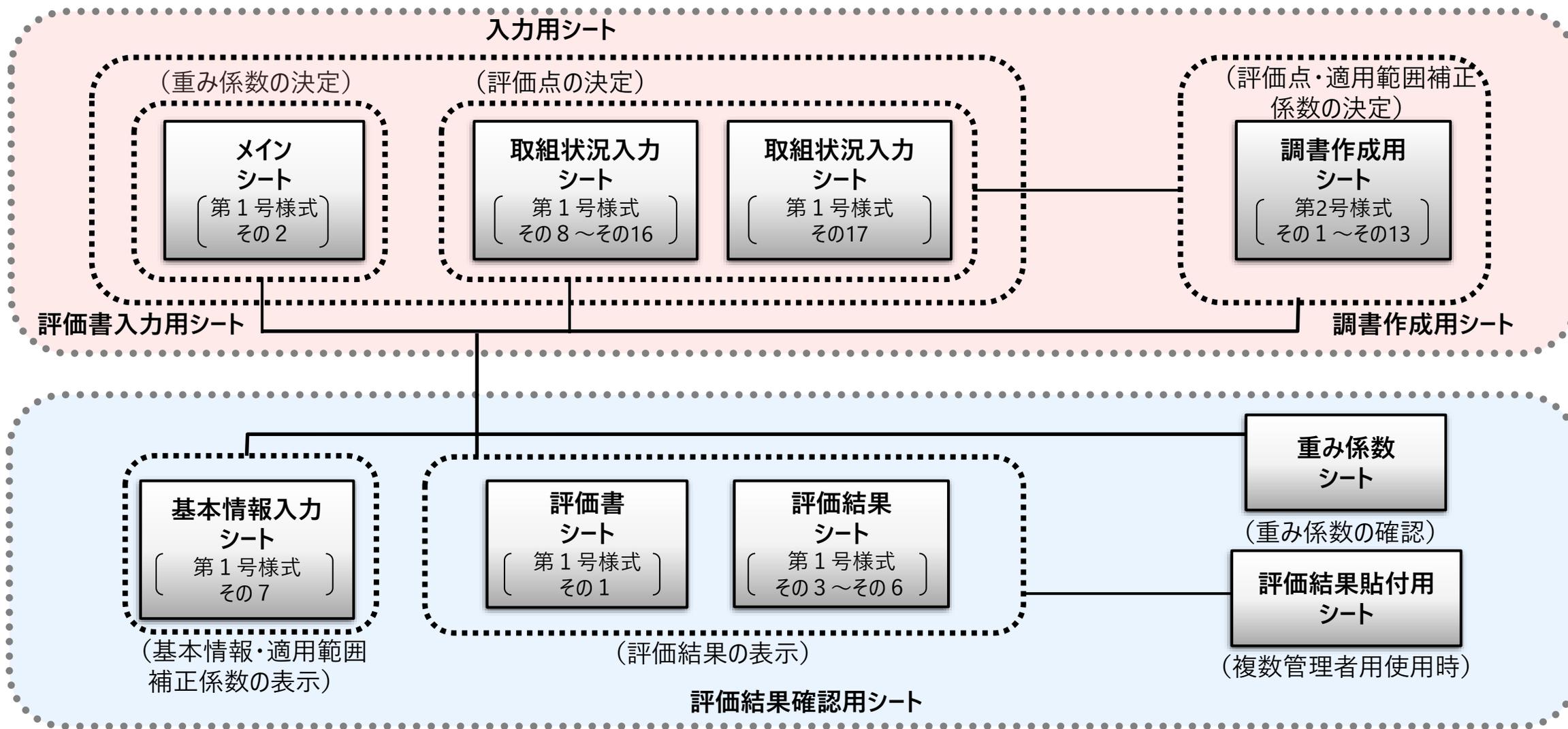
4-1 評価書等の全体構成

 認定ガイドライン P38（区分Ⅰ）、P38（区分Ⅱ）

	評価書 〔 第1号様式 その1～その17(区分Ⅰ) その1～その31(区分Ⅱ) 〕	評価書 〔 第1号様式 その18～その24 (区分Ⅰ) その32～その42 (区分Ⅱ) 〕	調書 〔 第2号様式 その1～その13 (区分Ⅰ) その1～その14 (区分Ⅱ) 〕
作成方法	評価ツール	評価ツール (複数エネルギー管理 責任者用)	評価ツール (調書作成用シート)
複数のエネルギー管理責任 者が存在しない場合	認定申請事業所全体 で作成	— (作成不要)	認定申請事業所全体 で作成
複数エネルギー管理責任者 用を用いる場合	エネルギー管理責任者ご とに作成	認定申請事業所全体 で作成	エネルギー管理責任者ご とに作成

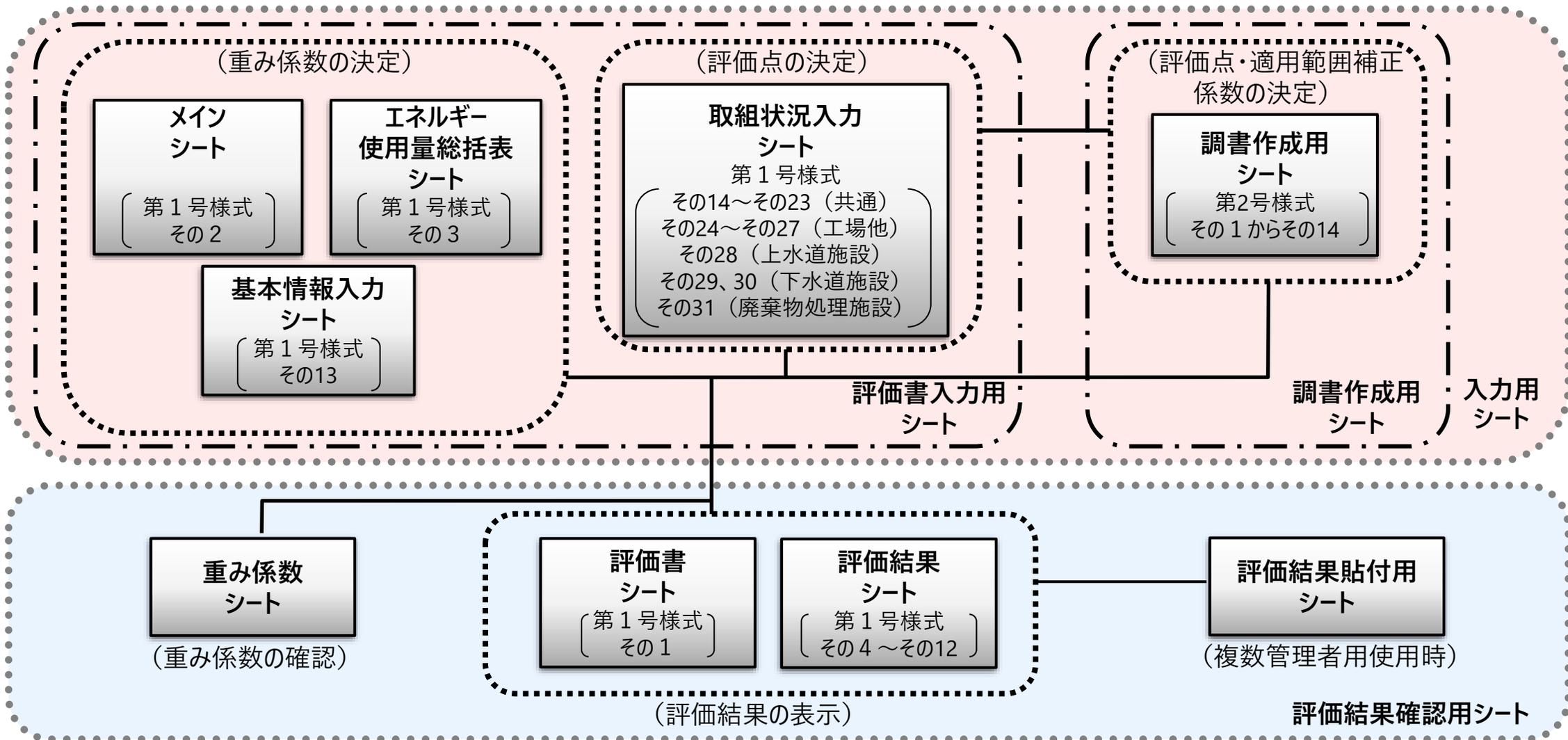
4-2 評価書等の概要（区分Ⅰ）

📖 認定ガイドライン P39～45（区分Ⅰ）



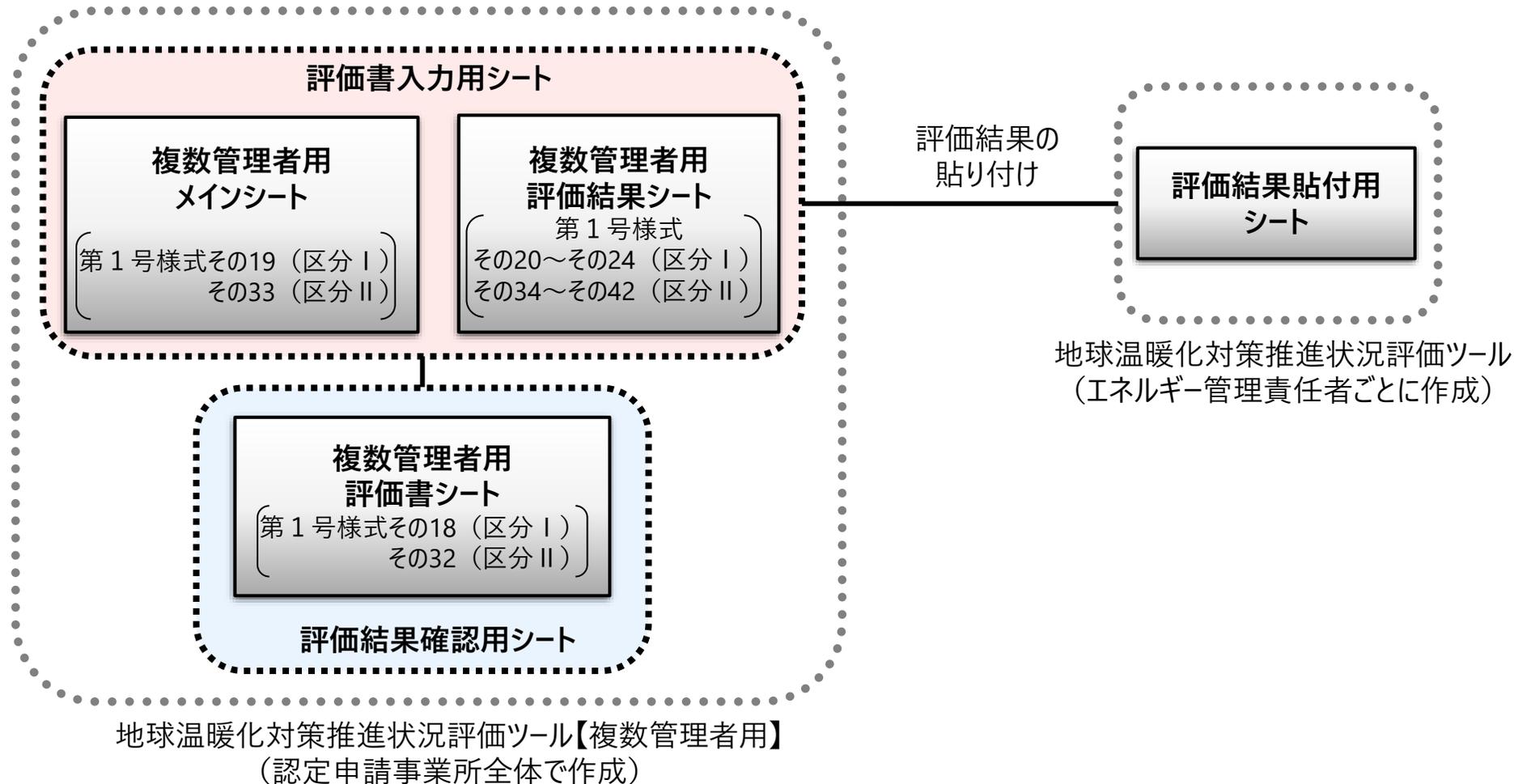
4-3 評価書等の概要 (区分II)

📖 認定ガイドライン P39~46 (区分II)



4-4 複数管理者用の評価書・評価ツールの概要

📖 認定ガイドライン P46～47（区分Ⅰ）、P46～48（区分Ⅱ）



4-5 調書の概要

認定ガイドライン P41

調書の位置づけ

- 調書は、評価書とともに提出する書類で、検証の対象となる。
(第2号様式その1～その13 (区分Ⅰ)、その1～その14 (第二区分))
- 複数エネルギー管理責任者用を用いる場合は、エネルギー管理責任者ごとが対象になる。

調書を作成する目的

- ① 認定申請事業所全体の設備機器等の容量や台数等を把握する。
- ② 認定申請事業所の主要設備のエネルギー使用量を把握し、エネルギー消費先区分ごとのエネルギー使用量を想定する。(第二区分)
- ③ 対象評価項目の取組状況の程度を把握する。
- ④ 検証を円滑に行う。

4-6 調書・調書作成用シートの一覧（区分Ⅰ）

認定ガイドライン P41

様式	分類
○設備機器等に関するもの	
第2号様式その1	熱源機器
第2号様式その2	冷却塔
第2号様式その3	空調用ポンプ
第2号様式その4	空調機 その1
第2号様式その5	空調機 その2
第2号様式その6	パッケージ形空調機
第2号様式その7	ファン
第2号様式その8の1	照明器具－標準入力
第2号様式その8の2	照明器具－簡易入力
第2号様式その9	変圧器
第2号様式その10	給水ポンプ
第2号様式その11	昇降機
第2号様式その12	冷凍・冷蔵設備
○集計	
第2号様式その13	空調設備集計

4-7 調書・調書作成用シート の概要 (区分 I)

📖 認定ガイドライン P41

- 左側に基本情報、右側に取組状況の程度を記入するように構成されている。
- 取組状況の程度又は合計の欄の数値に基づき、第1号様式その7の基本情報となる数値や第1号様式その8からその16の取組状況の程度が、自動的に反映される。

第2号様式(優良特定地球温暖化対策事業所の認定ガイドライン(第一区分事業所))その8

		最も古い設備 2008 ~ 最も新しい設備 2008																	
No	設置年度	機器記号	機器名称	種別				電動機出力 (kW)	台数	II 3a.3		インバータ制御	空調2次ポンプの台数制御及びインバータによる変流量制御	II 3a.10	II 3a.11	II 3a.13	II 3a.14	II 3a.15	III 1a.12
				空調2次ポンプ	空調1次ポンプ	冷却水ポンプ	永久磁石 (IPM) モータ			JIS 高効率モータ									
取組状況の程度				—	—	—	—	—	0%	33%	—	100%	82%	46%	0%	100%	100%		
合計				122.5kW	88.5kW	165.0kW	376.0kW	20台	0.0kW	122.5kW	163.0kW	122.5kW	100.5kW	40.5kW	0.0kW	122.5kW	163.0kW		
1	2008	CDP-TR-1	ターボ冷凍機用冷却水ポンプ			○	30.0	1											
2	2008	CP-TR-1	ターボ冷凍機用冷水ポンプ		○		15.0	1											
3	2008	CDP-RB-1-3	直燃吸収冷温水機用冷却水ポンプ			○	45.0	3											
4	2008	CP-RB-1-3	直燃吸収冷温水機用冷温水ポンプ		○		11.0	3											
5	2008	CP-HEX-1	蓄熱槽冷水1次ポンプ		○		22.0	1			○				○				
6	2008	CP-HEX-2	蓄熱槽冷水2次ポンプ		○		18.5	1			○				○				
7	2008	CP-L-1,2	冷水低層系統2次ポンプ	○			5.5	2		○	○	○				○	○		
8	2008	CP-H-1,2	冷水高層系統2次ポンプ	○			18.5	3		○	○	○	○			○	○		
9	2008	HP-L-1,2	温水低層系統2次ポンプ	○			5.5	2		○	○	○				○	○		
10	2008	CHP-H-1-3	冷温水高層系統2次ポンプ	○			15.0	3		○	○	○	○			○	○		

調書に記入した設備機器の『種別』や『使用用途』と各評価項目の取組状況に不整合がある場合、セルが赤くなるように設定されている。

(日本工業規格A列4番)

4-8 調書・調書作成用シートの一覧（区分Ⅱ）

認定ガイドライン P41（区分Ⅱ）

様式	分類
○設備機器等に関するもの	
第2号様式その1	蒸気ボイラー
第2号様式その2	熱源機器
第2号様式その3	冷却塔
第2号様式その4	熱源ポンプ
第2号様式その5	変圧器
第2号様式その6	エアコンプレッサー
第2号様式その7	給水・排水処理設備
第2号様式その8	パッケージ形空調機 その1
第2号様式その9	パッケージ形空調機 その2
第2号様式その10	空調機 その1
第2号様式その11	空調機 その2
第2号様式その12	空調・換気用ファン
第2号様式その13	照明器具
第2号様式その14	昇降機

※該当する設備がある場合は必ず作成する。

4-9 調書・調書作成用シート of 概要 (区分II)

📖 認定ガイドライン P40,41

- 左側に基本情報、中央に取組状況の程度、右側にエネルギー使用量を記入するように構成されている。
- 取組状況の程度又は合計の欄の数値に基づき、評価書へ自動的に反映される。

第2号様式(優良特定地球温暖化対策事業所の認定ガイドライン(第二区分事業所))その5

No	管理区分	機器記号	機器名称	No.2	No.3	No.4	No.1	-	II 1b.5	II 1b.8		II 1b.11	II 1b.12	エネルギー使用量				
				種別			電動機出力 (kW)	台数	空調2次ポンプの台数制御及びインバータによる変流量制御	永久磁石(IPM)モータ	JIS高効率モータ	空調1次ポンプの台数制御又はインバータによる変流量制御	冷却水ポンプの台数制御又はインバータによる変流量制御	年間稼働時間 (h/年)	負荷率	推計値 (MWh/年)	実測値 (MWh/年)	採用値 (MWh/年)
				空調2次ポンプ	空調1次ポンプ	冷却水ポンプ												
取組状況の程度				-	-	-	-	-	100%	0%	100%	0%	0%	-	-	-	-	-
合計				88.0kW	148.0kW	220.0kW	456.0kW	12台	88.0kW	0.0kW	456.0kW	0.0kW	0.0kW	-	-	1,337MWh/年	200MWh/年	1,286MWh/年
1	ユーティリティ	PCD-2-1	直燃吸収冷温水機用冷却水ポンプ				55.0	3							3,000	1.00	495	495
2	ユーティリティ	PC-2-1	直燃吸収冷温水機用冷却水ポンプ		○		37.0	3							3,000	1.00	333	333
3	ユーティリティ	PCD-1-1	ターボ冷凍機用冷却水ポンプ			○	55.0	1							4,000	1.00	220	220
4	ユーティリティ	PC-1-1	ターボ冷凍機用冷却水ポンプ		○		37.0	1							4,000	1.00	148	148
5	ユーティリティ	PC-1-1~3	冷水2次ポンプ	○			22.0	4	○		○				4,000	0.40	141	200
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
<p>調書に記入した設備機器の『種別』や『使用用途』と各評価項目の取組状況に不整合がある場合、セルが赤くなるように設定されている。</p>																		
25																		
26																		
27																		
28																		
29																		
30																		

(日本工業規格A列4番)

目次

- 1 優良特定地球温暖化対策事業所（トップレベル事業所）の全体概要
- 2 優良特定地球温暖化対策事業所の認定基準
- 3 優良特定地球温暖化対策事業所の認定に係る手続
- 4 地球温暖化対策推進状況評価書等の概要
- 5 評価書等の作成方法**
- 6 認定基準、認定ガイドライン、検証ガイドラインの主な改正内容

5-1 評価書等の作成フロー

📖 認定ガイドライン P48 (区分Ⅰ) P49 (区分Ⅱ)



⋯ : 複数エネルギー
管理責任者用を
用いる場合

5-2 必須項目の概略評価・評価項目の選択

 認定ガイドライン P49（区分Ⅰ） P50（区分Ⅱ）

必須項目の概略評価

- 評価書の作成には、かなりの時間と労力を要するため、最初に必須項目の概略評価を行い、必須要件を満足しているかどうかを確認する。
- 必須項目の取組状況の程度が、選択肢において最も低い取組状況である（概ね評価点が0点の場合）数によっては、必須要件を満足しないため、認定を受けることはできなくなる。

認定申請事業所全体での確認

- 評価ツール（複数管理者用）を使用する場合、エネルギー管理責任者ごとに必須項目の概略評価を行い、必須要件を満足しているかどうかを確認する。

評価項目の選択

- 必須要件を満足している場合、又は現状の把握のために評価を行う場合は、対象評価項目を選択する。
- あらかじめ対象評価項目を選択しておくことで、評価書の作成作業の軽減が図れる。

5-3 提出書類の作成

 認定ガイドライン P49,50 (区分Ⅰ) P50,51 (区分Ⅱ)

根拠書類の準備

- 調書の作成及び対象評価項目に関する根拠書類を準備する。
- 複数エネルギー管理責任者用を用いる場合は、エネルギー管理区分ごとに、根拠書類を準備し、根拠書類に基づき、調書を作成する。

評価ツールへの入力

- 根拠書類に基づき、評価ツールを使用し、評価書及び調書を作成する。
- 評価ツールのメインシート、基本情報シートの適用範囲補正係数に影響のある調書の左側（基本情報）を先に入力し、重み係数を確認する。その後、取組状況入力シート、調書の右側（取組状況の程度）を入力する。（第一区分）
- 評価ツールのメインシート、エネルギー使用量総括表シート、基本情報入力シート及び基本情報シートの適用範囲補正係数に影響のある調書の左側（基本情報）を先に入力する。（第二区分）

評価ツール（複数管理者用）への入力

- 複数エネルギー管理責任者用を用いる場合は、エネルギー管理責任者ごとに評価ツールを使用して評価書を作成し、それぞれの評価結果貼付用シートの結果を評価ツール（複数管理者用）に値としてコピーする。

5-4 評価結果の確認・提出書類の作成

 認定ガイドライン P49,50 (区分Ⅰ) P50,51 (区分Ⅱ)

評価結果の確認

- 評価ツールへの入力終了すると、自動的に総合得点が評価書シートに示される。
- 認定申請事業所は、評価結果が認定基準を満足しているかどうかを確認する。

提出書類の作成

- 評価結果が認定基準を満足している場合は、登録検証機関へ検証を依頼する。
- 評価書は第1号様式その1から17までを、調書は第2号様式その1～その13（評価対象分のみ）をそれぞれ順番に取りまとめる。(区分Ⅰ)
- 評価書は第1号様式その1～その31（評価対象分のみ）までを、調書は第2号様式その1～その14（評価対象分のみ）をそれぞれ順番に取りまとめる。(区分Ⅱ)
- 複数エネルギー管理責任者用を用いる場合、評価書は第1号様式その18～その24を順番に綴じた後に、第1号様式その1～その16を評価N0.の順番で綴じて取りまとめる。調書は第2号様式その1～その13（評価対象分のみ）を評価N0.の順番で綴じて取りまとめる。(区分Ⅰ)
- 複数エネルギー管理責任者用を用いる場合、評価書は第1号様式その32～その42を順番に綴じた後に、第1号様式その1～その31（評価対象分のみ）を評価N0.の順番で綴じて取りまとめる。調書は第2号様式その1～その14（評価対象分のみ）を評価N0.の順番で綴じて取りまとめる。(区分Ⅱ)

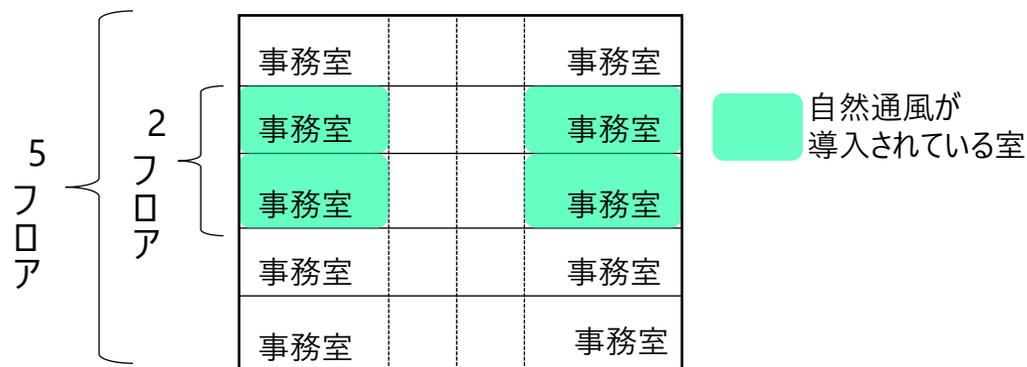
5-5 根拠書類について (1)

根拠書類の例

- 調書作成用シートには、「床面積」・「窓面長さ等」・「誘導灯」・「衛生器具」・「オフィス機器」等、評価にあたり根拠となるシートがないため、調書以外で根拠書類を作成する必要がある。
- 当該根拠書類においては、詳細比率を算出なくても、概ねの割合を証明できればよい。

(例1) 床面積の根拠書類の作成

- II 1.2「自然通風を利用したシステムの導入」等の評価項目では主たる室用途の床面積に対する導入割合を評価する。
- 主たる用途：事務所、主たる室用途：事務室の場合



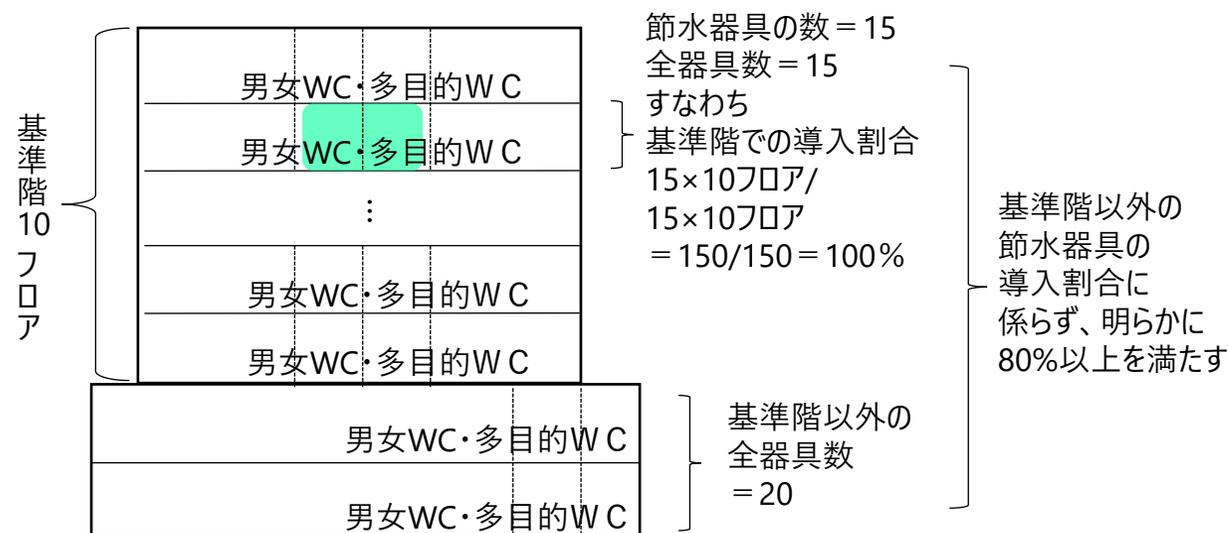
事務室基準階フロア数で計算

(概略計算・図の場合2フロア/5フロア = 40%)

5-6 根拠書類について (2)

(例2) 設備数量に係る根拠書類の作成

- II 3c.2「高輝度型誘導灯・蓄光型誘導灯の導入」、II 3d.2「大便器の節水器具の導入」、II 3f.1「グリーン購入法適合商品のオフィス機器の導入」等の評価項目では省エネ型設備の、全数量に対する割合を評価する。
- 取組状況の程度は、評価点1：「80%以上に採用」、評価点0.5:「40%以上80%未満に採用」、評価点0：「40%未満に採用又は採用なし」といったように詳細比率を問わず、3択や4択となっている場合が多い。
- 基準階を有する事業所にて、大便器の節水器具数の根拠書類を作成する場合



基準階での導入割合を確認し、全数の調査を行わない
(概略計算・図の場合、80%以上に採用)

5-7 根拠書類について (3)

根拠書類の例

- 調書作成用シートには「オフィス機器」・「自動販売機」・「生産・プラント・特殊設備」・「上（下）水道施設」・「廃棄物処理施設」等、評価にあたり根拠となるシートがないため、調書以外で根拠書類を作成する必要がある。
- 根拠書類には、事業所にて保有している設備台帳や設備管理表などをそのまま用いることが出来る。

発生機器表		発生器具表		SOUTH棟			CENTER棟			NORTH棟			計	備考
品名	品番	IF	2F	IF	2F	IF	2F	IF	2F	IF	2F			
OC-1	特殊大演算機	ES0788PMP (モデル20-AH1) / VM02LYES4(20) (文字のみ)	5	3	4	3	3	4	1	2	1	20		
OC-2	特殊大演算機	SC01107051 (Phenom) / VM02L										3		
OC-3	フライトコントローラ多機能型+エレベータ	SP041785111 (888) / REST ROOM ITEM 01 / VM02L / VM02L (2ヶ所)	1		1							2		
UI-1	センター用型小演算機	UPS800E 鉄石製制システムシタナク	3		3		1		2		1	10		
L-1	洗濯機	VM24A-CET005 (512) (200)	3	3	3	2	3	3	2	1	1	21		
L-2	洗濯機	PS223S TES13M シンジレバーコントロール選着機、オートコース					1					1		
S-1	掃除機	SK21A-T2A20L TK22 T315GSP 掃除機、集塵筒、リムルーフ、排気筒	1		1		1		1		1	3		
H-1	ハンコワイヤ	TK420W 製造型ワイヤ	1	1	1	1		1	1	1	1	5		
B-1	ペーシント	TK425		1		1						2		
B-2	ペーシント	TK415	1	1		1		1	1			3		
B-3	ペーシント	TK400	1	1		1		1	1			3		
TE-1	大演算機	T1120L10	2	1	1	1	3	1	1	1	1	12		
TE-2	小演算機	T1120L2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6		
TE-3	大演算機	T1120P55 42系	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6		
Z-1	キーボード	TK004H13 305型キーボード (標準タイプ)		1			1					1	17	

設備台帳・管理表よりそのまま取組状況を算出

5-8 評価書等の作成上の留意点

- **評価書・調書間の整合性の確認**
→システム上の関連、用途別床面積・機器名称（系統名）・使用用途の関連などで不整合がないか
- **重大な評価漏れの確認**
→建物外皮、熱源機器、店舗の設備などの評価漏れがないか
- **認定ガイドラインの判断の確認**
→評価項目の間違った解釈により、正しく評価できていないものがないか
- **単位換算の確認**
→ガス、蒸気、熱量、エネルギー消費量などの単位が正しく換算できているか
- **ガイドラインの判断基準が満足していないのに、評価していないか**
- **エネルギー消費先で、全体のバランスから見て大き過ぎる又は小さ過ぎるものがないか（区分Ⅱ）**
- **標準比率を使用していない場合、エネルギー消費先比率が妥当かどうか**
- **評価ツール（複数管理用）で評価できない事業所であるにもかかわらず、複数管理者用で評価していないか**
- **評価が終了していない段階で検証機関に評価書と調書を提出していないか**
(実地調査時に不備が多く、大幅に修正されている)

目次

- 1 優良特定地球温暖化対策事業所（トップレベル事業所）の全体概要
- 2 優良特定地球温暖化対策事業所の認定基準
- 3 優良特定地球温暖化対策事業所の認定に係る手続
- 4 地球温暖化対策推進状況評価書等の概要
- 5 評価書等の作成方法
- 6 認定基準、認定ガイドライン、検証ガイドラインの主な改正内容**

目次

- 6 - 1 制度の考え方と新たな目標像、上位区分の追加
- 6 - 2 第4計画期間の評価項目、評価基準の変更
- 6 - 3 建築物環境計画書制度との連携
- 6 - 4 事務手続の負担軽減
- 6 - 5 その他の留意事項

目次

- 6 - 1 制度の考え方と新たな目標像、上位区分の追加**
- 6 - 2 第4計画期間の評価項目、評価基準の変更
- 6 - 3 建築物環境計画書制度との連携
- 6 - 4 事務手続の負担軽減
- 6 - 5 その他の留意事項

(1) 制度の考え方と新たな目標像

【トップレベル事業所認定制度の考え方】

◆ これまでの考え方（制度創設時）

- 日本の優れた省エネルギー技術をトップレベルの認定要件に位置付け、対象事業所の到達すべき目標として提示し、トップレベル事業所への誘導を推進



◆ 今後の考え方

- 2050年のゼロエミッション化実現に向け、省エネに加え、再エネ利用を推進する事業所の目標となるよう取組水準等を提示し、高いレベルで省エネ対策・再エネ利用に取り組む事業所への誘導を推進



【「トップレベル事業所」の目標像】

事業所のゼロエミッション化の実現に向け、省エネ・再エネ両面から自律的に取組を推進するとともに、地域や将来世代にも繋がるような取組を積極的に推進する事業所

(2) トップレベル事業所の上位の区分を追加

<認定区分及び認定方法>

- より高いレベルの認定区分を加え、従来の**2区分から3区分へ変更**する
- 各認定区分に**ゼロエミッション化に向けた計画の作成、再エネ利用等を求め取組レベルを引き上げ**
- すべての認定区分を、従来同様、同一の評価項目・基準を用いて評価する

認定区分	トップレベル事業所Silver (旧準トップレベル事業所相当)	トップレベル事業所Gold (旧トップレベル事業所相当)	新設 トップレベル事業所Diamond
認定事業所のイメージ	一定水準の省エネ対策・再エネ利用を実施	「優れた事業所」よりも更に省エネ対策や再エネ利用の取組を実施	ゼロエミッション化に向けた省エネ・再エネに加え、更に進んだ環境配慮等を推進
認定水準	総合得点70点以上	総合得点80点以上	総合得点90点以上
必須項目	・一般管理事項（15項目） ・事業所及び設備の運用に関する事項（13項目） ・事業所のゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項（2項目） ・建物及び設備性能に関する事項（21項目） ・事業所の再生可能エネルギーの利用に関する事項（1項目） ※（ ）内の必須項目数は事業所の用途や竣工年により変化する		
不合格要件数	評価項目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲで2以内、Ⅳ・Ⅴで2以内（竣工年により、不合格要件の数は緩和）	評価項目Ⅳ・Ⅴで2以内	0

目次

- 6 - 1 制度の考え方と新たな目標像、上位区分の追加
- 6 - 2 第4計画期間の評価基準、評価項目の変更**
- 6 - 3 建築物環境計画書制度との連携
- 6 - 4 事務手続の負担軽減
- 6 - 5 その他の留意事項

(1) カーボンハーフに向けて再エネ導入等の評価項目を追加

<第四計画期間の認定基準>

- 既存評価項目の見直し及び新設評価区分の評価項目を設定
- オフサイトや電気需給契約による再エネ利用、電気需要の最適化等の評価項目を設定
- ゼロエミッション化・ZEB化のロードマップ策定や、CO₂排出量・一次エネルギー消費量等の削減実績等に加え、気候変動適応策や事業所に留まらない進んだ取組に関する評価項目を設定

【第四計画期間の評価項目の構成と配点】

新設

※ 配点()内は第三計画期間の配点

		I 一般管理事項	II 建物及び設備性能に関する事項	III 事業所及び設備の運用に関する事項	IV 事業所の再生可能エネルギーの利用に関する事項	V 事業所のゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項	合計	
配点	必須	10(10)	45(60)	25(30)	10(-)	10(-)	100	125
	一般							
	加点		25(20)			25		

(2) 第4計画期間の評価項目設定の考え方

○新たなトップレベル事業所の考え方によって、既存評価項目の見直し及び新設評価区分の項目設定を実施

◆ 既存評価項目の見直しの考え方

- 現状のトップレベル事業所の得点状況を踏まえ、一般的となった設備の評価項目を廃止。但し、ほとんどの事業所が得点していても、廃止することで取り組まなくなることを避けた方が良い項目は廃止しない
- メーカーヒアリングやカタログ調査等による最新技術の動向を踏まえ、項目追加・基準を見直し
- これまでの事業所の現場確認においてあまり実施されていなかったが、省エネに寄与する運用対策を追加

◆ 新設区分の項目設定の考え方

- 現在の省エネの取組水準は維持しながら、事業所の新たな取組を促すため、再エネ利用及びゼロエミッション化や更に進んだ取組を評価する項目を追加
- IVでは、従来からのオンサイトでの再エネ利用の他、オフサイトや電気需給契約による再エネ利用、電気需要の最適化等の評価項目を設定
- Vでは、ZEB・ゼロエミッション化のロードマップ策定や、一次エネルギー消費量・CO₂排出量等の削減実績等に加え、気候変動適応策や、事業所に留まらない進んだ取組に関する評価項目を設定

(3) 廃止する評価項目

これまでのトップレベル認定事業所の得点が高く、市場に十分に普及している機器等に関する以下の評価項目は廃止。

適用 区分	No. 上段区分Ⅰ 下段区分Ⅱ	評価項目	評価内容
区分Ⅰ 区分Ⅱ	3c.6 1d.2	力率改善制御システムの導入	力率改善制御システムが導入されているか。
区分Ⅰ 区分Ⅱ	3d.3 2c.2	省エネ型便座又は洗浄便座のスケジュール制御の導入	省エネ型便座又は洗浄便座の夜間電源停止等のスケジュール制御が、主たる便所の洗浄便座数に対して、どの程度の割合で導入されているか。
区分Ⅰ 区分Ⅱ	3d.5 2c.4	便所への擬音装置の導入	便所に擬音装置が、主たる便所の大便秘器数に対して、どの程度の割合で導入されているか。
区分Ⅰ 区分Ⅱ	3f.1 2e.1	グリーン購入法適合商品のオフィス機器の導入	グリーン購入法適合商品のオフィス機器が、オフィス機器全台数に対して、どの程度の割合で導入されているか。
区分Ⅰ 区分Ⅱ	3f.2 2e.2	省エネ型自動販売機又は自動販売機のスケジュール制御の導入	省エネ型自動販売機又は自動販売機のスケジュール制御が、自動販売機全台数に対して、どの程度の割合で導入されているか。

(4) 技術動向を踏まえた評価項目の追加-1

省エネルギー技術の進展に伴って新たに挙げられた省エネ対策や、導入事例が増加傾向にある省エネ対策を、新規追加項目や既存項目内の評価の選択肢として以下のとおり追加

変更内容	適用区分	No. 上段区分Ⅰ 下段区分Ⅱ	評価項目	評価内容	変更理由
項目追加	区分Ⅰ	3b.37	厨房の排熱回収システムの導入	厨房の排気から熱回収を行い、厨房用外調機の予熱に利用するシステムが導入されているか。	厨房排気から熱回収を行い、厨房外調機の予熱に利用するシステムが導入されている事業所が今後予見されるため、それを評価する項目を追加
選択肢追加	区分Ⅰ 区分Ⅱ	3b.1 2a.3	高効率空調機の導入	高効率空調機が、空調機ファン総電動機出力に対して、どの程度の割合で導入されているか。 ECモータ・永久磁石(IPM)モータ	高効率なファンとしてECモータの採用が見られるため、Ⅱ 3b.1高効率空調機の導入、Ⅱ 3b.3高効率ファンの導入の選択肢にECモータを追加
	区分Ⅰ 区分Ⅱ	3b.3 2a.4	高効率ファンの導入	高効率ファンが、ファン（空調機内に設置されているものを除く。）総電動機出力に対して、どの程度の割合で導入されているか。 ECモータ・永久磁石(IPM)モータ	

(5) 技術動向を踏まえた評価項目の追加-2

◎:必須項目 ○:一般項目 +:加点項目

変更内容	適用区分	分類	No. 上段区分Ⅰ 下段区分Ⅱ	評価項目	評価内容
項目追加	区分Ⅰ	○	3b.37	厨房の排熱回収システムの導入	厨房の排気から熱回収を行い、厨房用外調機の予熱に利用するシステムが導入されているか。

取組状況の程度・取組状況の評価点		
取組状況	採用	採用無し
評価点	1	0

【取組状況の程度の選択または記入に係る判断基準の要点】

- 総厨房排気量の50%以上に、厨房排気から熱回収を行い、厨房外調機等の予熱に利用するシステムが導入されている場合は、「採用」

(6) 技術動向を踏まえた評価基準の変更ー1

照明器具、コージェネレーションシステム等の主要な設備で効率が向上しているものに、新たな基準を設定

【高効率照明器具の導入における基準変更】

器具効率の向上(LED化)及びJISの照度基準を基に、評価基準を以下のように変更

最高基準(評価項目の満点水準)：建築物省エネ法の基準(適合義務あり)を、JISの下限照度及び高効率LED器具による効率化で実現可能な水準に低減させた場合の消費電力

最低基準(評価項目の0点水準)：建築物省エネ法の基準を、Hf照明を用いてJISの上限照度に設定した場合の消費電力

基準算出の例 (事務室用途の最高基準)

- 建築物省エネ法における基準設定消費電力 : 16.3 [W/m²]
- 建築物省エネ法における基準照度 : 750 [lx]
(いずれも事務室用途、Hf照明)
- JISにおける下限照度基準 : 500 [lx]
- Hf照明とLEDの器具効率比 (カタログ値等より) : 0.6

⇒16.3 [W/m²] × 500/750 [lx] × 0.6 = 6.52 → 6 [W/m²] と設定

評価基準 (抜粋) [W/m²]

室用途	第三計画期間		第四計画期間	
	最高	最低	最高	最低
エントランス	12	26	5	18
ホール				
廊下	7	14	2	6
倉庫	4	10	1	4
駐車場	2	6	1	4
事務室	10	25	6	22
会議室	10	25	4	17
電算室	10	25	4	17

(7) 技術動向を踏まえた評価基準の変更ー2

【高効率コージェネレーションの導入における基準変更】

市場の製品群変更及び発電効率の違いを基に、評価基準を以下のように変更

【第三計画期間の基準】

コージェネ機種	発電容量	定格発電効率		
		最高	水準	最低
ガスタービン	—	40%	23%	20%
ガスエンジン	100kW以下	33%	30%	28%
	300kW以下	35%	34%	28%
	500kW以下	42%	37%	29%
	1,000kW以下	42%	40%	29%
	1,000kW超	48%	41%	32%

【第四計画期間の基準】

コージェネ機種	発電容量	定格発電効率		
		最高	水準	最低
ガスタービン	—	40%	23%	20%
ガスエンジン	100kW以下	33%	30%	28%
	300kW以下	35%	34%	28%
	500kW以下	42%	37%	29%
	2,000kW以下	42%	40%	29%
	2,000kW超	49%	46%	32%

変更部分が赤で囲まれている。

(8) 技術動向を踏まえた評価基準の変更-3

◎:必須項目 ○:一般項目 +:加点項目

変更内容	適用区分(分類)	分類	No. 上段区分Ⅰ 下段区分Ⅱ	評価項目	評価内容	変更理由
項目追加	区分Ⅰ	+	1c.7	人感センサーのタイマー設定時間の適正化	人感センサーのタイマー設定時間の適正化が、主たる便所に対して、どの程度実施されているか。	人感センサーのタイマー設定時間に関して、5分よりも大きく低減可能な設定が可能となっているため、新たな取組状況の程度の選択肢を設定

取組状況の程度・取組状況の評価点				
取組状況	1分以内	5分以内	10分以内	10分超 又は 実施無し
評価点	1	0.8	0.5	0

【取組状況の程度の選択または記入に係る判断基準の要点】

- 人感センサーのタイマーの設定時間の適正化が実施されている場合は、主たる便所の50%以上で行われている人感センサーのタイマーの設定時間を選択

(9) 機器の設置年に応じた評価基準の設定 (第三計画期間から継続)

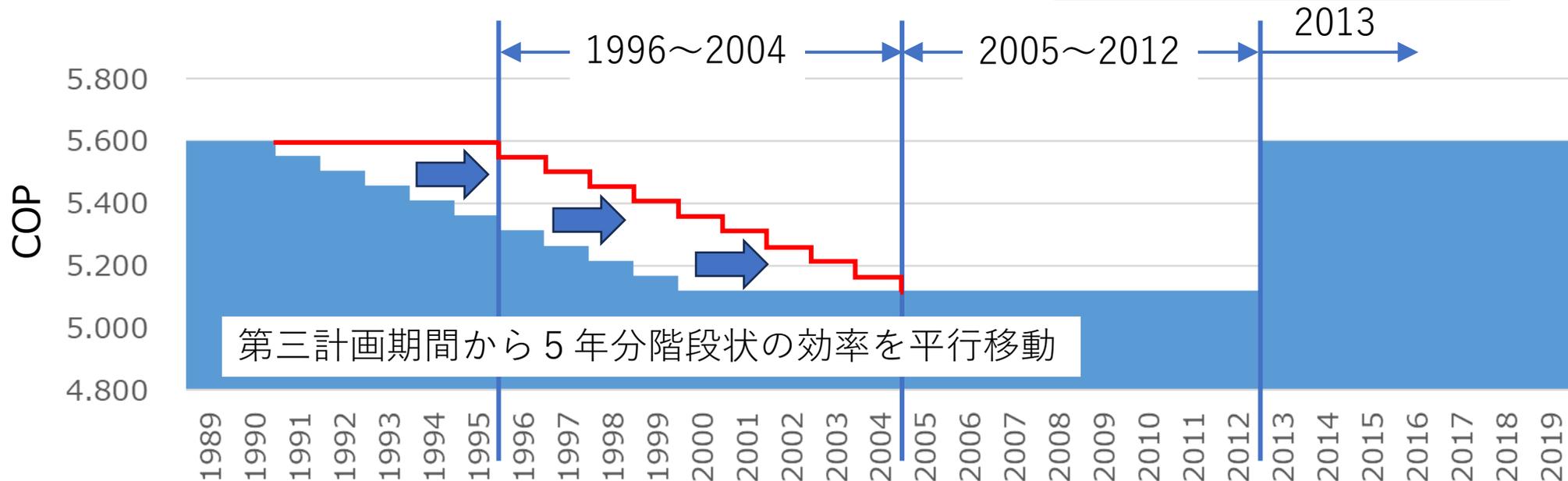
熱源機器等の主要な設備で更新周期を迎えていない機器について、最高効率の決定方法を以下のように設定

(区分Ⅰ) Ⅱ 3a.1高効率熱源機器の導入

(区分Ⅱ) Ⅱ 1a.1高効率蒸気ボイラーの導入、Ⅱ 1b.1高効率熱源機器の導入

→第三計画期間における階段状の最高効率の決定方法を踏襲

設置年度が2005～2012年度までの場合、水準の効率を最高の効率とし、
 設置年度が1996～2004年度までの場合は段階的な緩和 ⇒ 更新周期を迎えていない熱源機器に配慮



(例) 水冷リングユニットの最高効率

(10) 機器の設置年に応じた評価分類の緩和措置（第三計画期間から継続）

その他、冷却塔等で更新周期を迎えていない機器について、機器の設置年度に応じた評価分類の緩和措置を設定

必須項目【◎】⇒ 一般項目【○】

【◎】Ⅱ 3a.1 高効率熱源機器の導入

全ての熱源機器の設置年度が**2000年度**から2012年度までの場合は一般項目とする。

【◎】Ⅱ 3b.2 高効率パッケージ形空調機の導入
【◎】Ⅱ 3d.1 高効率給水ポンプの導入

全ての設備の設置年度が**2010年度以降**で、かつ2013年度以降設置の設備の割合が50%未満の場合は一般項目とする。

【◎】Ⅱ 3c.5 高効率変圧器の導入

全ての変圧器の設置年度が**1990年度以降**で、かつ2008年度以降設置の設備の割合が50%未満の場合は一般項目とする。

必須項目【◎】⇒ 加点項目【+】

【◎】Ⅱ 3a.2 高効率冷却塔の導入
【◎】Ⅱ 3a.3 高効率空調用ポンプの導入
【◎】Ⅱ 3b.1 高効率空調機の導入
【◎】Ⅱ 3b.3 高効率ファンの導入

全ての設備の設置年度が**2010年度（Ⅱ 3b.1は2000年度）以降**で、かつ2013年度以降設置の設備の割合が50%未満の場合は加点項目とする。

(11) エネルギー消費性能計算プログラム(非住宅版)への対応

エネルギー消費計算プログラム(非住宅版)の計算方法(モデル建物法、標準入力法)に対応

2. 建物外皮の省エネルギー性能

No.	評価項目	評価内容	取組状況の程度		評価点																																						
○ 2.1	高性能な建物外皮の導入	主たる建築物に高性能な建物外皮がどの程度導入されているか。			0.505																																						
			PAL*の延床面積合計と事業所の延床面積の比率		0.80																																						
			年間熱負荷係数 PAL*	平均削減率	12%																																						
			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">建物ごとの延床面積 [㎡]</th> <th rowspan="2">BPI_m</th> <th colspan="2">PAL*の値[MJ/㎡・年]</th> <th rowspan="2">削減率</th> </tr> <tr> <th>基準値</th> <th>算定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20,000.0</td> <td>0.90</td> <td></td> <td></td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>10,000.0</td> <td>0.90</td> <td></td> <td></td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>5,000.0</td> <td></td> <td>400</td> <td>300</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		建物ごとの延床面積 [㎡]	BPI _m	PAL*の値[MJ/㎡・年]		削減率	基準値	算定値	20,000.0	0.90			10%	10,000.0	0.90			10%	5,000.0		400	300	25%																	
建物ごとの延床面積 [㎡]	BPI _m	PAL*の値[MJ/㎡・年]		削減率																																							
		基準値	算定値																																								
20,000.0	0.90			10%																																							
10,000.0	0.90			10%																																							
5,000.0		400	300	25%																																							
			年間熱負荷係数 PAL	平均削減率	28%																																						
			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">建築物の用途</th> <th rowspan="2">屋内周辺空間の床面積 [㎡]</th> <th colspan="2">PALの値[MJ/㎡・年]</th> <th rowspan="2">削減率</th> </tr> <tr> <th>基準値</th> <th>計算値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用途1</td> <td>事務所等</td> <td>23,280.0</td> <td>300</td> <td>217.0</td> <td>28%</td> </tr> <tr> <td>用途2</td> <td>物販店舗等</td> <td>110.0</td> <td>380</td> <td>282.0</td> <td>26%</td> </tr> <tr> <td>用途3</td> <td>飲食店等</td> <td>310.0</td> <td>550</td> <td>411.0</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>用途4</td> <td>集会所等</td> <td>480.0</td> <td>550</td> <td>403.0</td> <td>27%</td> </tr> <tr> <td>用途5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	建築物の用途	屋内周辺空間の床面積 [㎡]	PALの値[MJ/㎡・年]		削減率	基準値	計算値	用途1	事務所等	23,280.0	300	217.0	28%	用途2	物販店舗等	110.0	380	282.0	26%	用途3	飲食店等	310.0	550	411.0	25%	用途4	集会所等	480.0	550	403.0	27%	用途5						0.904
区分	建築物の用途	屋内周辺空間の床面積 [㎡]	PALの値[MJ/㎡・年]					削減率																																			
			基準値	計算値																																							
用途1	事務所等	23,280.0	300	217.0	28%																																						
用途2	物販店舗等	110.0	380	282.0	26%																																						
用途3	飲食店等	310.0	550	411.0	25%																																						
用途4	集会所等	480.0	550	403.0	27%																																						
用途5																																											

エネルギー消費性能計算プログラム(非住宅版)においてモデル建物法を選択している事業所でも、BPI_mの計算結果を用いて評価ができるように変更
事業所内に複数の建物があり、それぞれで計算結果があり、年間熱負荷係数PAL*と年間熱負荷係数PALの計算結果が混在している場合に対応できるよう、延床面積の比率を入力できる欄を追加

(12) 省エネに寄与する評価項目の追加-1

各種制御において、竣工直後の初期設定値が見直されず省エネになっていないケースが見られるため、制御設定値の調整に関する評価項目を追加

適用区分	No. 上段区分Ⅰ 下段区分Ⅱ	評価項目	評価内容	変更理由
区分Ⅰ 区分Ⅱ	1a.17 1b.12	空調2次ポンプ変流量制御のインバータ周波数下限値の調整	空調2次ポンプ変流量制御のインバータ周波数下限値が、どの程度の周波数に調整されているか。	圧力設定値が大きくインバータ周波数が高いまま運転されている等、省エネ効果が発揮されていないケースが見られるため、評価項目を追加
区分Ⅰ 区分Ⅱ	1a.18 1b.13	再生可能エネルギー等利用システムのバックアップ運転の適正化	再生可能エネルギー等熱利用システムのバックアップ運転の適正化が実施されているか。	バックアップシステムが頻繁に運転し、再生可能エネルギーや未利用エネルギーが適切に利用されていないケースが見られるため、評価項目を追加
区分Ⅰ	1b.19	変風量システムの最小風量設定値の調整	変風量システムの変風量装置VAVの最小風量設定値が、設計風量に対して、どの程度の割合に調整されているか。	変風量システムが採用されている空調機におけるVAVの最小風量設定値が大きく、省エネ効果が発揮されていないケースがあるため、評価項目を追加
区分Ⅰ	1b.20	変風量システムのインバータ周波数下限値の調整	変風量システムの空調機ファンインバータ周波数下限値が、どの程度の周波数に調整されているか。	空調機ファンのインバータ周波数の設定値が下限値を目標に設定されておらず、省エネ効果が発揮されていないケースがあるため、評価項目を追加
区分Ⅰ	1b.21	厨房外調機の換気モード切替制御による換気モード運転の適正化	厨房外調機の換気モード切替制御による換気モードの運転が、どの程度実施されているか。	換気モード切替制御が採用されている厨房外調機について、換気モードでの運転ができる限り長期間実施されているかどうかを評価するため、評価項目を追加

(13) 省エネに寄与する評価項目の追加-2

◎:必須項目 ○:一般項目 +:加点項目

変更内容	適用区分 (分類)	分類	No. 上段区分Ⅰ 下段区分Ⅱ	評価項目	評価内容
項目追加	区分Ⅰ 区分Ⅱ	○	1a.17 1b.12	空調2次ポンプ変流量制御のインバータ周波数下限値の調整	空調2次ポンプ変流量制御のインバータ周波数下限値が、どの程度の周波数に調整されているか。

取組状況の程度・取組状況の評価点						
取組状況	10Hz以下	10Hz超 15Hz以下	15Hz超 20Hz以下	20Hz超 25Hz以下	25Hz超 又は把握できていない	対象機器無し
評価点	1	0.8	0.5	0.2	0	—

【取組状況の程度の選択または記入に係る判断基準の要点】

- II 3a.10空調2次ポンプ変流量制御の導入に該当する場合であって、インバータ周波数下限値の調整が実施され、その実施記録があるときは、そのインバータ周波数の下限値を選択
- 空調2次ポンプシステムが複数ある場合は、単純平均した値、又はポンプ定格電動機出力で加重平均した値を選択
- 圧力等の下限設定値が高いため、インバータ周波数下限値まで下がらない場合は、インバータ周波数の下限実績値で評価
- II 3a.10空調2次ポンプ変流量制御の導入に該当しない場合は、「対象機器無し」を選択

(14) 省エネに寄与する評価項目の追加-3

◎:必須項目 ○:一般項目 +:加点項目

変更内容	適用区分 (分類)	分類	No. 上段区分Ⅰ 下段区分Ⅱ	評価項目	評価内容
項目追加	区分Ⅰ 区分Ⅱ	○	1a.18 1b.13	再生可能エネルギー等利用システムのバックアップ運転の適正化	再生可能エネルギー等熱利用システムのバックアップ運転の適正化が実施されているか。

取組状況の程度・取組状況の評価点			
取組状況	実施	実施無し	対象機器無し
評価点	1	0	—

【取組状況の程度の選択または記入に係る判断基準の要点】

- II 1.4未利用エネルギーシステム、又はIV1.3再生可能エネルギーシステムの熱利用システムにおいて、バックアップ運転の適性化が実施され、次のアからウまでの全てを満たす場合は、「実施」を選択
 - ア 熱負荷に対して、全ての再生可能エネルギー等熱利用システムを優先的に運転
 - イ 再生可能エネルギー等熱利用システムの能力に余裕がある状態にも関わらず、一時的な温度上昇や低下によってバックアップシステムが頻繁に運転している状態が無いように、温度等の設定値が調整されているか、常時バックアップシステムを停止
 - ウ 年間を通じた時刻別の再生可能エネルギー等熱利用システムとバックアップシステムの運転実績がわかる書類を作成
- 再生可能エネルギー等熱利用システムのバックアップシステムが無い場合は、「対象機器無し」を選択

(15) 省エネに寄与する評価項目の追加-4

◎:必須項目 ○:一般項目 +:加点項目

変更内容	適用区分 (分類)	分類	No. 上段区分Ⅰ 下段区分Ⅱ	評価項目	評価内容
項目追加	区分Ⅰ	+	1b.19	変风量システムの最小风量設定値の調整	変风量システムの変风量装置VAVの最小风量設定値が、設計风量に対して、どの程度の割合に調整されているか。

取組状況の程度・取組状況の評価点					
取組状況	10%以下	10%超 20%以下	20%超 30%以下	30%超 40%以下	40%超又は 把握できていない
評価点	1	0.8	0.5	0.2	0

【取組状況の程度の選択または記入に係る判断基準】

- II 3b.8空調機の変风量システムの導入に該当する場合であって、変风量装置VAVの最小风量設定値の調整が実施され、その実施記録があるときは、その設計风量に対する最小风量設定値の割合を選択
- それぞれの変风量装置VAVの最小风量設定値が異なる場合は、主たる室用途において最も多く設定されている値を選択
- 変风量装置VAVの最小风量設定値が調整されていない場合、又は最小风量設定値が把握できていない場合は、「40%超又は把握できていない」を選択

(16) 省エネに寄与する評価項目の追加-5

◎:必須項目 ○:一般項目 +:加点項目

変更内容	適用区分(分類)	分類	No. 上段区分Ⅰ 下段区分Ⅱ	評価項目	評価内容
項目追加	区分Ⅰ	+	1b.20	変風量システムのインバータ周波数下限値の調整	変風量システムの空調機ファンインバータ周波数下限値が、どの程度の周波数に調整されているか。

取組状況の程度・取組状況の評価点					
取組状況	10Hz以下	10Hz超 15Hz以下	15Hz超 20Hz以下	20Hz超 25Hz以下	25Hz超又は 把握できていない
評価点	1	0.8	0.5	0.2	0

【取組状況の程度の選択または記入に係る判断基準の要点】

- Ⅱ 3b.8空調機の変風量システムの導入に該当する場合であって、空調機ファンのインバータ周波数下限値が調整され、その実施記録があるときは、そのインバータ周波数下限値を選択
- 変風量システムの空調機が複数台あり、それぞれの空調機ファンのインバータ周波数下限値が異なる場合は、全数又は主たる用途に設置されている空調機ファンにおいて単純平均した値、又は空調機ファン定格電動機出力で加重平均した値を選択
- 空調機に複数のファンを組み込んでいる場合、それらの中でインバータ制御が導入されているものが対象

(17) 省エネに寄与する評価項目の追加-6

◎:必須項目 ○:一般項目 +:加点項目

変更内容	適用区分 (分類)	分類	No. 上段区分Ⅰ 下段区分Ⅱ	評価項目	評価内容
項目追加	区分Ⅰ	+	1b.21	厨房外調機の換気モード切替制御による換気モード運転の適正化	厨房外調機の換気モード切替制御による換気モードの運転時間が、どの程度実施されているか。

取組状況の程度・取組状況の評価点					
取組状況	4か月以上	3か月以上 4か月未満	2か月以上 3か月未満	1か月以上 2か月未満	1か月未満
評価点	1	0.8	0.5	0.2	0

【取組状況の程度の選択または記入に係る判断基準の要点】

- II 3b.33 厨房外調機の換気モード切替制御の導入に該当する場合は、厨房外調機における年間の換気モードでの運転時間を選択
- 換気モード切替制御が導入された厨房外調機が複数台あり、それぞれの年間換気モード運転時間が異なる場合は、単純平均した値、又は厨房外気導入量で加重平均した値を選択

(18) IV再エネ利用に関する事項の評価項目-1

従来からのオンサイトでの再エネ利用の他、オフサイトや電気需給契約による再エネ利用、電気需要の最適化等の評価項目を設定

◎:必須項目 ○:一般項目 +:加点項目

変更内容	評価項目の区分	分類	No.	評価項目	評価内容、評価点の満点・得点配分の考え方 (項目毎の素点の満点は1点)
移設	1.オンサイトの再生可能エネルギーの利用	◎ (○, +)	1.1	太陽光発電システムの導入 ※オフサイトの再生可能エネルギー電力量が20MWh/年以上の場合は一般項目、熱供給施設の場合は加点項目とする	・オンサイトの太陽光発電システム（PPA含む）の設備容量が10kW未満で0点、10kW以上で0.2点、50kW以上で1点（満点） （比例配点）
追加		+	1.2	大規模太陽光発電システムの導入	・オンサイトの太陽光発電システムの設備容量が50kW以下で0点、200kWで0.8点、2000kW以上で1点（満点）（比例配点） ・IV1.1で評価し切れない容量（50kWを超える容量）を加点評価
移設		+	1.3	再生可能エネルギーシステムの導入	・太陽光以外の再生可能エネルギーを利用するシステムの設備容量が電力換算で10kW未満で0点、100kW以上で満点
追加	2.オフサイトの再生可能エネルギーの利用	○	2.1	オフサイトの再生可能エネルギー発電設備の導入	・事業所の敷地外からの自己託送又はオフサイトPPAによる年間電力量が20MWh/年未満で0点、500MWh/年以上で満点とする ・一般的な契約形態等から発電容量ではなく電力量で評価
		+	2.2	追加性等のあるオフサイトの再生可能エネルギー発電設備の導入	・オフサイトの再生可能エネルギー発電設備が、本制度を開始した2010年度以降に発電開始されたものである場合、2.1と同様の基準で更に加点

(19) IV再エネ利用に関する事項の評価項目-2

◎:必須項目 ○:一般項目 +:加点項目

変更内容	評価項目の区分	分類	No.	評価項目	評価内容、評価点の満点・得点配分の考え方
移設	1.オンサイトの再生可能エネルギーの利用	◎ (○, +)	1.1	太陽光発電システムの導入 ※オフサイトの再生可能エネルギー電力量が20MWh/年以上の場合は一般項目、熱供給施設の場合は加点項目とする	・オンサイトの太陽光発電システム（PPA含む）の設備容量が10kW未満で0点、10kW以上で0.2点、50kW以上で1点（満点）（比例配点）

【取組状況の程度の選択または記入に係る判断基準の要点】

- 事業所の敷地内の発電容量、年間発電量を記入すると、評価点が自動計算
- 発電容量・年間発電量は、IV1.2 大規模太陽光発電システムの導入で評価される分も含めた定格発電容量を記入

変更内容	評価項目の区分	分類	No.	評価項目	評価内容、評価点の満点・得点配分の考え方
追加	1.オンサイトの再生可能エネルギーの利用	+	1.2	大規模太陽光発電システムの導入	・オンサイトの太陽光発電システムの設備容量が50kW以下で0点、200kWで0.8点、2000kW以上で1点（満点）（比例配点） ・IV1.1で評価し切れない容量（50kWを超える容量）を加点評価

【取組状況の程度の選択または記入に係る判断基準の要点】

- IV1.1 太陽光発電システムの導入において、発電容量が50kWを超える分は、本評価項目における評価点が自動計算

No.	評価項目	取組状況の程度	評価点
1.1	太陽光発電システムの導入	発電容量	1
		年間発電量	
	100 kW	1,000 MWh/年	
1.2	大規模太陽光発電システムの導入		0.267

(20) IV再エネ利用に関する事項の評価項目-3

◎:必須項目 ○:一般項目 +:加点項目

変更内容	評価項目の区分	分類	No.	評価項目	評価内容、評価点の満点・得点配分の考え方
移設	1.オンサイトの再生可能エネルギーの利用	+	1.3	再生可能エネルギーシステムの導入	・太陽光以外の再生可能エネルギーを利用するシステムの設備容量が電力換算で10kW未満で0点、100kW以上で満点

取組状況の程度・取組状況の評価点					
取組状況	電力換算で100kW以上採用	電力換算で50kW以上100kW未満採用	電力換算で30kW以上50kW未満採用	電力換算で10kW以上30kW未満採用	電力換算で10kW未満採用又は採用無し
評価点	1	0.8	0.5	0.2	0

【取組状況の程度の選択または記入に係る判断基準の要点】

- 事業所の敷地内における太陽光発電システム以外の再生可能エネルギーを利用するシステムについて、発電容量又は熱利用容量等で評価点を自動計算
- 発電容量又は熱利用容量は、定格の発電容量又は定格の冷凍能力又は加熱能力を記入
(温度条件は、設計条件又はJIS基準による)
- バイオマス関連のシステムは、資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン」の記述に沿った燃料によるものが評価対象

(21) IV再エネ利用に関する事項の評価項目－4

◎:必須項目 ○:一般項目 +:加点項目

変更内容	評価項目の区分	分類	No.	評価項目	評価内容、評価点の満点・得点配分の考え方
追加	2.オフサイトの再生可能エネルギーの利用	○	2.1	オフサイトの再生可能エネルギー発電設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> 自己託送又はオフサイトPPAによる年間電力量が20MWh未満／年で0点、500MWh／年以上で満点とする (比例配点) 一般的な契約形態等から発電容量ではなく電力量で評価

取組状況の程度・取組状況の評価点	
取組状況	オフサイトの再生可能エネルギー電力量
評価点	認定基準 別表第2の式13による。(500MWh／年以上で1点、20MWh／年未満で0点)

【取組状況の程度の選択または記入に係る判断基準の要点】

- 事業所の敷地外に、自己託送又はオフサイトPPAによる事業所への電力供給を目的としたオフサイトの再生可能エネルギー発電設備が導入されている場合は、追加性の有無、年間電力量等を記入・選択すると、評価点が自動計算
- オフサイトの再生可能エネルギー電力量とは、ア～ウを合計して得た数値
 - ア 自己託送の電力量
 - イ フィジカルPPAの購入電力量、
 - ウ バーチャルPPAの環境価値に相当する電力量
- 追加性の有無は2010年度以降に発電開始されたものが対象（2025年度申請は2009年度も対象）
- バイオマス関連のシステムは、資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン」の記述に沿った燃料によるものが評価対象

(22) IV再エネ利用に関する事項の評価項目-5

変更内容	評価項目の区分	分類	No.	評価項目	評価内容、評価点の満点・得点配分の考え方
追加	2.オフサイトの再生可能エネルギーの利用	+	2.2	追加性等のあるオフサイトの再生可能エネルギー発電設備の導入	・オフサイトの再生可能エネルギー発電設備が、本制度を開始した2010年度以降に発電開始されたものである場合、2.1と同様の基準で更に加点

【取組状況の程度の選択または記入に係る判断基準の要点】

- IV2.1 オフサイトの再生可能エネルギー発電設備の導入において、追加性の有無の欄で「○」を選択した場合、本評価項目における評価点が自動計算
- 追加性の有無は2010年度以降に発電開始されたものが対象

No.	評価項目	評価内容	取組状況の程度	評価点																									
○	2.1 オフサイトの再生可能エネルギー発電設備の導入	事業所の敷地外に、自己託送又はオフサイトPPAによる事業所への電力供給を目的とした再生可能エネルギー発電設備の電力が、どの程度供給されているか。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>システム名称</th> <th>追加性の有無</th> <th colspan="2">年間電力量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>太陽光発電システム</td> <td>○</td> <td>100</td> <td>MWh/年</td> </tr> <tr> <td>風力発電システム</td> <td></td> <td>100</td> <td>MWh/年</td> </tr> <tr> <td>バイオマス発電システム</td> <td>○</td> <td>200</td> <td>MWh/年</td> </tr> <tr> <td>バイオマス発電システム</td> <td></td> <td>200</td> <td>MWh/年</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		システム名称	追加性の有無	年間電力量		太陽光発電システム	○	100	MWh/年	風力発電システム		100	MWh/年	バイオマス発電システム	○	200	MWh/年	バイオマス発電システム		200	MWh/年					1
			システム名称	追加性の有無	年間電力量																								
			太陽光発電システム	○	100	MWh/年																							
			風力発電システム		100	MWh/年																							
			バイオマス発電システム	○	200	MWh/年																							
			バイオマス発電システム		200	MWh/年																							
+	2.2 追加性等のあるオフサイトの再生可能エネルギー発電設備の導入	事業所の敷地外に、自己託送又はオフサイトPPAによる事業所への電力供給を目的とした追加性等のある再生可能エネルギー発電設備が、どの程度導入されているか。	0.667																										

(23) IV再エネ利用に関する事項の評価項目－6

◎:必須項目 ○:一般項目 +:加点項目

変更内容	評価項目の区分	分類	No.	評価項目	評価内容、評価点の満点・得点配分の考え方 (項目毎の素点の満点は1点)
追加	3.電気需給契約等による再生可能エネルギーの利用	○	3.1	再生可能エネルギー電気の購入	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーによる電気利用が、年間購入電力量に対して10%未満で0点、80%以上で満点
		+	3.2	追加性等のある再生可能エネルギー電気の購入	<ul style="list-style-type: none"> 3.1で評価された再エネ電気の発電施設が、本制度が開始し2010年度以降に発電開始されたものである場合、3.1と同様の基準で更に加点
	4.電気需要最適化	○	4.1	駐車場のZEV充電設備の整備	<ul style="list-style-type: none"> 建築物環境計画書の改定案と同様、駐車場におけるZEV充電設備を実装と配管等設備で分けて評価 充電器実装の場合は0台で0点、4台以上で満点。配管等は1台以下で0点、10台以上で満点
		+	4.2	デマンドレスポンスに対応した設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> 下げDRのみに対応できるシステムは0.5点、上げDR及び下げDRに対応できるシステムは満点
		+	4.3	小売電気事業者等とのデマンドレスポンス契約	<ul style="list-style-type: none"> 小売電気事業者等とインセンティブ型のデマンドレスポンス契約が締結され、契約のみで需給調整を実施していない場合は0.5点、需給調整が実施されていれば満点

(24) IV再エネ利用に関する事項の評価項目ー7

◎:必須項目 ○:一般項目 +:加点項目

変更内容	評価項目の区分	分類	No.	評価項目	評価内容、評価点の満点・得点配分の考え方
追加	3.電気需給契約等による再生可能エネルギーの利用	○	3.1	再生可能エネルギー電気の購入	・再生可能エネルギーによる電気利用が、年間購入電力量に対して10%未満で0点、80%以上で満点

取組状況の程度・取組状況の評価点						
取組状況	80%以上購入	50%以上80%未満購入	20%以上50%未満購入	10%以上20%未満購入	10%未満購入又は購入無し	購入電力無し
評価点	1	0.8	0.5	0.2	0	—

【取組状況の程度の選択または記入に係る判断基準の要点】

- 再生可能エネルギー電気が購入されている場合は、前年度の再生可能エネルギー電気購入量の購入電力量に対する割合を選択
- 再生可能エネルギー電気購入量は、再生可能エネルギー電気契約の購入電力量に、再生可能エネルギー電気の割合を乗じて得た数値
- オンサイト及びオフサイトの再生可能エネルギー発電設備で事業所内の全ての電力を賄っている場合は、「購入電力無し」を選択
- バイオマス関連のシステムは、資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン」の記述に沿った燃料によるものが評価対象

(25) IV再エネ利用に関する事項の評価項目－8

◎:必須項目 ○:一般項目 +:加点項目

変更内容	評価項目の区分	分類	No.	評価項目	評価内容、評価点の満点・得点配分の考え方
追加	3.電気需給契約等による再生可能エネルギーの利用	+	3.2	追加性等のある再生可能エネルギー電気の購入	・3.1で評価された再エネ電気の発電施設が、本制度が開始した2010年度以降に発電開始されたものである場合、3.1と同様の基準で更に加点

取組状況の程度・取組状況の評価点					
取組状況	80%以上	50%以上 80%未満	20%以上 50%未満	10%以上 20%未満	10%未満 又は購入無し
評価点	1	0.8	0.5	0.2	0

【取組状況の程度の選択または記入に係る判断基準の要点】

- 追加性等のある再生可能エネルギー電気が購入され、次のアからイまでの全てに該当する場合は、前年度の追加性等のある再生可能エネルギー電気購入量の購入電力量に対する割合を選択する。
 - ア 再生可能エネルギー発電設備が2010年度以降に発電開始されたもの（2025年度申請は2009年度も対象）
 - イ バイオマス関連のシステムで発電された電気は、資源エネルギー庁のガイドラインの記述に沿った燃料での発電によるものが評価対象
- 追加性等のある再生可能エネルギー電気購入量は、再生可能エネルギー電気契約の購入電力量に、追加性等のある再生可能エネルギー電気の割合を乗じて得た数値

(26) IV再エネ利用に関する事項の評価項目－9

◎:必須項目 ○:一般項目 +:加点項目

変更内容	評価項目の区分	分類	No.	評価項目	評価内容、評価点の満点・得点配分の考え方
追加	4.電気需要最適化	○(+)	4.1	駐車場のZEV充電設備の整備	<ul style="list-style-type: none"> 建築物環境計画書の改定案と同様、駐車場におけるZEV充電設備を実装と配管等設備で分けて評価 充電器実装の場合は0台で0点、4台以上で満点。配管等設備は1台以下で0点、10台以上で満点

取組状況の程度・取組状況の評価点							
$\Sigma (P1 \times K1 + P2 \times K2)$ ※ただし、最高1点とする。							
ZEV充電設備							係数K1
取組状況	4台以上	3台	2台	1台	採用無し	駐車場無し	1.0
点数P1	1	0.8	0.5	0.2	0	—	
ZEV充電設備配管等							係数K2
取組状況	10台以上	7台以上 10台未満	4台以上 7台未満	2台以上 4台未満	1台又は 採用無し	駐車場無し	0.4
点数P2	1	0.8	0.5	0.2	0	—	

【取組状況の程度の選択または記入に係る判断基準の要点】

- 駐車場にZEV充電設備の実装、又はZEV充電設備のケーブルルートを確保するための配管等が評価対象
- 急速充電設備を設置した場合は、充電設備の出力を6kWで除して得た値（小数点以下切り捨て）を普通充電設備の台数と見なす

(27) IV再エネ利用に関する事項の評価項目-10

◎:必須項目 ○:一般項目 +:加点項目

変更内容	評価項目の区分	分類	No.	評価項目	評価内容、評価点の満点・得点配分の考え方
追加	4.電気需要最適化	+	4.2	デマンドレスポンスに対応した設備の導入	・下げDRのみに対応できるシステムは0.5点、上げDR及び下げDRに対応できるシステムは満点

取組状況の程度・取組状況の評価点			
取組状況	上げDR対応あり	下げDR対応のみ	採用無し
評価点	1	0.5	0

【取組状況の程度の選択または記入に係る判断基準の要点】

- デマンドレスポンス（DR）に対応した蓄電・蓄熱システム等が導入されており、デマンドレスポンス契約を締結している場合は、次のアからイまでの選択肢の中から該当するものを選択
 - ア 上げDRに対応した蓄電・蓄熱システム等が導入され、その実績を確認できる場合は、「上げDR対応あり」を選択
 - イ 下げDRに対応した蓄電・蓄熱システム等が導入され、その実績を確認できる場合は、「下げDR対応のみ」を選択
- デマンドレスポンスに対応した蓄電・蓄熱システム等は、蓄熱システム、蓄電システム、ヒートポンプによる中央給湯システム、水素貯蔵システム、コージェネレーションシステムで、下げDR 又は上げDR に対応して制御されるものを評価対象
- 評価対象となる年度において上げDR・下げDR の要請がなかった場合は、アグリゲーター等との契約締結していることを実績として評価してよい

(28) IV再エネ利用に関する事項の評価項目-11

◎:必須項目 ○:一般項目 +:加点項目

変更内容	評価項目の区分	分類	No.	評価項目	評価内容、評価点の満点・得点配分の考え方
追加	4.電気需要最適化	+	4.3	小売電気事業者等とのデマンドレスポンス契約	・小売電気事業者等とインセンティブ型のデマンドレスポンス契約が締結され、契約のみで需給調整を実施していない場合は0.5点、需給調整が実施されていれば満点

取組状況の程度・取組状況の評価点			
取組状況	実施	契約のみ	採用無し
評価点	1	0.5	0

【取組状況の程度の選択または記入に係る判断基準の要点】

- 小売電気事業者等とインセンティブ型のデマンドレスポンス契約が締結され、需給調整が実施されている場合は、次のアからイまでの選択肢の中から該当するものを選択
 - ア 小売電気事業者とインセンティブ型のデマンドレスポンス契約を締結し、需給調整が実施され、その実施記録がある場合は、「実施」を選択
 - イ 小売電気事業者とインセンティブ型のデマンドレスポンス契約を締結し、需給調整が実施されていない場合は、「契約のみ」を選択
- 評価対象となる年度において需給調整の要請がなかった場合は、過去に実施されたものについても評価対象としてもよい

(29) Vゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項の評価項目-1

ゼロエミッション化やZEB化のロードマップ策定や、一次エネルギー消費量・CO₂排出量等の削減実績等に加え、気候変動適応策や、事業所に留まらない更に進んだ取組に関する項目を設定

◎:必須項目 ○:一般項目 +:加点項目

変更内容	評価項目の区分	分類	No.	評価項目	評価内容、評価点の満点・得点配分の考え方 (項目毎の素点の満点は1点)
項目追加	1. CO ₂ 排出・エネルギー消費等の削減	◎	1.1	ゼロエミッション化へのロードマップの策定	・事業所内での取組の他、オフサイトの再エネ利用、再エネ電気の購入等も含めたゼロエミッション化へのロードマップが策定され、統括管理者が出席するCO ₂ 削減推進会議で承認されている場合は0.5点、さらに公表されていれば満点
移設		○	1.2	ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化へのロードマップの策定	・事業所内での取組により、ZEB化へのロードマップが策定され、統括管理者が出席するCO ₂ 削減推進会議で承認されている場合は0.5点、さらに公表されていれば満点
項目追加		◎	1.3	CO ₂ 排出量の削減実績	・基準排出量に対するCO ₂ 排出量実績が、削減率50%未満で0点、削減率75%以上で満点（削減率50%で0.2点とし、比例配点）
		○	1.4	一次エネルギー消費量の削減実績	・基準となる一次エネルギー消費量に対する一次エネルギー消費量実績が、削減率25%未満で0点、削減率50%以上で満点（削減率25%で0.2点とし、比例配点）
		○	1.5	再生可能エネルギー電気の利用割合	・再生可能エネルギーによる電気（オンサイト、オフサイト、再エネ電気購入）の使用量が、事業所の電力消費量に対して50%未満で0点、100%で満点
		○	1.6	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス排出量の削減実績	・基準年度の特定温室効果ガス以外の温室効果ガス（CO ₂ （特定温室効果ガス以外のCO ₂ ）、CH ₄ 、N ₂ O、HFC、PFC、SF ₆ 、NF ₃ ）の排出量に対する削減実績が、削減率30%未満で0点、削減率75%以上で満点

(30) Vゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項の評価項目-2

◎:必須項目 ○:一般項目 +:加点項目

変更内容	評価項目の区分	分類	No.	評価項目	評価内容、評価点の満点・得点配分の考え方
項目追加	1. CO ₂ 排出・エネルギー消費等の削減	◎	1.1	ゼロエミッション化へのロードマップの策定	・事業所内での取組の他、オフサイトの再生可能エネルギー利用、再生可能エネルギー電気の購入等も含めたゼロエミッション化へのロードマップが策定され、統括管理者が出席するCO ₂ 削減推進会議で承認されている場合は0.5点、策定に加え公表されていれば満点

取組状況の程度・取組状況の評価点			
取組状況	策定・公表	策定のみ	実施無し
評価点	1	0.5	0

【取組状況の程度の選択または記入に係る判断基準の要点の要点】

- 事業所内での取組の他、IV2.1 オフサイトの再生可能エネルギー発電設備、IV3.1 再生可能エネルギー電気の購入を含めたゼロエミッション化への実現性のあるロードマップが策定されている場合は、次のアからイまでの選択肢の中から該当するものを選択
 - ア 事業所のゼロエミッション化へのロードマップが策定され、統括管理者が出席するCO₂削減推進会議で承認されたものが事業所のホームページ等で対外的に公表されている場合は、「策定・公表」
 - イ 事業所のゼロエミッション化へのロードマップが策定され、統括管理者が出席するCO₂削減推進会議で承認されている場合は、「策定のみ」
- ゼロエミッション化とは、認定申請事業所のCO₂排出量が、2050年までに実質ゼロであること

(31) Vゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項の評価項目-3

◎:必須項目 ○:一般項目 +:加点項目

変更内容	評価項目の区分	分類	No.	評価項目	評価内容、評価点の満点・得点配分の考え方
移設	1. CO ₂ 排出・エネルギー消費等の削減	○	1.2	ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化へのロードマップの策定	・事業所内での取組により、ZEB化へのロードマップが策定され、統括管理者が出席するCO ₂ 削減推進会議で承認されている場合は0.5点、策定に加え公表されていれば満点

取組状況の程度・取組状況の評価点			
取組状況	策定・公表	策定のみ	実施無し
評価点	1	0.5	0

【取組状況の程度の選択または記入に係る判断基準の要点】

- 事業所内での取組により、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化への実現性のあるロードマップが策定されている場合は、次のアからイまでの選択肢の中から該当するものを選択
 - ア ZEB化へのロードマップが策定され、統括管理者が出席するCO₂削減推進会議で承認されたものが事業所のホームページ等で対外的に公表されている場合は、「策定・公表」
 - イ ZEB化へのロードマップが策定され、統括管理者が出席するCO₂削減推進会議で承認されている場合は、「策定のみ」
- ZEB化とは、認定申請事業所の一次エネルギー消費量が、基準一次エネルギー消費量比で、50%以上削減されたもの
- ZEB化を達成している事業所は「策定・公表」を選択
- 第四計画期間以降の一次エネルギーの換算係数は、特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインにおける換算係数を用いる

(32) Vゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項の評価項目－4

◎:必須項目 ○:一般項目 +:加点項目

変更内容	評価項目の区分	分類	No.	評価項目	評価内容、評価点の満点・得点配分の考え方
項目追加	1. CO ₂ 排出・エネルギー消費等の削減	◎	1.3	CO ₂ 排出量の削減実績	・基準排出量に対するCO ₂ 排出量実績が、削減率50%未満で0点、削減率75%以上で満点（削減率50%で0.2点とし、比例配点）

取組状況の程度・取組状況の評価点	
取組状況	前年度のCO ₂ 排出量実績
評価点	認定基準 別表第2の式15による。（75%以上削減で1点、50%削減で0.2点）

【取組状況の程度の選択または記入に係る判断基準の要点】

- 評価書メイン（第1号様式その2）に前年度CO₂排出量実績を記入すると、取組状況の程度及び評価点が自動計算される

(33) Vゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項の評価項目-5

◎:必須項目 ○:一般項目 +:加点項目

変更内容	評価項目の区分	分類	No.	評価項目	評価内容、評価点の満点・得点配分の考え方
項目追加	1. CO ₂ 排出・エネルギー消費等の削減	○	1.4	一次エネルギー消費量の削減実績	・基準となる一次エネルギー消費量に対する一次エネルギー消費量実績が、削減率25%未満で0点、削減率50%以上で満点（削減率25%で0.2点とし、比例配点）

取組状況の程度・取組状況の評価点	
取組状況	前年度の一次エネルギー消費量実績
評価点	認定基準 別表第2の式16による。（50%以上削減で1点、25%削減で0.2点）

【取組状況の程度の選択または記入に係る判断基準】

- 評価書 メイン（第1号様式その2）に前年度一次エネルギー消費量実績を記入すると、取組状況の程度及び評価点が自動計算される

(34) Vゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項の評価項目-6

◎:必須項目 ○:一般項目 +:加点項目

変更内容	評価項目の区分	分類	No.	評価項目	評価内容、評価点の満点・得点配分の考え方
項目追加	1. CO ₂ 排出・エネルギー消費等の削減	○	1.5	再生可能エネルギー電気の利用割合	・再生可能エネルギーによる電気（オンサイト、オフサイト、再エネ電気購入）の使用量が、事業所の電力消費量に対して50%未満で0点、100%で満点

取組状況の程度・取組状況の評価点					
取組状況	100%	90%以上 100%未満	70%以上 90%未満	50%以上 70%未満	50%未満 又は利用無し
評価点	1	0.8	0.5	0.2	0

【取組状況の程度の選択または記入に係る判断基準】

- 再生可能エネルギー電気が利用されている場合は、前年度の再生可能エネルギー電気利用量の電力消費量に対する割合を選択
- 再生可能エネルギー電気利用量とは、次のアからウまでの値を合計して得た数値
 - ア オンサイトの再生可能エネルギーシステムの発電量
 - イ オフサイトの再生可能エネルギー発電設備（自己託送、PPA）の発電量
 - ウ 再生可能エネルギー電気の購入量
- 電力消費量とは、次のアからウまでの値を合計して得た数値とする。
 - ア オンサイトの再生可能エネルギーシステムの発電量
 - イ オフサイトの再生可能エネルギー発電設備（自己託送、PPA）の発電量
 - ウ イを除く電気需給契約による購入電力量

(35) Vゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項の評価項目ー7

◎:必須項目 ○:一般項目 +:加点項目

変更内容	評価項目の区分	分類	No.	評価項目	評価内容、評価点の満点・得点配分の考え方
項目追加	1. CO ₂ 排出・エネルギー消費等の削減	○	1.6	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス排出量の削減実績	・基準年度の特定温室効果ガス以外の温室効果ガス（CO ₂ （特定温室効果ガス以外のCO ₂ ）、CH ₄ 、N ₂ O、HFC、PFC、SF ₆ 、NF ₃ ）の排出量に対する削減実績が、削減率30%未満で0点、削減率75%で満点

取組状況の程度・取組状況の評価点						
取組状況	75%以上	60%以上 75%未満	45%以上 60%未満	30%以上 45%未満	30%未満	算定無し
評価点	1	0.8	0.5	0.2	0	—

【取組状況の程度の選択または記入に係る判断基準】

- 前年度の特定温室効果ガス以外の温室効果ガス（CO₂（特定温室効果ガス以外のCO₂）、CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆、NF₃）（以下「その他ガス」という。）排出量実績が、その他ガス削減量算定ガイドラインに示す基準排出量に対して削減されている場合は、検証済みのその他ガス排出量算定報告書に基づき、その割合を選択
- 2025年度に認定申請を行う場合、2024年度実績を第三計画期間の算定方法で排出量を算定
- その他ガス削減量を算定していない事業所は、「算定無し」を選択

(36) Vゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項の評価項目－8

◎:必須項目 ○:一般項目 +:加点項目

変更内容	評価項目の区分	分類	No.	評価項目	評価内容、評価点の満点・得点配分の考え方 (項目毎の素点の満点は1点)
項目追加	2.気候変動適応策	○	2.1	気候変動への適応	<ul style="list-style-type: none"> 浸水対策、雨水流出抑制、停電への対応、断水等への対応を評価。建築物環境計画書の改定案と同様の段階2相当で0.5点、段階3相当で満点
	3.その他の環境配慮の取組	○(+)	3.1	持続可能な低炭素資材等の導入 ※最も新しい建物の竣工年度が2023年度以前の場合、若しくは熱供給施設の場合は加点項目とする。	<ul style="list-style-type: none"> 事業所の建設・更新等において、持続可能な低炭素資材等の利用を評価 建築物環境計画書の改定案を参考とし、段階2相当で0.5点、段階3相当で満点
			3.2	建設時のCO ₂ 排出量の把握と低減	<ul style="list-style-type: none"> 事業所の建設に伴い排出されるCO₂排出量が算出されていれば0.8点、それを低減する対策が実施されていれば満点、材料や資材製造時のCO₂排出量も含めるものとし、簡易的な計算方法の場合は対象外とする
			3.3	テナント工事に伴うCO ₂ 排出量を低減させる貸方基準書等の整備	<ul style="list-style-type: none"> 原状回復工事及び新規入居工事の重複工事の回避による廃棄物の削減等によって、CO₂排出量を低減させる貸方基準書等が整備されていれば満点
		+	3.4	ウェルネスに関する環境認証の取得	<ul style="list-style-type: none"> ウェルネスに関する環境ラベリング認証が取得されていれば満点

(37) Vゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項の評価項目－9

◎:必須項目 ○:一般項目 +:加点項目

変更内容	評価項目の区分	分類	No.	評価項目	評価内容、評価点の満点・得点配分の考え方
項目追加	2.気候変動適応策	○	2.1	気候変動への適応	・浸水対策、雨水流出抑制、停電への対応、断水等への対応を評価。建築物環境計画書の改定案と同様の段階2相当で0.5点、段階3相当で満点

取組状況の程度・取組状況の評価点					
$\Sigma (P1 \times K1 + \dots + P6 \times K6)$ ※ただし、最高1点とする。					
浸水被害への備え					係数 K1
取組状況	想定最大浸水深以上で実施	地盤面から45cm以上で実施	地盤面から45cm未満で実施	実施無し	0.4
点数 P1	1	0.8	0.5	0	
雨水流出抑制					係数 K2
取組状況	1000m ³ /ha以上で実施	500m ³ /ha以上 1000m ³ /ha未満で実施	500m ³ /ha未満で実施	行政による指導無し	0.3
点数 P2	1	0.5	0	—	

【取組状況の程度の選択または記入に係る判断基準の要点】

- 浸水被害への備えは、水防ラインの設定について評価
- 雨水流出抑制は、敷地面積当たりの流域対策量で評価

(38) Vゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項の評価項目-10

◎:必須項目 ○:一般項目 +:加点項目

変更内容	評価項目の区分	分類	No.	評価項目	評価内容、評価点の満点・得点配分の考え方
項目追加	2.気候変動適応策	○	2.1	気候変動への適応	・浸水対策、雨水流出抑制、停電への対応、断水等への対応を評価。建築物環境計画書の改定案と同様の段階2相当で0.5点、段階3相当で満点

取組状況の程度・取組状況の評価点					
$\Sigma (P1 \times K1 + \dots + P6 \times K6)$ ※ただし、最高1点とする。					
災害時用の自家発電設備等の設置					係数 K 3
取組状況	実施	実施無し			0.4
点数 P 3	1	0			
災害時の給排水機能の確保					係数 K 4
取組状況	確保	実施無し			0.3
点数 P 4	1	0			

【取組状況の程度の選択または記入に係る判断基準の要点】

- 災害時用の自家発電設備等の設置は、「一時滞在所への電力供給（自家発電設備）」、「自家発電設備の燃料の確保」、「系統電力停電時における再エネ設備や蓄電池とV2Bからの電力供給」を評価
- 災害時の給排水機能の確保は、「断水時に水を使用できる設備」、「災害時に雑用水が利用できるシステム」、「災害時にトイレが利用できるシステム」を評価

(39) Vゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項の評価項目-11

◎:必須項目 ○:一般項目 +:加点項目

変更内容	評価項目の区分	分類	No.	評価項目	評価内容、評価点の満点・得点配分の考え方
項目追加	2.気候変動適応策	○	2.1	気候変動への適応	・浸水対策、雨水流出抑制、停電への対応、断水等への対応を評価。建築物環境計画書の改定案と同様の段階2相当で0.5点、段階3相当で満点

取組状況の程度・取組状況の評価点					
$\Sigma (P 1 \times K 1 + \dots + P 6 \times K 6)$ ※ただし、最高1点とする。					
災害時の換気機能の確保					係数 K 5
取組状況	確保	実施無し			0.1
点数 P 5	1	0			
防災備蓄倉庫の確保					係数 K 6
取組状況	確保	実施無し			0.1
点数 P 6	1	0			

【取組状況の程度の選択または記入に係る判断基準の要点】

- 災害時の換気機能の確保の評価は、災害時に建物使用者が一時的に滞在する場所において、換気機能、開閉可能な窓や換気口を備えている場合、「確保」を選択
- 防災備蓄倉庫の確保の評価は、災害時に一時的に滞在する建物使用者のための防災備蓄倉庫を確保している場合、「確保」を選択

(40) Vゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項の評価項目-12

◎:必須項目 ○:一般項目 +:加点項目

変更内容	評価項目の区分	分類	No.	評価項目	評価内容、評価点の満点・得点配分の考え方
項目追加	3.その他の環境配慮の取組	○ (+)	3.1	持続可能な低炭素資材等の導入 ※最も新しい建物の竣工年度が建築物環境計画書制度施行前（2002年度以前）の場合、熱供給施設の場合は加点項目とする。	<ul style="list-style-type: none"> 事業所の建設・更新等において、持続可能な低炭素資材等の利用を評価 建築物環境計画書の改定案を参考とし、段階2相当で0.5点、段階3相当で満点

取組状況の程度・取組状況の評価点					
$\Sigma (P1 \times K1 + \dots + P4 \times K4)$ ※ただし、最高1点とする。					
躯体材料における低炭素資材の利用					係数 K1
取組状況	全て採用	2種類採用	1種類採用	採用無し	0.3
点数 P1	1	0.8	0.5	0	
躯体材料におけるリサイクル材の利用					係数 K2
取組状況	2種類以上採用	1種類採用	採用無し		0.2
点数 P2	1	0.5	0		

【取組状況の程度の選択または記入に係る判断基準の要点】

- 躯体材料における低炭素資材の利用の評価は、躯体材料に利用される低炭素資材（木材、低炭素コンクリート、電炉鋼材などのリサイクル鋼材）の種類等で評価
- 躯体材料におけるリサイクル材の利用の評価は、躯体材料に利用されるリサイクル材の種類や既存構造物の利用で評価

(41) Vゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項の評価項目-13

◎:必須項目 ○:一般項目 +:加点項目

変更内容	評価項目の区分	分類	No.	評価項目	評価内容、評価点の満点・得点配分の考え方
項目追加	3.その他の環境配慮の取組	○ (+)	3.1	持続可能な低炭素資材等の導入 ※最も新しい建物の竣工年度が建築物環境計画書制度施行前（2002年度以前）の場合、熱供給施設の場合は加点項目とする。	<ul style="list-style-type: none"> 事業所の建設・更新等において、持続可能な低炭素資材等の利用を評価 建築物環境計画書の改定案を参考とし、段階2相当で0.5点、段階3相当で満点

取組状況の程度・取組状況の評価点					
$\Sigma (P1 \times K1 + \dots + P4 \times K4)$ ※ただし、最高1点とする。					
躯体材料以外における低炭素資材の利用					係数 K 3
取組状況	全て採用	2種類採用	1種類採用	採用無し	0.3
点数 P 3	1	0.8	0.5	0	
躯体材料以外におけるリサイクル材の利用					係数 K 4
取組状況	2種類以上採用	1種類採用	採用無し		0.2
点数 P 4	1	0.5	0		

【取組状況の程度の選択または記入に係る判断基準の要点】

- 躯体材料以外における低炭素資材の利用の評価は、躯体材料以外に利用される低炭素資材の種類等で評価
- 躯体材料以外におけるリサイクル材の利用の評価は、躯体材料以外に利用されるリサイクル材の種類で評価

(42) Vゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項の評価項目-14

◎:必須項目 ○:一般項目 +:加点項目

変更内容	評価項目の区分	分類	No.	評価項目	評価内容、評価点の満点・得点配分の考え方
項目追加	3.その他の環境配慮の取組	+	3.2	建設時のCO ₂ 排出量の把握と低減	<ul style="list-style-type: none"> 事業所の建設に伴い排出されるCO₂排出量が算出されていれば0.8点、それを低減する対策が実施されていれば満点、材料や資材製造時のCO₂排出量も含めるものとし、簡易的な計算方法の場合は対象外とする

取組状況の程度・取組状況の評価点			
取組状況	実施	算出のみ	実施無し
評価点	1	0.8	0

【取組状況の程度の選択または記入に係る判断基準の要点】

- 事業所の建設に伴い排出されるCO₂ 排出量（アップフロント・カーボン）が算出され、その排出量を低減するための対策を実施している場合、「実施」を選択
- 事業所の建設に伴い排出されるCO₂ 排出量が算出されている場合、「算出のみ」を選択
- 事業所の建設に伴い排出されるCO₂排出量の算出は、事業所の床面積等のみから簡易的に算出されたものは評価の対象外

(43) Vゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項の評価項目-15

(区分Iのみ)

◎:必須項目 ○:一般項目 +:加点項目

変更内容	評価項目の区分	分類	No.	評価項目	評価内容、評価点の満点・得点配分の考え方
項目追加	3.その他の環境配慮の取組	+	3.3	テナント工事に伴うCO ₂ 排出量を低減させる貸方基準書等の整備	・省資源化や廃棄物の削減等、テナント工事に伴うCO ₂ 排出量を低減させる貸方基準書等が整備されていれば満点

取組状況の程度・取組状況の評価点		
取組状況	整備	整備無し
評価点	1	0

【取組状況の程度の選択または記入に係る判断基準の要点】

- 主たる用途がテナントビル又は商業施設の場合であって、テナントの退去時の原状回復工事を求めない等、原状回復工事及び新規入居工事の重複工事の回避による廃棄物の削減等によって、CO₂ 排出量（エンボディド・カーボン）を低減させる貸方基準書等が整備されているときは、「整備」を選択

(44) Vゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項の評価項目-16

◎:必須項目 ○:一般項目 +:加点項目

変更内容	評価項目の区分	分類	No.	評価項目	評価内容、評価点の満点・得点配分の考え方
項目追加	3.その他の環境配慮の取組	+	3.4	ウェルネスに関する環境認証の取得	・ウェルネスに関する環境ラベリング認証が取得されていれば満点

取組状況の程度・取組状況の評価点		
取組状況	取得	取得無し
評価点	1	0

【取組状況の程度の選択または記入に係る判断基準の要点】

- ウェルネスに関する環境ラベリング認証のうち、「WELL認証」、「CASBEEウェルネスオフィス認証」のいずれかを取得した場合は「取得」を選択
- 自己評価の場合、該当しない

目次

- 6 - 1 制度の考え方と新たな目標像、上位区分の追加
- 6 - 2 第4計画期間の評価基準、評価項目の変更
- 6 - 3 建築物環境計画書制度との連携**
- 6 - 4 事務手続の負担軽減
- 6 - 5 その他の留意事項

(1) 建築物環境計画書制度との連携

＜建築物環境計画書制度と連携したトップレベル事業所認定の考え方＞

- 新築建物の設計段階で高い評価を得た建物については、建築物環境計画書制度と連携して評価する認定ルートを新設。
- トップレベル事業所認定を通じて、運用時も含めて高いレベルで省エネ・再エネに取り組む事業所を増やす

＜新たな認定方法＞

- 建築物環境計画書制度との連携の場合、評価項目Ⅱについて、建築物環境計画書における**建築物の外皮性能と設備性能で評価**
- 建築物環境計画書の PAL*低減率（BPI）、ERR（BEI）、未評価技術※について、**各値や取組の程度に応じて評価・得点換算**

※ 未評価技術…建築物省エネ法に基づく一次エネルギー消費量の計算を行い、申請に利用可能なプログラムで部分的な評価に留まる技術、評価対象となっていない技術のうち、実務に関わる技術者から、評価開発に対する強い希望があった技術として公益社団法人空気調和・衛生工学会が公表している技術

(2) 第四計画期間のトップレベル事業所認定制度の認定方法

<建築物環境計画書の評価結果を用いて評価するための要件>

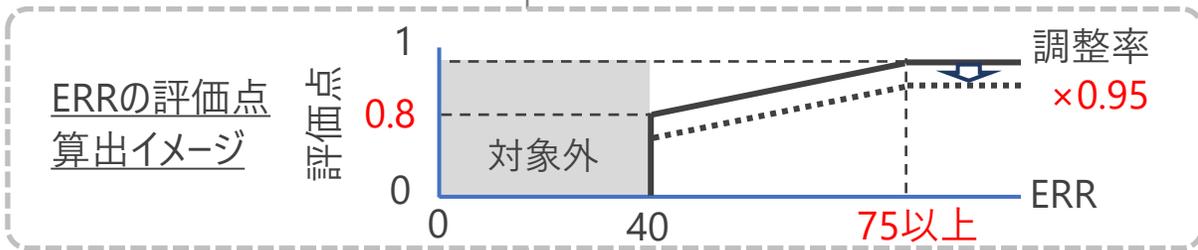
- ① 認定申請事業所の建築物環境計画書が2017年度以降の様式で作成されており、特定建築物等工事完了届出書又は建築物等工事完了届出書が提出されている。
- ② 認定申請事業所の設備システムのエネルギー利用の低減率ERR (BEI) が、工事完了時の建築物環境計画書における設備システムの高効率化の評価において段階3である。
- ③ 認定申請事業所の主たる用途が事務所、テナントビル、商業施設、宿泊施設、教育施設、医療施設、文化施設のいずれかである。
- ④ 最も新しい建物の竣工年度が認定申請年度から5年以内であり、建築物環境計画書において事業所の延床面積の80%以上が対象となっている。
- ⑤ 第一計画期間から今までを通じて初めての認定申請である。

(3) 建築物環境計画書の評価結果を用いて評価する場合の具体的な評価の方法と得点の換算方法

📖 認定基準 P7 (認定基準 別表第11(P63~))

- 「II 建物及び設備性能に関する事項」の評価を「PAL*低減率 (BPI) 」と「ERR (BEI) 」、未評価技術の取組状況で評価。
I、III~Vの評価項目は通常の認定基準に従って評価
- 「II 建物及び設備性能に関する事項」における不合格要件は、建築物環境計画書の評価結果を用いた場合、無しとみなす
- 最高得点は、IIの基礎得点(必須項目、一般項目の計)の満点を基に設定。PAL*低減率、ERR、未評価技術の点数比率は、
現行トップレベル認定基準の各項目に対応する評価項目の配点比率に基づき、5 : 85 : 10

算出方法	PAL*低減率 (BPI)	ERR (BEI)	未評価技術
評価方法 (評価点算出方法)	評価項目「II 2.1高性能な建物外皮の導入」の評価基準と同様の考え方で設定 (PAL*低減率4%で評価点0点、24%で評価点1点)	連携可能なERR(事務用途の場合40想定)で0.8点、Nearly ZEB となるERR75以上で1点 ※ II 性能に関する評価項目のうち、評価されない項目があるため、調整率 (0.95) を設定	トップレベルの評価項目と同様の評価基準と同様の評価方法で設定 (13項目)
得点算出方法	評価点 × IIの満点 × 配点比率	評価点 × IIの満点 × 配点比率 × 調整率	Σ(各トップレベル評価項目の評価点 × 各トップレベル評価項目の重み係数) × IIの満点 × 配点比率
算出例：評価点1点の場合	$1 \times 45 \times 0.05 = 2.25$ 点	$1 \times 45 \times 0.85 \times 0.95 \div 36.3$ 点	$1 \times 45 \times 0.1 = 4.5$ 点



(4) 建築物環境計画書入力シート の使用方法-1

取組状況シートの II 建物及び設備性能に関する事項の冒頭にある以下の欄で“○”を選択

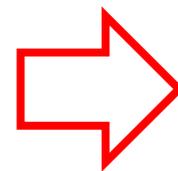
第1号様式(優良特定地球温暖化対策事業所の認定ガイドライン(第一区分事業所))その9

II. 建物及び設備性能に関する事項		建築物環境計画書による評価 <input type="text"/>					
1. 自然エネルギーの利用							
No.	評価項目	評価内容	取組状況の程度	評価点			
○	1.1 自然採光を利用したシステムの導入	自然採光を利用したシステムが、主たる室用途の床面積に対して、どの程度の割合で導入されているか。	5%未満に採用	0.2			
○	1.2 自然通風を利用したシステムの導入	自然通風を利用したシステムが、主たる室用途の床面積に対して、どの程度の割合で導入されているか。	50%以上に採用	1			
+	1.4 未利用エネルギーシステムの導入	未利用エネルギーを利用するシステムがどの程度導入されているか。	電力換算で100kW以上採用	1			
			年間依存率		1.642%		
			システム名称		エネルギー利用形態	発電容量又は熱利用容量	年間発電量又は年間省エネルギー量実績
			ごみ焼却排熱発電システム		電力系統連系有り	200 kW	200 MWh/年
		変電所排熱利用システム	電力以外	100 MJ/h	10 GJ/年		
		地熱発電システム	電力系統連系無し	100 kW	50 MWh/年		
+	1.5 年間を通して安定した地中温度を利用したシステムの導入	クールトレンチ、ヒートトレンチその他の年間を通して安定した地中温度の利用のための措置が導入されているか。	採用無し	0			

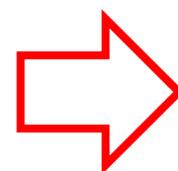
(5) 建築物環境計画書入力シート の使用方法-2

第1号様式(優良特定地球温暖化対策事業所の認定ガイドライン(第一区分事業所))その17

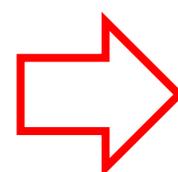
地球温暖化対策推進状況評価 建築物環境計画書連携																					
1. 建物外皮の省エネルギー性能																					
No.	評価項目	評価内容	取組状況の程度	評価点	得点																
1 (II 2.1)	高性能な建物外皮の導入	主たる建築物に高性能な建物外皮がどの程度導入されているか。 ※モデル建物法で算出した場合、BPImの欄に記入 ※標準入力法で算出した場合、PAL*の値の欄に記入 (事業所内に複数の建物がある場合) ※事業所内に複数の建物がある場合は、各建物の計算結果及び延床面積を記入することで、事業所全体のPAL*低減率(BPI)が自動計算される。	平均低減率 18% 建物ごとの延床面積 [m] BPIm PAL*の値 [MJ/m ² ・年] PAL*低減率 基準値 算定値	0.695	1.564																
			<table border="1"> <tr> <td>20,000.0</td> <td></td> <td>250</td> <td>200</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>10,000.0</td> <td>0.90</td> <td></td> <td></td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>5,000.0</td> <td></td> <td>400</td> <td>300</td> <td>25%</td> </tr> </table>	20,000.0		250	200	20%	10,000.0	0.90			10%	5,000.0		400	300	25%			
20,000.0		250	200	20%																	
10,000.0	0.90			10%																	
5,000.0		400	300	25%																	
2. 設備システムの高効率化																					
No.	評価項目	評価内容	取組状況の程度	評価点	得点																
1	設備システムの高効率化	主たる建築物の省エネルギー性能がどの程度か。 ※モデル建物法で算出した場合、BEImの欄に記入 ※標準入力法で算出した場合、一次エネルギー消費量の欄に記入 (事業所内に複数の建物がある場合) ※事業所内に複数の建物がある場合は、各建物の計算結果及び延床面積を記入することで、事業所全体のERR(BEI)が自動計算される。なお、全ての建物を標準入力法で算出している場合は、設計値の合計/基準値の合計で平均ERRを計算する。	平均ERR 50% 建物ごとの延床面積 [m] BEIm 一次エネルギー消費量 [GJ/年] ERR 基準値 設計値	0.861	31.292																
			<table border="1"> <tr> <td>20,000.0</td> <td></td> <td>30,000</td> <td>9,000</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>20,000.0</td> <td>0.70</td> <td></td> <td></td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>10,000.0</td> <td></td> <td>10,000</td> <td>5,000</td> <td>50%</td> </tr> </table>	20,000.0		30,000	9,000	70%	20,000.0	0.70			30%	10,000.0		10,000	5,000	50%			
20,000.0		30,000	9,000	70%																	
20,000.0	0.70			30%																	
10,000.0		10,000	5,000	50%																	
3. 未評価技術に関する性能																					
No.	評価項目	評価内容	取組状況の程度	評価点	得点																
1 (II 1.1)	自然採光を利用したシステムの導入	自然採光を利用したシステムが、主たる室用途の床面積に対して、どの程度の割合で導入されているか。	採用	1	3.308																
2 (II 1.2)	自然通風を利用したシステムの導入	自然通風を利用したシステムが、主たる室用途の床面積に対して、どの程度の割合で導入されているか。	採用	1																	
3 (II 1.5)	年間を通して安定した地中温度を利用したシステムの導入	クールドレンチ、ヒートドレンチその他の年間を通して安定した地中温度の利用のための措置が導入されているか。	採用	1																	
4 (II 3a.13)	空調1次ポンプ変流量制御の導入	空調1次ポンプの台数制御又はインバータによる変流量制御が、空調1次ポンプ総電動機出力に対して、どの程度の割合で導入されているか。	95%以上に採用	1																	
5 (II 3a.14)	冷却水ポンプ変流量制御の導入	冷却水ポンプの台数制御又はインバータによる変流量制御が、冷却水ポンプ総電動機出力に対して、どの程度の割合で導入されているか。	50%以上70%未満に採用	0.5																	
6 (II 3a.15)	空調2次ポンプの末端差圧制御の導入	空調2次ポンプの末端差圧制御等が、空調2次ポンプ総電動機出力に対して、どの程度の割合で導入されているか。	50%未満に採用又は採用無し	0																	
7 (II 3a.19)	冷却塔ファンインバータ制御の導入	冷却塔ファンのインバータ制御が、冷却塔ファン総電動機出力に対して、どの程度の割合で導入されているか。	95%以上に採用	1																	
8 (II 3a.20)	フリークーリングシステムの導入	有効に機能するフリークーリングシステムが導入されているか。	採用	1																	
9 (II 3a.25)	空調2次ポンプの送水圧力設定制御の導入	空調2次ポンプの送水圧力設定制御が、空調2次ポンプ総電動機出力に対して、どの程度の割合で導入されているか。	95%以上に採用	1																	
10 (II 3b.13)	CO ₂ 濃度による外気量制御の導入	CO ₂ 濃度による外気量制御が、空調用総外気導入量(厨房用を除く。)に対して、どの程度の割合で導入されているか。	95%以上に採用	1																	
11 (II 3b.26)	デシカント空調システムの導入	デシカント空調システムが、空調用総外気導入量(厨房用を除く。)に対して、どの程度の割合で導入されているか。	50%未満に採用又は採用無し	0																	
12 (II 3c.4)	照明のゾーニング制御の導入	照明の点滅区分の細分化と、主たる廊下、エントランスホール、駐車場等の間引きによるゾーニング制御がどの程度導入されているか。	採用無し	0																	
13 (II 3c.5)	高効率変圧器の導入	超高効率変圧器が、600Vを超え7,000V以下の総変圧器容量に対して、どの程度の割合で導入されているか。	採用	1																	



◆ PAL*低減率 (BPI) の評価
BPIm の値 又は
PAL*の基準値及び算定値を記入



◆ ERR (BEI) の評価
BEIm の値 又は
一次エネルギー消費量の基準値及び算定値を記入



◆ 未評価技術の評価
 各評価項目の取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準に準じて選択
 ※建築物環境計画書以外の根拠書類が必要

目次

- 6 - 1 制度の考え方と新たな目標像、上位区分の追加
- 6 - 2 第4計画期間の評価基準、評価項目の変更
- 6 - 3 建築物環境計画書制度との連携
- 6 - 4 事務手続の負担軽減**
- 6 - 5 その他の留意事項

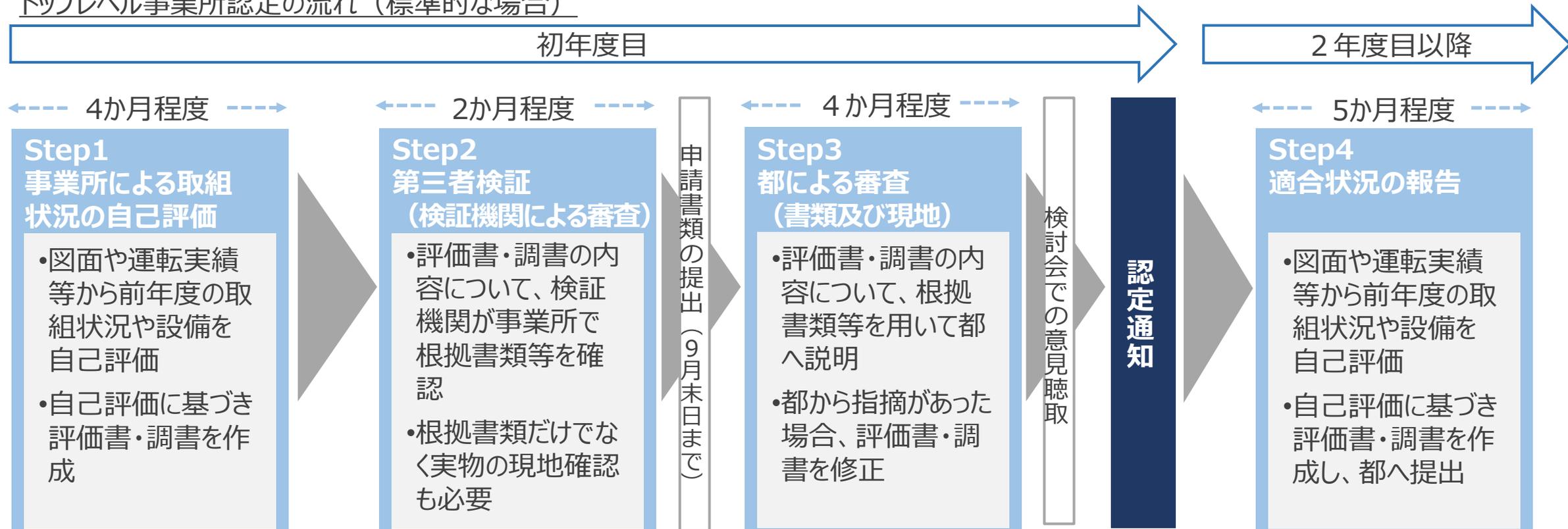
(1) トップレベル事業所の認定手続の現状

◆ トップレベル事業所の認定までの手続

- 事業所が評価項目(210項目(区分I))に沿って自己評価を行い、第三者検証を経て都へ申請
- 都は、第三者検証の内容を踏まえて申請内容を改めて審査し、専門家による意見聴取を経て認定

➡ 検証機関による検証、都による確認、専門家のチェック等、複数段階の厳格な審査により認定の質を担保

トップレベル事業所認定の流れ (標準的な場合)



(2) 事業所による取組状況の自己評価における負担軽減

Step1 事業所による取組 状況の自己評価

- 図面や運転実績等から前年度の取組状況や設備を自己評価
- 自己評価に基づき評価書・調書を作成

- 1 評価書・調書の作成における負担を軽減
- 2 評価項目と根拠書類の対応関係をわかりやすくし、根拠書類の準備・検証時の負担を軽減

- 1 (1) 調書作成の負担に比して得点への影響が小さい項目等は、簡易な入力を可能とする
 - 同じ仕様の機器が数多く設置される設備（FCU、変圧器、昇降機）は**複数台を1行で記載**
取組状況の程度が同一であれば、機器仕様が異なる機器でも1行にまとめて記入することを可能とする。
（台数を1台として、合計容量を記入）
 - **照明器具について、調書－照明器具（簡易入力）の使用時に評価点が下がる取扱いを廃止**
これまで、調書－照明器具（簡易入力）を使用した場合は評価点に係数0.9を乗じるルールとしていたが、これを廃止し、調書－照明器具（簡易入力）を使用した場合でも、調書－照明器具（標準入力）を使用した場合と同様の評価点とする。
- (2) **建築物環境計画書の評価を活用する場合、II性能に関する事項の評価書及び調書の作成は不要**
（新築の場合）
II建物の設備性能に関する事項の評価項目及び調書の作成について、PAL*削減率(BPI)、ERR(BEI)、未評価技術の評価(13項目)で代替する。
（PAL*低減率、ERRの値は建築物環境計画書からの転記のみ）
- 2 評価項目と根拠書類の対応関係を示す**評価項目ごとの根拠書類の一覧**を活用可能
一つの根拠資料で複数の評価項目が確認可能なため、評価項目ごとにどの根拠資料で確認可能かを示す資料（都が様式を今回新たに提示）を検証機関と共有することで、実地検証の時間短縮に繋がる

(3) II 3c.1 高効率照明器具の導入における調書の簡易入力

○照明器具について、調書－照明器具（簡易入力）の使用時に評価点が下がる取扱いを廃止

これまで、調書－照明器具（簡易入力）を使用した場合は評価点に係数0.9を乗じるルールとしていたが、それを廃止

【標準入力】

事業所で主たる室用途に該当する該当する**全ての室の室用途、室名称、床面積**を記入

その**全ての室で主たるランプ種類と照明器具 1 台当たりの消費電力、照明器具の台数を記入**

【簡易入力】

事業所の用途別床面積の入力内容から、主たる室用途の**床面積が自動的に算出**される。(基準別表第10)

主たるランプ種類と消費電力(W/m²)を入力すれば評価が完了する。
(**消費電力は**、平均的な消費電力の範囲を設定して**概略算定**)

第2号様式(優良特定地球温暖化対策事業所の認定ガイドライン(第一区分事業所))その8の1

照明器具－標準入力

No	器具番号	主たる室用途	室名称等	床面積 [m ²]	No.12	No.13	No.14	No.15	主たる室用途の床面積比率	II 3c.1				II 3c.3	II 3c.8
					事務室の床面積 [m ²]	客室の床面積 [m ²]	教室の床面積 [m ²]	研究室の床面積 [m ²]		主たるランプ種類	1台当たりの消費電力 [W]	台数	消費電力 [W]	消費電力 [W/m ²]	照明の初期照度補正制御
取組状況の程度				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計				94,991	62,080	0	0	0	100.0%	—	—	—	—	61,144	61,144
1	O402	倉庫	AG:更衣室又は倉庫	45					0.0%	LED	71	4	284	6	
2	O401	倉庫	AG:更衣室又は倉庫	134					0.1%	LED	37	9	333	2	
3	O401	倉庫	AG:更衣室又は倉庫	128					0.1%	LED	37	7	259	2	
4	L402	事務室(窓無し)	AA:事務室	24	○				0.0%	LED	71	6	426	18	
5	HLE2001	事務室	AA:事務室	32	○				0.0%	LED	20	15	299	9	
6	HLE1001	エントランスホール	AI:ロビー	62					0.1%	メタルハライドランプ	11	24	266	4	
7	L402	事務室	AA:事務室	67	○				0.1%	LED	71	14	994	15	
8	O401	倉庫	AG:更衣室又は倉庫	85					0.1%	LED	37	10	370	4	
9	O401	倉庫	AG:更衣室又は倉庫	45					0.0%	LED	37	6	222	5	
10	L402	事務室	AA:事務室	74	○				0.1%	LED	71	15	1,065	14	
11	O402	倉庫	AG:更衣室又は倉庫	57					0.1%	LED	71	4	284	5	
12		エントランスホール	AI:ロビー	102					0.1%						
13	HLE1001	エントランスホール	AI:ロビー							LED	11	5	56		
14	HLE2001	エントランスホール	AI:ロビー							LED	20	28	557		
15	L402	事務室	AA:事務室	47	○				0.0%	LED	71	9	639	14	
16	O402	事務室	FF:事務室	64	○				0.1%	LED	71	12	852	13	
17	O322	飲食店舗客席	FB:軽食店の客室	193					0.2%	直管形蛍光灯ツナフHF(FHF,FHC)	87	6	522	3	
18	O322	物販店舗	DB:専門店の売場	424					0.4%	直管形蛍光灯ツナフHF(FHF,FHC)	87	14	1,218	3	
19		エントランスホール	FI:ロビー	768					0.8%						
20	HLE197	エントランスホール	FI:ロビー							LED	20	68	1,353		
21	HLE191	エントランスホール	FI:ロビー							LED	20	21	418		
22	HLE197	エントランスホール	FI:ロビー							LED	20	63	1,254		

第2号様式(優良特定地球温暖化対策事業所の認定ガイドライン(第一区分事業所))その8の2

照明器具－簡易入力

用途	主たる室用途	床面積 [m ²]	No.12	No.13	No.14	No.15	主たる室用途の床面積比率	II 3c.1		II 3c.3	II 3c.8	
			事務室の床面積 [m ²]	客室の床面積 [m ²]	教室の床面積 [m ²]	研究室の床面積 [m ²]		主たるランプ種類	消費電力 [W/m ²]	照明の初期照度補正制御	照明の昼光利用照明制御	
取組状況の程度				—	—	—	—	—	—	—	100%	100%
合計				78,520	48,420	0	0	0	—	—	48,420	48,420
共通	エントランスホール	2,700					2.7%	ハロゲン電球		9.5		
	廊下	9,300					9.3%	LED		4.0		
	便所	4,500					4.5%	LED		8.5		
	倉庫											
	駐車場	8,000					8.0%	LED		3.0		
	事務室	48,420					48.4%	LED		10.0	100%に採用	
商業施設	会議室											
	電算室	600					0.6%	LED		10.0		
	物販店舗	500					0.5%	LED		20.0		
	飲食店舗客席	1,050					1.1%	LED		15.0		
	飲食店舗厨房	450					0.5%	LED		10.0		
宿泊施設	店舗通路	800					0.8%	LED		10.0		
	ホテルロビー											
	客室											
	客室廊下											
教育施設	宴会場											
	教室											
	大教室											
医療施設	研究室											
	体育館											
病室	300					0.3%	LED		10.0			

(4) 根拠書類一覧表

2 評価項目と根拠書類の対応関係を示す評価項目ごとの根拠書類の一覧を活用可能

一つの根拠資料で複数の評価項目が確認可能なため、評価項目ごとにどの根拠資料で確認可能かを示す資料を検証機関と共有することで、実地検証の時間短縮に繋がる

<根拠資料一覧表>

- : 根拠書類の候補
- : 実際に根拠書類としたもの

参考資料: 根拠書類一覧表

根拠書類

評価項目の区分		No.	評価項目	竣工図	機器完成図	運転実績データ	運転操作マニュアル	点検記録表	動作説明書	備考(根拠書類、該当ページなどを記入)	
II 建物及び設備性能に関する事項	3 ・設備・制御系の省エネルギー性	3a.5	大温度差送水システムの導入	●						空調設備図No. nnnnnn	
		3a.6	水搬送経路の密閉化	●	○					空調設備図No. nnnnnn	
		3a.7	蒸気弁・フランジ部の断熱	○						除外	
		3a.8	熱源の台数制御の導入	○	○				●	p. nnn ~ p. nnn	
		3a.9	冷却塔ファン等の台数制御又は発停制御の導入	○	○				●	p. nnn ~ p. nnn	
		3a.10	空調2次ポンプ変流量制御の導入	○	○				●	p. nnn ~ p. nnn	
		3a.11	空調2次ポンプの適正容量分割又は小容量ポンプの導入	●	○	○				空調設備図No. nnnnnn	
		3a.12	熱源機器出口設定温度の遠方制御の導入	●	○					空調設備図No. nnnnnn	
		3a.13	空調1次ポンプ変流量制御の導入	○	○				●	p. nnn ~ p. nnn	
		3a.14	冷却水ポンプ変流量制御の導入	○	○				●	p. nnn ~ p. nnn	
		3a.15	空調2次ポンプの末端差圧制御の導入	○	○	○			●	p. nnn ~ p. nnn	
		3a.16	熱交換器の断熱	●							空調設備図No. nnnnnn
		3a.17	蓄熱システムの導入	●		○			○		空調設備図No. nnnnnn
		3a.18	高効率コージェネレーションの導入	○	●	○					p. nnn ~ p. nnn

(5) 検証における負担軽減

Step2 第三者検証 (検証機関による審査)

- 評価書・調書の内容について、検証機関が事業所で根拠書類等を確認
- 根拠書類だけでなく実物の現地確認も必要

- 1 根拠書類の事前提出が可能であることを明示
- 2 根拠書類の確認により取組状況の検証ができる場合は、現地確認を不要とする

- 1 実地調査時の**根拠書類について事前提出を可能**とし、実地調査の時間を短縮
根拠書類の事前提出について、ガイドラインに明示
- 2 根拠書類の確認で正しく採用又は実施されていることが十分に確認できる場合、**実物の確認を省略可能**
現地確認が必要な評価項目には、全数と抜き打ちの2種類が設定されており、取組が実際に正しく採用又は実施がされているかどうか、根拠書類の内容が正しいかどうか、実際の場所や設備機器の実物等を確認することとなっていたが、根拠書類の確認により十分に正しく採用又は実施されていることが確認できれば、現地確認を省略することを可能とする

(6) 基準適合状況の報告における負担軽減

Step4 適合状況の報告

- 図面や運転実績等から前年度の取組状況や設備を自己評価
- 自己評価に基づき評価書・調書を作成し、都へ提出

1 トップレベル事業所Diamondは、Ⅰ～Ⅲの評価項目部分の報告を認定時と変更せずに報告可能
 (※Ⅳ再エネ及びⅤゼロエミに関する取組状況は報告。また、Ⅰ一般管理事項、Ⅱ性能及びⅢ運用の取組状況について、認定時の水準を満たしている旨は報告する。)

2 トップレベル事業所Gold・Silverでも、Ⅱ性能の部分は、軽微な変更のみの場合、認定時から変更せずに報告可能
 (※Ⅱ以外の評価項目は、ゼロエミッション化に向けた更なる取組を促すため、従来通り報告する。)

【基準適合状況報告における評価書・調書での報告事項】

トップレベル事業所Gold・Silver	トップレベル事業所Diamond
①評価・検証の概要、事業所の概要、用途別床面積・用途別エネルギー消費比率 ②Ⅰ 一般管理事項 ③Ⅱ 建物及び設備性能に関する事項 ※1 ④Ⅲ 事業所及び設備の運用に関する事項 ⑤Ⅳ 事業所の再生可能エネルギーの利用に関する事項 ⑥Ⅴ 事業所のゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項	①評価・検証の概要、事業所の概要 用途別床面積・用途別エネルギー消費比率 ※2 ②Ⅰ 一般管理事項 ③Ⅱ 建物及び設備性能に関する事項 ④Ⅲ 事業所及び設備の運用に関する事項 ⑤Ⅳ 事業所の再生可能エネルギーの利用に関する事項 ⑥Ⅴ 事業所のゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項

※1 変更が軽微な場合、認定時・又は前回報告時の内容から変更不要

※2 認定時の内容から変更不要

(7) 検証における負担軽減（第三計画期間から継続して認定申請する事業所）

検証ガイドライン P38

<過去に認定を受け、次期の計画期間に継続して認定を受けるために認定申請をする事業所の根拠書類との突合確認の対象>

- 第3計画期間に優良特定地球温暖化対策事業所として認定された事業所が第4計画期間に継続して認定を受けるために行う認定申請においては、次の条件を同時に満たす評価項目に係る根拠書類との突合確認を省略できる。
 - ・ 右表示す評価項目であること。
 - ・ 第3計画期間に提出し、東京都に認定を受けた評価書及び調書と第4計画期間の認定申請における評価書と調書を比較し、評価点が変更されていない評価項目であること。
- 検証機関は、右表に記載のある各評価項目の評価点の欄を比較し、変更されている評価項目を対象として、根拠書類との突合確認等を行う。
- なお、上述の条件に該当する評価項目であっても、検証機関が事業所の状況を確認し、必要に応じて根拠書類との突合確認の対象とすることができる。

評価項目の区分	評価項目 No.	
	第一区分事業所	第二区分事業所
<u>I 一般管理事項</u>	<u>I 1.3～I 3.2</u> <u>I 3.4～I 3.7</u> <u>I 4.8</u>	<u>I 1.3、I 1.5</u> <u>I 2.1～I 3.2</u> <u>I 3.4、I 3.6</u> <u>I 4.8</u>
<u>II 性能に関する事項</u>	<u>II 1.1～II 3f.9</u>	<u>II 1a.1～II 4.2</u> <u>II 5a.1～II 5j.1</u> (生産・プラント・特殊設備) <u>II 5a.1～II 5e.2</u> (上水道施設) <u>II 5a.1～II 5d.4</u> (下水道施設) <u>II 5a.1～II 5c.5</u> (廃棄物処理施設)

目次

- 6－1 制度の考え方と新たな目標像、上位区分の追加
- 6－2 第4計画期間の評価基準、評価項目の変更
- 6－3 建築物環境計画書制度との連携
- 6－4 事務手続の負担軽減
- 6－5 その他の留意事項**

(1) 第四計画期間の適合報告、認定申請等のスケジュール

- 令和3年度～令和6年度認定事業所の令和7年度適合報告
 報告期限 **6月末** (電力メニュー利用の場合、別途案内。必ずご報告お願いします)
- 令和7年度認定申請
 申請期限 **9月末** (電力メニュー利用の場合、別途案内。必ずご報告お願いします)
- 削減義務率減少申請
 令和3年度～令和6年度認定事業所 令和7年度の適合報告時まで
 令和7年度認定申請事業所 認定申請時

	2024年度			2025年度										
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
適合報告(令和6年度実績)					提出	→								
認定申請								申請	→					
削減義務率減少申請								申請	→					
・令和7年度認定申請事業所														
・令和3～6年度認定事業所					申請									

(2) 評価書シート

第三計画期間

第1号様式(優良特定地球温暖化対策事業所の認定ガイドライン(第一区分事業所))その1

地球温暖化対策推進状況評価書(第一区分事業所)

事業所の概要

指定番号: 220000
 事業者の氏名: 東京環境不動産株式会社 代表取締役社長 東京 太郎
 事業所の名称: 東京環境不動産ビルディング
 主たる用途: 事務所 商業施設(物販) 商業施設(飲食) 医療施設 情報通信施設 文化・娯楽施設 駐車場
 敷地面積: 14,000 m² 延床面積又は事業所の床面積: 100,000 m² 棟数: 1 棟
 階数: 地上 34 階 最も古い建物の竣工年月: 2022年4月 最も新しい建物の竣工年月: 2022年4月
 基準排出量: 6,500 t-CO₂/年 前年度CO₂排出量実績: 6,000 t-CO₂/年 60.0 kg-CO₂/m²・年
 前年度一次エネルギー消費量実績: 150,000 GJ/年 1,500 MJ/m²・年

総合評価結果

基礎得点: 85.6 点 判定: X
 総合得点: 85.3 点 不合格要件の数: 3
 トップレベル事業所等の認定水準を満足していません。

要求事項別の評価結果

I 一般管理事項
 1. CO2削減推進体制の整備
 2. 図面・管理標準等の整備
 3. 主要設備等に関する計測・計量及び記録
 4. エネルギー消費量・CO2排出量の管理
 5. 保守・点検の管理

II 建物及び設備性能に関する事項
 1. 自然エネルギーの利用
 2. 建物外皮の省エネルギー性能
 3. 設備・制御系の省エネルギー性能

III 事業所及び設備の運用に関する事項
 1. 運用管理
 2. 保守管理

IV 事業所の再生可能エネルギーに関する事項
 1. オンサイトの再生可能エネルギーの利用
 2. オフサイトの再生可能エネルギーの利用
 3. 電気売買契約等による再生可能エネルギーの利用
 4. 電気需要最適化

V 事業所のゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項
 1. CO2排出・エネルギー消費等の削減
 2. 気候変動適応
 3. その他の環境配慮の取組



第四計画期間

第1号様式(優良特定地球温暖化対策事業所の認定ガイドライン(第一区分事業所))その1

地球温暖化対策推進状況評価書(第一区分事業所)

事業所の概要

指定番号: 220000
 事業者の氏名: 東京環境不動産株式会社 代表取締役社長 東京 太郎
 事業所の名称: 東京環境不動産ビルディング
 主たる用途: テナントビル 事務所 商業施設(物販) 商業施設(飲食) 医療施設 情報通信施設 文化・娯楽施設 駐車場
 敷地面積: 14,000 m² 延床面積又は事業所の床面積: 100,000 m² 棟数: 1 棟
 階数: 地上 34 階 最も古い建物の竣工年月: 2011年4月 最も新しい建物の竣工年月: 2014年4月
 基準排出量: 6,500 t-CO₂/年 前年度CO₂排出量実績: 2,633 t-CO₂/年 26.3 kg-CO₂/m²・年
 前年度一次エネルギー消費量実績: 130,000 GJ/年 1,300 MJ/m²・年

総合評価結果

基礎得点: 87.5 点 不合格要件の数: 0
 総合得点: 104.9 点 判定: Diamond
 加算: 0.0 0.0 7.3 2.9 7.1 0.1 17.4

要求事項別の評価結果

I 一般管理事項
 1. CO2削減推進体制の整備
 2. 図面・管理標準等の整備
 3. 主要設備等に関する計測・計量及び記録
 4. エネルギー消費量・CO2排出量の管理
 5. 保守・点検の管理

II 建物及び設備性能に関する事項
 1. 自然エネルギーの利用
 2. 建物外皮の省エネルギー性能
 3. 設備・制御系の省エネルギー性能

III 事業所及び設備の運用に関する事項
 1. 運用管理
 2. 保守管理

IV 事業所の再生可能エネルギーに関する事項
 1. オンサイトの再生可能エネルギーの利用
 2. オフサイトの再生可能エネルギーの利用
 3. 電気売買契約等による再生可能エネルギーの利用
 4. 電気需要最適化

V 事業所のゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項
 1. CO2排出・エネルギー消費等の削減
 2. 気候変動適応
 3. その他の環境配慮の取組

(3) メインシート (基準一次エネルギー消費量、事業所の削減義務率)

地球温暖化対策推進状況評価ツール(第一区分事業所)

第1号様式(優良特定地球温暖化対策事業所の認定ガイドライン(第一区分事業所))その2

評価・検証の概要		認定申請 2025年度	Ver. IV 2025
評価日	2022年6月1日		
評価者	会社名等 東京環境不動産株式会社 所属 総務部環境対策室長 氏名 東京 次郎		
検証日	2022年8月1日		
検証者	会社名等 株式会社 日本地球温暖化対策コンサルタント 所属 技術部長 氏名 日本 花子		
事業所の概要			
指定番号	220000 評価No. []		
地球温暖化対策事業者の氏名	東京環境不動産株式会社 代表取締役社長 東京 太郎		
事業所の名称	東京環境不動産ビルディング		
主たる用途	テナントビル 事業所の削減義務率 41 %		
敷地面積	14,000 m ²	延床面積又は事業所の床面積	100,000 m ²
階数 地上	34 階	最も古い建物の竣工年月(西暦)	2011年4月
基準排出量	6,500 t-CO ₂ /年	前年度CO ₂ 排出量実績	2,633 t-CO ₂ /年
基準一次エネルギー消費量	230,000 GJ/年	前年度一次エネルギー消費量実績	130,000 GJ/年

事業所の概要

指定番号	220000		評価No.	[]
地球温暖化対策事業者の氏名	東京環境不動産株式会社 代表取締役社長 東京 太郎			
事業所の名称	東京環境不動産ビルディング			
主たる用途	テナントビル		事業所の削減義務率	41 %
敷地面積	14,000 m ²	延床面積又は事業所の床面積	100,000 m ²	棟数 1 棟
階数 地上	34 階	最も古い建物の竣工年月(西暦)	2011年4月	最も新しい建物の竣工年月(西暦) 2014年4月
基準排出量	6,500 t-CO ₂ /年	前年度CO ₂ 排出量実績	2,633 t-CO ₂ /年	26.3 kg-CO ₂ /m ² ・年
基準一次エネルギー消費量	230,000 GJ/年	前年度一次エネルギー消費量実績	130,000 GJ/年	1,300 MJ/m ² ・年

用途別床面積・用途別エネルギー消費比率

※ 床面積は各用途の共用部分を含んだ面積とし、複合用途の場合は全体共用面積を各用途の面積比で按分したものを各用途の面積に加えた数値とする。

用途名	含まれる用途	床面積 [m ²]	用途別エネルギー消費比率
事務所	オフィスビル、官公庁庁舎、警察署、消防署、刑務所、拘留所、審議場、研究施設(事務所的なものに限る。)、宗教施設等	80,000	77.5%
商業施設(物販)	ショッピングセンター、百貨店、スーパー、遊技場、温浴施設、空港、バスターミナル等	1,000	1.8%
商業施設(飲食)	飲食店、食堂、喫茶店等	3,000	5.4%
宿泊施設	ホテル、旅館、公共宿泊施設、結婚式場・宴会場、福祉施設等		
教育施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校等		
医療施設	病院、大学病院等	1,000	1.7%
情報通信施設	電気センター、データセンター、管制施設等	1,000	4.4%
文化・娯楽施設	美術館、博物館、図書館、集会所、展示場、劇場、映画館、体育館、競技場、運動施設、遊園地、競馬場、競艇場等	4,000	4.5%
物流施設	常温倉庫、冷蔵冷蔵倉庫、トラックターミナル、物流センター、卸売市場等		
研究施設	実験・研究施設、クリーンルーム、恒温恒湿室等		
放送局	放送局、電波塔等		
水族館	動物園、水族館等		
駐車場	地下駐車場、車庫等	10,000	4.8%
熱供給施設	熱供給施設等		
合計		標準一次エネルギー消費原単位 2,065 MJ/m ² ・年	37.0%削減 100,000 100.0%

エネルギー消費先比率

※ エネルギー消費先比率の一次エネルギー実測値が90%以上の場合は、採用権の欄に数値を直接入力してもよい。

項目	種目	主なエネルギー消費機器	一次エネルギー実測値 [GJ/年]	比率	採用値
熱源	熱源本体	冷凍機、温水機、ボイラー、パッケージ型空調機等	35,690	27.5%	24.9%
	熱源補機	冷却塔、冷却水ポンプ、冷水機1次ポンプ等	6,230	4.8%	4.4%
熱搬送	水搬送	冷水機2次ポンプ	4,190	3.2%	2.9%
	空気搬送	空調機、ファンコイルユニット等	8,240	6.3%	11.0%
給湯	給湯	ボイラー、循環ポンプ、電気温水器等	310	0.2%	1.5%
	照明	照明器具	22,430	17.3%	19.8%
動力	エレベーター	昇降機等	19,450	15.0%	17.8%
	給排水	排水ポンプ等	5,670	4.4%	9.4%
その他	昇降機	エレベーター、エスカレーター等	2,870	2.2%	2.5%
	その他	トランス損失、伝導動力等	560	0.4%	5.1%
計	全 計	事業所全体のエネルギー消費量の合計	106,390	81.8%	100.0%
熱負荷	外皮	建物外皮からの熱負荷を処理するための空調エネルギー消費量の想定比率			4.3%
	外気	外気導入による熱負荷を処理するための空調エネルギー消費量の想定比率			12.2%
低減	熱負荷	事業所全体の熱負荷を処理するための空調エネルギー消費量(熱源・熱搬送)の想定比率			43.2%

基準一次エネルギー消費量 (区分 I)

基準一次エネルギー消費量は、基準排出量に相当する一次エネルギー消費量とし、次のア) からウ) までのいずれかに該当するものとする。

- ア) 基準排出量が過去の排出量の平均値である場合で、特定温室効果ガス排出量算定報告書に記載されている年度分の一次エネルギー消費量の平均値
- イ) 認定基準 別表第7に規定される標準一次エネルギー原単位に、用途別の延床面積を乗じて合計した値
- ウ) 基準排出量が過去の排出量の平均値や標準排出原単位で決定されていない事業所の場合は、認定申請前年度の年間の一次エネルギー消費量をCO₂排出量で除して算出した係数 (GJ/t-CO₂) を基準排出量に乗じて算出した値

質問シートと送付先

質問方法

トップレベル事業所に関する質問シートを準備しております。

右の質問シートを

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/faq/question_download/

よりダウンロードし、下記送付先にお送りください。

送付先

Eメールの場合：toplevel@ml.metro.tokyo.jp

**優良特定地球温暖化対策事業所（トップレベル事業所）に関する質問
送付シート（E-mail用）**

送付先：東京都 環境局 地球環境エネルギー部 総量削減課
E-mail: toplevel@ml.metro.tokyo.jp

●いただいたご質問等への回答は、対象事業所の皆様と広く共有させていただきたいと考えております。
●このため、御にお寄せいただくご質問等への回答内容は、一定の制限とをのりえ、東京都環境局ホームページ等で、「主な質問への回答（FAQ）」として掲載させていただきます。

氏名			
事業所名		指定番号	
所属部署名等			
対象事業所との関係			
連絡先	電話		
	E-mail		

※対象事業所の場合は、指定番号（算が指定する4けたの数字）を御記入ください。

質問①	区分	

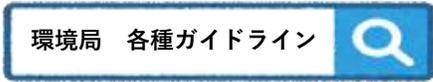
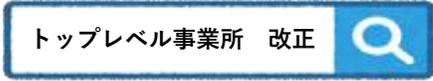
質問②	区分	

質問③	区分	

質問④	区分	

認定基準・認定ガイドライン等

東京都ホームページにて説明会資料及び認定基準、ガイドライン等を公開しております。

公開内容	URL	QRコード
認定基準・各種ガイドライン・評価ツール、記入例等	 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/toplevel/evaluation_tools	
第四計画期間版認定基準の改定のポイント 第四計画期間版ガイドラインの改定内容 等	 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/meeting/r5/toplevel20240220/	
トップレベル事業所制度ウェブページ	 https://www.toplevel.metro.tokyo.lg.jp/	
環境局公式X 東京都 環境・自然	 https://x.com/tochokankyo	